

平成30年 3 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成30年 3 月 14 日 (水)

平成30年 3 月 15 日 (木)

平成30年 3 月 16 日 (金)

平成30年 3 月 19 日 (月)

平成30年 3 月 20 日 (火)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成30年 3 月14日 (水)	7 頁
平成30年 3 月15日 (木)	53頁
平成30年 3 月16日 (金)	131頁
平成30年 3 月19日 (月)	209頁
平成30年 3 月20日 (火)	261頁

平成30年3月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	3月14日（水）	<p>開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第1号 市民環境部関係議案審査 議案乙第1～3号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第1～3号</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>
第2日	3月15日（木）	<p>健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第8号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第3日	3月16日（金）	<p>健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第8号 陳 情第3号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部関係議案審査 議案乙第8号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第4日	3月19日（月）	<p>市民環境部関係議案審査 議案乙第8～10号 議案甲第3～6号 陳 情第4号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

<p>第5日</p>	<p>3月20日（火）</p>	<p> 現地視察 鳥栖いづみ園改修事業（藤木町） スタジアム塗装改修事業（京町） 陳 情 陳情第3、4号 自由討議 議案審査 議案乙第8～10号 議案甲第3～6号 〔協議〕 〔総括、採決〕 報 告（市民環境部税務課、国保年金課、健康福祉みらい部社会福祉課） 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について 障害児通所事業所の国庫負担金等返還金対応について 〔報告、質疑〕 閉会 </p>
------------	-----------------	--

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成30年3月13日付託]

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) [可決]

議案乙第3号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) [可決]

[平成30年3月14日 委員会議決]

議案甲第3号 鳥栖市地域環境整備基金条例 [可決]

議案甲第4号 鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を
改正する条例 [可決]

議案甲第5号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案乙第9号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 [可決]

議案乙第10号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算 [可決]

[平成30年3月20日 委員会議決]

2 報告

障害児通所事業所の国庫負担金等返還金対応について(健康福祉みらい部社会福祉課)

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について(市民環境部税務課)

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について(市民環境部国保年金課)

3 陳情

陳情第3号 産前産後サポート事業実施について(要望) [協議]

陳情第4号 「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定および固定資
産税の特例措置に関する要望書 [協議]

平成30年 3 月 14 日（水）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課 長 吉田 忠典

社会福祉課 参 事 武富美津子

社会福祉課 地域福祉係 長 庄山 裕一

社会福祉課 高齢者福祉係 長 佐藤 直美

社会福祉課 障害者福祉係 長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課 長 補 佐 兼 保 護 係 長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課 長 石橋 沢預

こども育成課 子 育 て 支 援 係 長 田中 大介

こども育成課 担当課 長 鳥 栖 い づ み 園 長 久保山史葉

健康増進課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 坂井 浩子

健康増進課 長 補 佐 兼 国 保 年 金 課 長 補 佐 名和 麻美

健康増進課 長 補 佐 兼 保 健 予 防 係 長 兼 国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 係 長 白山 淳子

健康増進課 健康づくり係 長 兼 国 保 年 金 課 係 長 松隈 由美

文化芸術振興課 長 松隈 義和

文化芸術振興課 文化芸術振興係 長 林 康司

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課 長 古賀 達也

スポーツ振興課 スポーツ振興係 長 時田 丈司

市 民 環 境 部 長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	榎原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

[説明、質疑]

市民環境部関係議案審査

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案乙第3号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

[説明、質疑]

議案審査

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案乙第3号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

[採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前 9 時 57 分

開議

中川原豊志委員長

平成30年3月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は10件、ほか、陳情2件の委員会送付がっております。

審査日程につきましては、本日14日に健康福祉みらい部、市民環境部両部関係の補正予算の審査、採決を行いたいと思います。

明日15日は、健康福祉みらい部の当初予算の審査及び陳情に関する所管事務調査、市民環境部の当初予算の審査。

16日は、15日に続き、市民環境部の当初予算案、条例案の審査及び陳情に関する所管事務調査。

19日は予備日としております。

20日は、現地視察、陳情協議、自由討議、総括及び採決という日程でお願いしたいと思います。

なお、審査の進行状況によっては、日程の変更を皆さんにお諮りする可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、明日15日は、本会議終了後の委員会になりますので、改めて時間のほうは連絡をいたします。

それと、16日は小学校の卒業式が入っておる関係で、委員会の時間を13時30分からというふうにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程につきましては、以上のとおりと決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付をしておりま
すとおりました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いします。

樋口伸一郎副委員長

現地視察につきましては、皆さんから議案に関する現地視察の候補があれば、できれば早
めにということで、きょうぐらいまでに申し出ていただいたら幸いに思います。

一応、何もなければということなんですけど、今、鳥栖いづみ園の改修工事前の状況を
視察するっていうふうなこともありますので、そこも含めて、皆さんからあれば、よろしく
お願いします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしく願いいたします。

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前10時3分開議

中川原豊志委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooo

健康福祉みらい部

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

これより、健康福祉みらい部関係の補正予算の審査を行います。議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、健康福祉みらい部関係について御説明を申し上げます。

委員会資料に沿って御説明を申し上げたいと思います。

歳入でございます。款13分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金につきまして、主なものといたしましては、環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する老人保護措置費負担金で、退所者が見込みより多かったため、減額補正をいたしております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費負担金でございます。

保育所保育料につきましては、想定していた保育士の確保が進まなかったこと及び今年度新設された3カ園の入所措置数が0、1、2歳児の受け入れに集中し、当初の見込みより少なかったことなどによる減額補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生使用料、節1保健衛生使用料につきましては、休日救急医療センターにおける診療報酬及び窓口収入の決算見込みによる増額をいたしております。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、款14使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料及び都市広場使用料の決算見込みによる補正でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節2保健体育使用料につきましては、市民体育館を初めといたします体育施設の決算見込みに伴います補正でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金につきまして、主なものは、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金及び障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費負担金の、いずれも決算見込みによる補正でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫負担金の主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づき、私立保育所等に支払われる給付費の単価が増額改定されたこと及び保育士の処遇改善加算が追加されたことなどに伴う国庫負担金の増額補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、国の負担率の高い3歳児未満児の対象者数の減少による国庫負担金の減額補正でございます。

吉田忠典社会福祉課長

節3 生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金でございますが、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金で、交付決定額による減額補正でございます。

その下、地域介護福祉空間整備推進交付金につきましては、高齢者施設の防犯対策の強化を行った事業所に対する補助金でございます。市内の11事業所から防犯カメラやインターホン人感センサー等の設置に対する助成要望があり、予算措置をしておりましたが、8事業所から申請の辞退等がありましたため、その分を今回、減額補正しております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業の実績が当初の見込みより少なかったことによる国庫補助金の減額補正でございます。

保育所等整備交付金につきましては、来年度から認定こども園に移行予定の私立幼稚園2カ園の保育所部分の施設整備に係る事業費が当初での見込みより減ったことに伴う国庫補助金の減額補正でございます。

次の、目5 教育費国庫補助金、節1 教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の増額補正でございます。これは、今年度の国の負担率が当初の見込みより多い負担率で確定したことに伴う国庫補助金の増額でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

項3 委託金、目3 衛生費委託金、節1 保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査委託金で、受診者が見込みより少なかった等の理由により減額をいたしております。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、款16 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金及び障害者自立支援給付費負担金の県負担

金の決算見込みによるものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所に支払われる給付費の単価が増額されたことに伴う県負担金の増額補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、児童数の減少による県負担金の減額補正でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、節3 生活保護費県負担金につきましては、居住地がないなどの被保護者の保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費県補助金のうち、主なものといたしましては、地域生活支援事業補助金でございますが、交付決定額による減額補正でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費県補助金のうち、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、医療費助成申請件数が、見込みよりも多いことによる県補助金の増額補正でございます。

安心こども基金特別対策事業費補助金につきましては、認定こども園に移行予定の私立幼稚園2カ園の幼稚園部分の施設整備に係る事業費が、当初の見込みよりふえたため、県補助金の増額補正をするものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業補助金につきましては、実績による減額補正でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款18寄附金、項1 寄附金、目2 教育費寄附金、節2 保健体育総務費寄附金につきましては、スタジアム塗装改修事業の設計委託料の額の確定に伴い、企業版ふるさと寄附金を減額補正するものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

目3 民生費寄附金、節1 児童福祉費寄附金の児童福祉費寄附金につきましては、子どもの医療費に対する指定寄附でございます。

個人の方からの寄附で、昨年度も同じ方から同額の寄附をいただいております。

吉田忠典社会福祉課長

款19繰入金、項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金、節1 国民健康保険

特別会計繰入金のうち、社会福祉課分につきましては、精神障害に関する相談事業分の国民健康保険関係分として繰り入れます繰入金の確定による補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

同じく健康増進課分といたしましては、主にがん検診や、うらら健康マイレージ事業によるものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款21諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入につきましては、広域介護保険課から受託し、介護予防事業等を実施しております地域支援事業の決算見込みによる補正でございます。

次に、項6雑入、目4雑入、節1生活保護費雑入につきましては、保護受給後に年金等の収入があった場合の生活保護費の返還金でございます。

同じく、節4雑入につきましては、主なものとして、障害児通園施設ひかり園の介護受給費の決算見込みによる減額補正でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款22市債、項1市債、目5教育債、節3保健体育債につきましては、市民体育センター非構造部材改修工事の額の確定に伴い、市債の借り入れの減額補正をするものでございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、歳出でございます。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までにつきましては、育児休業者分の減額、並びに介護予防事業における支弁人件費の計上に伴います組み替えによる補正でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種団体や補助事業の決算見込みに伴う補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度に実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の余剰分を返還するものでございます。

節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、累積赤字補填のための特別繰り出しなどによる補正でございます。

次に、目2障害者福祉費でございます。その主なものについてでございますが、節13委託料でございます。障害者福祉サービスを受けるための障害程度区分認定の調査を行う認定調査委託料、あるいは、障害者の生活訓練等を実施する日中一時支援事業等の決算見込みに伴

う減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、家族との同居や住居の確保が難しい障害者のために、低料金で居室や設備を提供した施設への補助金でございます福祉ホーム事業補助金や、重度障害者を受け入れたグループホーム等への補助金でございます重度障害者地域生活重点支援事業補助金の決算見込みによる補正でございます。

節20扶助費につきましては、障害児の施設通所や相談支援事業等に係る障害児施設給付費及び障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費について、決算見込みにより補正をしております。

続きまして、目3老人福祉費でございます。節2給料から節4共済費までにつきましては、地域支援事業費の決算見込みに伴う補正で、事業費支弁人件費を目1社会福祉総務費から組み替えを行っております。

節8報償費の主なものにつきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等の介護見舞金の決算見込みによるものでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業、緊急通報システム事業及び介護予防事業等の決算見込みによるものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、地域介護福祉空間整備補助金の減額補正でございますが、高齢者施設の防犯対策の強化を行った事業者に対する補助金として、市内の11事業所から要望がございましたけれども、8事業所が申請の辞退等をされておりますので、その分を今回、減額補正をしております。申請辞退の理由といたしましては、当該事業所の職員の退職に伴い、派遣による人材確保を行った結果、人件費が増加した、あるいは、食材費等の高騰等で給食外注経費がかさんだ、あるいは入所者の減少に伴い、防犯設備の整備の費用の捻出が困難になったとの理由が主なものでございます。

節20扶助費につきましては、老人保護措置費の減額でございます。死亡などの理由による施設からの退所者の増加によるものでございます。

次に、目4老人福祉センター費のうち主なものを申し上げます。節11需用費につきましては、中央老人福祉センター等の燃料費の決算見込みによる補正でございます。

節13委託料につきましては、中央老人センターの空調設備保守点検業務の入札による残の発生が主なものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について申し上げます。節7賃金から節14使用料及び賃借料までは、いずれも決算見込みによる補正をお願いしております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、中原特別支援学校の放課後児童クラブに係る負担金が当初の見込みより利用実績が少なかったことによる減額補正でございます。

節20扶助費でございますが、母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親家庭の父または母が資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給される高等技能訓練促進費等の支給額が見込みより少なかったことによる減額でございます。

子どもの医療費につきましては、下半期に入ってから受診件数の伸びが大きく、助成申請数が見込みより多かったことによる増額でございます。

母子生活支援施設入所措置費につきましては、入所措置の実績がなかったことによる減額でございます。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育所職員45名分の決算見込みに伴う減額でございます。

節7賃金につきましては、延長保育、一時預かり障害児保育等の特別保育事業に係る保育士等賃金の減額補正でございます。

理由といたしましては、延長保育に関しましては、利用が見込みより少なかったこと、一時預かりに関しましては、嘱託保育士の確保が、予定が2名に対して1名しかできなかったこと、また、障害児保育につきましては、10名予算を見込んでおりましたけれども、実際加配が必要となった保育士が6名であったことなどによるものでございます。

節11需用費の主なものにつきましては、給食費の決算見込みに伴う減額でございます。

節13委託料のうち、システム改修委託料につきましては、今年度、保育士の処遇改善加算に係る制度改正があったことに伴う福祉システムの改修費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、私立保育所に支払われる給付費の単価が保育士の処遇改善分の加算などを含み、増額確定したことに伴う予算の不足分を増額補正するものでございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の離職防止と人材確保を目的に、保育所において保育士資格を持たない者が短時間の保育業務補助に行うに当たり、その費用を助成するものでございますが、私立保育園が実際に雇用した実績が見込みより少なかったために、減額をするものでございます。

私立保育所施設整備補助金につきましては、今年度、認定こども園への移行のために、施設整備をされている2カ園分の補助対象経費が確定したことに伴う補助金の減額補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料の平成28年度国庫負担金等返還金につきましては、平成28年

度分の施設型給付費に係る国庫負担金の返還金でございます。

次に、目3児童手当費、節20扶助費につきましては、児童手当の支給対象児童数が見込みより少なかったため、決算見込みによる減額をお願いしております。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。節3職員手当等は、職員の転居に伴う通勤手当の決算見込みに伴う補正でございます。

節4共済費につきましては、就労支援員が嘱託職員から再任用職員へと変更になったことで減額をするものでございます。

節7賃金につきましても、嘱託職員から再任用職員への変更による減額補正でございます。

節20扶助費につきましては、住宅確保給付費の支給が見込みより少なかったということから減額補正をするものでございます。

次に、目2扶助費、節20扶助費につきましては、生活扶助、医療扶助等の決算見込みによる減額補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものを御説明いたします。節2給料から節4の共済費は育児休業に入っている職員等の減額補正をお願いするものでございます。

節13委託料につきましては、妊婦健診及び乳児健診の受診者数が見込みより少なかったために減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目2予防費の主なものを御説明いたします。節13委託料のうち主なものは、予防接種委託料、アスベスト健康調査委託料の減額でございます。最終接種数や受診者数が見込みより少なかったためでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費でございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の減額補正でございます。補助対象児童数が見込みより少なかったため、決算見込みにより減額をお願いするものでございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、項4社会教育費、目6文化振興費について申し上げます。節11需用費は、市民文化会館の燃料費の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、目7定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。節11需用費は光熱水費の決算見込みによる補正でございます。

項5保健体育費について御説明申し上げます。目1保健体育総務費の節1報酬から節19負

担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

節25積立金につきましては、平成30年度のスポーツ振興奨励金に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

目2体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

次に、目3体育施設費につきましては、節7賃金から節14使用料及び賃借料まで決算見込みに伴います減額補正でございます。

平成29年度の繰越明許費についてでございます。

款10教育費、項5保健体育費のスタジアムネーミングライツ企業特典事業、324万円につきましては、ネーミングライツ契約をいただいております。ベストアメニティ株式会社との協議の結果、会社のロゴ横断幕をサガン鳥栖に公式訪問、ホームゲーム中に2枚掲出することといたしました。平成29年度、それから平成30年度をまたぐ契約期間なることから、繰越明許費として計上させていただいております。

以上で、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

款14、項1、目1、節1の社会教育使用料、これは補正額だけで言うと275万円ですね。ただ、内訳、説明を見ると、市民文化会館使用料が450万円となっています。これ、450万円という金額は、そんなに半端な金額じゃないんですけど、これ、今しか上げられなかったのかということですね。450万円の歳入増、この3月補正にしか上げられなかったのかという疑問です。まず、それをお答えください。

もっと早く、要は12月とか、それから、もうちょっと早く、9月とか、その都度、一定たまったら上げるみたいな感じができなかったのかという質問です。

松隈義和文化芸術振興課長

この件につきましては、主に夏場及び秋口のオペラとかマクベス等が長期に大ホールを使用された関係上で収入がふえたものでございますけれども、調定そのものは秋口で行いまして、ちょっと12月議会にまでには間に合わなかったというのが現状でございます。

以上です。

成富牧男委員

調定は上げとったということですが、大体どういう事業をやるかっていうのちょっと前にわかると思うんですね。だから、それでまた歳入が……、特にこれ、何かチケット収入ではないんですね、使用料だから。だから、もっと早目に、それこそ調定、今、上げられたということですので。

細かくは言いませんけど、私、一貫して言っているんですけど、なるべく歳入は早くつかんで、早い補正時期に、例えば9月、6月にはちょっと厳しいし、6月にしたら、何しよったかってなりますよね。9月、12月とか、なるべく早目にして、その歳入をまた別の、本当はこれをしたかったっていう予算、そちらのほうに回すとか、増額補正もしくは新規で回すとか。そういうやり方をしてほしいなと思っておりますので、一言だけいただきたいのは、少し改めないかかなっていうお気持ちがあるのかどうか、それだけ尋ねときます。

考え方でいいよ。

中川原豊志委員長

答弁できますか。

松隈義和文化芸術振興課長

私どもに限らず、この歳入に関しましては、全庁的なものだというふうに思っておりますので、額が確定し、歳入があれば、その都度議会に諮ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

成富牧男委員

今、前置きは何のためしたと。全庁的なものですので、自分のところだけでは決められませんっていう意味で言ったと。

そうじゃないっちゃろう。

わざわざ前置きは要らないと思いますが、ちょっと気になりましたので、もう一度。

松隈義和文化芸術振興課長

大変失礼いたしました。私どもとしては、額が確定し、収入が生じた時点でその都度対応していきたいというふうに思っております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

保育士の方が足りないということで、先ほどから皆さんの中でいろいろ述べられていたんですけど、現状として、実際に定数はあって、それに必要な部分の保育士との差というのは

どのくらいあるのか。それに対してどういうふうな対応をこれまでされてきたのか。まずはそのことからお尋ねしたいと思いますが。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

定数というのは、公立保育所のみではなく、「私立も合わせて」と呼ぶ者あり）定数につきましては、1,900名ぐらいあるんですけども、実際どれぐらい子供さんを預かるかというに関しましては、子供さんが低年齢であればあるほど保育士の数が多く要するという形になりまして、ここ数年、非常に、0、1、2歳児のお子さんを預けたいと望まれる方が激増しておりまして、それに対応するだけの保育士の数が足りないということでございます。

具体的に何名足りないかということにつきましては、ちょっとこの場で何名というのは、上げるのは難しいと思いますけれども、現時点におきましては、私立保育所、公立保育所、一緒になって、保育士の確保に努めているところではございます。

以上です。

古賀和仁委員

ちょっとよくわからなかったんですけども、何名ぐらいの申し込みがあつて、何人ぐらい待機があるのかなど、そこをちょっと知りたくて。

中川原豊志委員長

もう少し具体的に。保育士さんの人数ですか、それとも、園児の数ですか。

古賀和仁委員

すいません、保育士さんの人数が大体どのくらい必要というふうに考えているのか。最低やっぱりこのくらいはいないと、なかなか定数部分までは受けられないよと、今、申し込みあった部分について、実質的にどのくらいあるのかというのが。

中川原豊志委員長

今回の補正で、保育士さん等については、私立というのは補正には入ってきませんので、保育士さんの賃金とかというのは。

ですから、今回の補正には、公立保育所の賃金の増減についての補正が上がってますんで、その辺についての答弁でよろしいですかね。

古賀和仁委員

何でこんなことを尋ねているかと申しますと、保育士対策支援事業という諸々あつて、実際には対応できなくて減額になっていると。その辺を踏まえて、ちょっとお尋ねしているんですけども。実際に何名か園のほうからお断わりがあつていると、無理だからと。その辺を踏まえてちょっとお尋ねしているんですが。

中川原豊志委員長

補正の議案の中の資料でいきますと何ページに当たるのかっていうのがわかれば。

古賀和仁委員

3ページの国庫支出金の児童福祉費国庫補助金の部分と、それに合わせたところ、歳出のなかで（「11ページ」と呼ぶ者あり）の賃金1,514万9,000円。それと、この保育補助者雇上強化事業補助金1,365万8,000円減額ということになっているんですけど、これは樋口議員も含めて、何かお断りがあったということで、その理由まで含めて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

中川原豊志委員長

賃金の減額補正の分と、保育士雇上強化事業。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、目2保育園費の節7賃金1,514万9,000円の減額につきましては、これ、特別保育事業に係る賃金、保育士等の賃金でございまして、特別保育事業というのは、延長保育、それから、一時預かり保育、障害児保育、こういったものに対する保育士の賃金でございまして。

延長保育に関しましては、最近、減少傾向にあります。延長を願い出る方が減ってきているということです。そのために、対応する保育士がそんなに要らなかったということでございます。

一時預かり保育については、保育所に預けないで家庭で保育をされている方が一時的に保育園所に預けたいと、きょう一日とか、半日とかで預けられることがございますけれども、これに対しては、2名の保育士を予定しておりましたけれども、保育士の確保がなかなかできなくて1名しか確保ができなかったということでございます。

すいません、申し上げるのを忘れていましたけれども、節7賃金に関しましては、公立保育所4カ園分の保育士、嘱託保育士の賃金に係るものでございます。

それと、障害児保育に関しましては、障害のあるお子さんで、特別に加配をつけないといけないお子さんがいらっしゃいます。予算としては、10名分を上げておりましたけれども、実際加配をした保育士が6名だったということでございます。

それから、節19負担金、補助及び交付金の中の保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、これは、保育士の資格を持たない方が保育士の補助的な業務をするために雇ってもいいですよという補助金の制度でございまして、国と県と市が、その必要な金額の全額を補助するという制度でございまして。

この補助事業をするに当たって、事前に意向調査をしましたところ、8カ園が手を挙げられましたので――これは私立保育所の話でございます、そのつもりで予算措置をしておりましたけれども、実際に雇上をされた、保育所が2カ園、2名分でございますので、不要と

なった額を、今回、減額の補正とさせていただいているところでございます。

古賀和仁委員

ありがとうございます。

8カ園で2カ園しか、それであとは手をおろされたと。それぞれ理由はあると思いますけれども、その大きな理由、せつかく手を挙げられて、補助金が出る状態にまでなって、断られる……、もともとから、なかなか条件が厳しいのか。それに対するクリアしないとならないハードルが高いのか、そういう理由があるのか。

それからもう一つ、さっきの賃金の1,514万円、これは特別支援ということになるんですが、これは、実質的に1名、これもそれぞれ理由があると思うんですけど、大きな理由というのはどういうふうに捉えられているのかお尋ねしたいと思います。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

雇上事業のことに关しましては、これは何人かの園長先生からお聞きしたことでございますが、時間が、雇い入れられるのが週に30時間以内ということでございますので、1日6時間以内ぐらいしか雇い入れをすることができないということと、保育士さんの資格を持った方もなかなか保育士にならない昨今でございますので、保育士の資格を持たないけれども、そういった保育業務につきたいと言われる、そういう人材を見つけるのがなかなか難しいですということはお聞きしたところでございます。

それから、先ほどの賃金につきましては、一時預かり事業に対する保育士を2名必要ということにしておりましたけれども、なかなか通常の保育に従事する保育士も確保が難しい状況でございまして、一時預かりの保育士も同じ理由で、なかなか確保ができなかったと。仮にいらっしゃったとしたら、今、一時預かりよりも通常の保育のほうに優先して雇い入れをしますので、一時預かりも1名しか配置ができなかったということでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

その雇う場合の金額、具体的に幾らぐらいを支払われるということで計上されているのか。確かに、保育士さんも含めて、かなり全国的に低いというような指摘がありますけど、これについては、やっぱりそれなりのしっかりとした対応が必要となってきますので、どのくらいの金額とされているのか。

それから、雇上事業というのが、これは国、県の事業ということですけど、いつごろから始まって、今後どのような形でやっていかれるのか。その点についてお尋ねしたいんですが。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

市の嘱託職員賃金で決まっている金額ではございますが、月額16万2,330円です。

それから、雇上事業につきましては、平成29年度から始まった事業でございます。

雇上をするのに必要な経費の4分の3を国が負担、残りの8分の1を県、残りの8分の1を市、国と県と市が4分の3、8分の1、8分の1を負担するというものでございます。

これにつきましては、いつまでの事業という期限はこの段階ではございませんでしたが、県が、平成30年度については実施を見送るという方針を今、出しているところでございます。

古賀和仁委員

県が事業を見送るということは、次回はもう鳥栖市としてはやらないというふうに考えるのか。いや、鳥栖市としては、どうしてもこれは必要な分であるので、自主財源でのやっっていくだけの構えがあるのか。そういう方針については、何かこれまで協議されているかどうか、お尋ねしたいと思います。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その件につきましては、一般質問において樋口議員から質問をいただきまして、お答えをしたとおりではございますが、現時点では、平成30年度については、県が実施をしないということでございますので、市といたしましても予算化はしておりません。

ただ、今回、県に対して協議もしておりますけれども、もう少し、もう一押し、もう二押し、頑張って協議を続けていきたいということでございます。

以上です。

古賀和仁委員

ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

成富牧男委員

そうしたら、あと2つ。

これ、勉強しとかないかんですけど、款3、項2、目1、節20扶助費、母子生活支援施設入所措置費、実績がなかったっていうふうに言われたと思いますが、いつから……、ずっと、いわゆる母子生活支援施設にお住いの方、いらっしゃらないということですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは、夫からのDV等によって、奥様とその子供さんが一時的に避難をする母子生活支援施設への入所でございますけれども、平成25年と26年に、同じ方ですけれども、お母さんが1人と、子供さんお2人の入所実績がございました。

平成27年度以降は、そういった措置が必要となるような方がいらっしゃいませんでしたので、ずっとゼロの状態が続いております。

成富牧男委員

ちょっと、今、対象はわかりましたので、大体どういう流れでこの母子支援施設……、昔の母子寮というふうに考えていいですか。つないで行かれていかれる仕組みになっているのか。そこだけちょっと教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、そういった御相談がどこかの窓口があれば、こども育成課のほうに、そういう情報が入ってまいります。県の児童相談所のほうに直接行くケースもあるんですけども、市のほうに入ったときはこども育成課のほうで、まずは事情を聴取した上で、これはどこかに隔離する必要があると判断をした場合には、県の婦人相談所のほうにつながまして、入所の依頼をするようになっております。

成富牧男委員

そうしたら、市の職員が直接施設まで同行するとか、そういうところはないんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ケース・バイ・ケースではありますけれども、市のほうが一緒に行って、婦人相談所のほうとお話をして、いろんな手続きをとってというケースのほうが多いです。

成富牧男委員

ゼロって聞いて、ええって、意外に思いましたので、質問させていただきました。なるべく、いろいろな窓口があるって、あえて市のほかのところからっていう表現やったですけど、なるべく皆さんがそういうふうに声を上げてこられやすいような、そういうことを今からもしていただきたいということを申し上げて、最後にもう一つです。

11ページ、最後の償還金、利子及び割引料で、平成28年度国庫負担金等返還金について、これ、理由のところ、返還金やけん返還金みたいに言われたんですけど、理由のところをちょっと言っていただけませんか。

わかりますか。さっきの説明では、国庫負担返還金は国庫負担返還金でございますっていうふうに言われたように記憶しているんで。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

1つは、施設型給付費の額が確定をしたということでございます。

国庫負担金、これだけ必要ですということで、申請を上げて、実際国が確定をした後に、こちらのほうの実際の支払い額が確定をしておりますので、その分が、市が当初上げていた、これだけ必要ですっていう金額よりも少なかったということで、余った分をお返しする。

もう一つは、システム改修の補助金がございます、制度がいろいろ変わっておりますので、そのたびにシステムの改修の補助金がつくようになっておりますけれども、これが予算で見込んでいたよりも若干安く上がりましたので、その分が50万円程度でございますが、こ

れも返還という形になっております。

成富牧男委員

わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

牧瀬昭子委員

12ページですけれども、民生費の項3生活保護費、目1生活保護総務費の節7賃金なんですけれども、先ほど179万2,000円が補正ということで減額をされていると思うんですが、もう一度、嘱託職員の方になられたということで、減額されたんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

嘱託職員を雇用する予定で予算計上をしておりましたが、再任用職員、市役所を退職された方を配置することができまして、その方の部分については、給料とか職員手当と共済費のほうで人件費は見ますので、嘱託職員の賃金を今回補正で減額するという形になっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

では、人数としては、生活保護者の方に対するケアをするための人数っていうのは、足りている状態にありますか。

吉田忠典社会福祉課長

この、予定する嘱託職員は、生活保護というよりも生活保護になる前の段階の方、そういう方に自立してもらうために、生活保護にならないために、いろんなアドバイスとか、相談とかをしていただく職員になります。

そういった方ですので、生活保護のほうのケースワーカーとはちょっと違っておまして、ケースワーカーのほうは市の職員5名で対応しているというところで、今回の補正で減額する分につきましては、生活保護のもう一つ前の段階、自立支援、就職とかの相談を受ける職員という形になっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

要するに、専門的に、キャリアアップする方がふえて、今まで嘱託だった方がキャリアアップされて総務のほうになったということでのいいのですか。

これ、減らされたっていうか……、済みません、もう一回。

吉田忠典社会福祉課長

嘱託職員の方であっても、こういった行政のスキルとか経験とかが十分な方はなかなかうまく見つからないものでございまして、市の職員のOBであれば、そういった点では非常に明るいか、精通しているということもありますので、市の職員のほうが今回の場合、業務に対しては適任であったという形で、嘱託職員じゃなくて再任用職員を起用したという形になります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

職員さん自体が必要な方たちに対して、足りているのかっていうのはちょっと気になっているんですけども、職員さんたちが、もう走り回ってる状態だったり、人数が足りない状態があったりするのではないかなと思っているんですが、そのあたりはどうでしょうか。

中川原豊志委員長

要は、嘱託職員さんを採用しなかったんで、人手不足になっているんじゃないかということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）でも、そこは市の再任用で対応しているから大丈夫というふうなことだと思うんですけど。

吉田忠典社会福祉課長

人数的には、1人を雇う予定だったところ、嘱託職員でなくて、市の再任用職員です。

ですから、数的には1人雇うところを別に1人雇っているっていう形で、そもそもの見込みどおりの職員配置には、なっているところでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかの質問、ございますか。

古賀和仁委員

すいません、款15ですが、4ページのアスベスト健康調査委託料というものなんですが、これは今回、減額で55万6,000円ということなんですが、これは国においても、調査については、かなり調査を縮小するというふうな方針で、一昨年ぐらいからされているんですけども、実際にこの減額、大体何名ぐらいを調査されて、何名ぐらい対象で、何名ぐらい減額されたのか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

アスベスト健康調査につきましては、平成18年度から開始をしているんですけども、国のほうの調査の方法がずっと変わってきておりまして、昨年度からは、今までの調査の中で所見があった方だけを国の調査の対象としております。平成29年度につきましては、一応、対象人数が50人となっております。

最終的に今年度受診していただいた方が23人でしたので、それに係る委託料の減額、それ

から報償費、それから旅費等も減額になっておりますので、それを合わせまして55万6,000円の減額となっております。

古賀和仁委員

今後、半数以上の方は、実際に対象になったけれども、受けられなかったということですが、これに対する対応というか、今後、来年度も含めて、これからどういうふうな対応をされていかれるのか。これについては、国のほうから出てこんなら、そのままなくしてしまうのか。

ちょうど私の家の前はそれを使った工場がありましたから、かなり問題になって、かなり質問をさせていただきましたけれども、これは、もう長い間隔でしか出ないというのも事実で、やっぱり厳しいところがありますが、市としては、これについてどういうふうにかからされていかれるのか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

一応、今、国のほうで行っておりますアスベスト健康調査につきましては、何年までっていう期限を国のほうもまだ定めているところではありませんので、現状では、国の方針にのっとって、この健康調査をやっていきたいと思っております。

今まで受けてきていただいた方の中には、所見がなくても、そのうちに自分もそうなるんじゃないかという不安を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方につきましては、肺がん検診でありますとか、結核検診の中で、アスベストの曝露の既往を伺いながら、その中で診断をつけていただくようにはなっておりますので、しばらくは国の動向を見ながら、この健康調査を続けていきたいと思っております。

古賀和仁委員

1点だけ。アスベスト相談窓口、これはうちのほうではどっか決められているのか。もう、どこでも出ますよというふうな感じなのか。これ、やっぱり健康の問題ですから、非常に不安というものを持っていらっしゃる。この窓口というのは、どこかしっかり、何かあるべきじゃないかと私は思っているんですが、どこか決められているところがあるんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

アスベストに関するお尋ねっていうのが、一番は健康に関することが多うございますので、まずは、うちのほうに、建物に関することも含めて御相談をいただいておりますところではございます。

それとあと、従業員以外の方でアスベストに関する健康不安があつて、その救済制度の申請をする窓口っていうのを、うちのほうが環境再生機構のほうから委託を受けて行っておりますので、一応、うちのほうが窓口になっております。

それから、御相談内容が建物に関するものであれば、その都度建設課のほうにも御連絡を差し上げているところがございますし、あと、県のほうでは、鳥栖保健福祉事務所もアスベストの窓口にはなっております。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

樋口伸一郎委員

すいません、保育補助者雇上強化事業にちょっとだけ戻らせてください。歳入の3ページ、4ページ、歳出の11ページで、確認も含めてですけど、教えてください。

まず、11ページの歳出のほうなんですけど、ここは具体的に保育補助者雇上強化事業って書いてありまして、今、古賀議員の説明の中でも6カ年分の減額補正ということであったので、大体1園で220万円、満額は221万5,000円やったと思うんですけど、その6カ園分っていう考え方でよろしいですか。

あと1点。プラス、これ当初8カ園分見ていたということになるんで、その221万円の上限額を8カ園分で当初予算を見ていたということでもいいですか、確認です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

おっしゃるとおりでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、最初、8カ園分で当初予算を立てられたということですね。

これは、国、県の流れがあったから、その予算を見られたということで、今回は、募集はかけますけれども、希望は全部出されたっていうことなんですけど、実際、いないんですよ。実績で基づけば、6カ園分は探せなかったというところで、6カ園分の220万円が要らなくなって、この額になったということ。

ただ、2カ園分の1名分、2人分は残っているということですね。だから、約500万円の分が残ってる状態なんですよね。市の歳出のほうはいいですよ。

わかりました。国、県へ戻ると、3ページ、4ページですね、歳入。3ページの国の分は、これは、保育対策総合支援事業費補助金ということで国、県統一ですよ。ここの中身っていうか、これ、名目が違うじゃないですか、対策補助金になっておるんで、この中に、その雇上強化事業が含まれて入っているということでもいいですか。

もし入っているのであれば、この国のほうの中身を教えてくださいたいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金のメニューの1つでございますので、こちら

のほうに上げていったところでございますが、今回、ちょっとうちのほうも予算付けが誤っておりまして、当初、国から直接入ってくる補助だと思ってこちらのほうにつけていたんですけれども、県のほうを経由してくるということでございますので、ここで、ちょっと予算の組み替えをしている形になっております。国のほうの補助金を落として、県のほうに組み替えをしております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

要は、国と県で相殺したという形で、その分に関しては相殺したということでもいいですね、国は減っていますけど、県のほうでふえているっていう考え方でいいですね。

ありがとうございます。

質問は以上なんですけど、ここでちょっと聞かせていただいたのは、補助者雇上強化事業で、これが当初予算でゼロになると思うんです。まだ当初予算に入っていないんですけど。

ですから、当初の中で議論していくとか、協議していくっていうことになれば、もう消えちゃっているんで、当初ゼロなんです。

だから、この状況で、議論というか協議をさせていただいて、それで、これは委員長にもちょっとお尋ねなんですけれども、委員会としても執行部ばかりにどうして欲しいということじゃいけないことでもあるかと思うんで、委員会の中でも少し議論をいただいて、要望を県にするとかいうところも含めてちょっと考えていただきたいかなど思っているんです。

当初ではもう多分、消えているんで、この予算、補正の段階で御意見を求めるなりしていただければなど思っているんですけど。いかがでしょうか、すみません。

これ、委員長にお尋ねっていうのがありなのかわかんないんですけど。

中川原豊志委員長

この件については、補正で減額になっているんですけども、当初では上がっていないということなんですけど、当初のところ再度、上げなかった理由についてお伺いをさせていただくということでよかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ということで、補正についての審議のほうはまだ続けていきますんで、この件については、後ほどということにいたします。

ほかの御質問ございましたら。

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

先ほど古賀議員のほうから出ていた保育士さんの問題なんですけれども、見込みよりも雇えなかったりとかってということで、子供さんが通えなくなる現状っていうのは、あるのかなのかっていうのがちょっとわからなかったなので、もう一度確認したいんですけれども。

中川原豊志委員長

待機児童等も含めたところでの答弁がいただければということですか。

よろしいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育士の確保が進まない、これは公立に限らず、私立も含めてでございますけれども、現在、入所待ちの形になっている児童さんが多数いらっしゃる状況でございます。

市といたしましては、受け皿としては、平成29年度に3カ園、保育所を新たに設置していただいておりますし、また、認定こども園に来年度から2カ園が移行しますので、そこでまた保育所の受け皿が100名分ほどできるようにはなっておりますけれども、なかなか保育士さんがそこに集まらないと。そこについて言うか、どこの園にもですけれども、なかなか確保するのが難しいということで、特に0、1、2歳児、低年齢のお子さんたちが入所待ちをされている状況でございます。

牧瀬昭子委員

多数ということでしたけれども、何人っていうふうに思っておりますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

平成29年4月1日時点で入所待ちの児童が104名出ております。今、104名の入所待ちをされている方が、年度途中で空きができたから入るとか、保育士さんがふえたので入ることがなかなか難しい状況にあります。

だから、その4月1日時点で104名の方が入所待ちをされていて、その方がなかなか入れていない状況でございます。

牧瀬昭子委員

保育士さんがとにかく不足していることが問題なのかなと思うんですけど、市としては、保育士さんが不足する、入ってこられない状況っていうのをどのように把握されていますか。雇えない状況っていうのは、何が問題だと思いますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは鳥栖市に限った問題ではございませんけれども、全国的に保育士のなり手が少ないと。

その理由としては、やっぱり処遇面であろうと思います。ニュース等の報道でもあってお

りますように、まず、賃金が低い、あるいは、労働時間が長い。そういった処遇面での問題がなかなか改善されなくて、なり手が少ないのではないかと考えております。

先ほど補正の説明でもいたしましたけれども、国のほうも、制度として、処遇改善ということで、私立保育所に給付する給付費の中で、大きく処遇改善費を形にしておりますので、徐々に保育士さんの処遇は改善はされてくるものとは思いますが、来年度はもうゼロになりますよと、そういう状況ではまだまだないと考えております。

牧瀬昭子委員

市としてできる待遇改善ということはできないんですか。例えば、賃金を上げることができないのか。お願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

私立保育所の賃金に関しましては、まずその法人さんが決定することですけれども、その施設型給付費の中に、その処遇改善も含めたところで施設型給付費の増額ということをしておりますので、その中で努力をしていただかなければならないと思います。

それ以外で、保育士さんを確保するに当たりましては、公立も私立も合わせたところで、保育士・保育所支援センターというのが県にございますけれども、そちらのほうの、いろんな研修であったりとか、就職説明会であったりとか、そういうのを合同で行っておりまして、保育士の確保に努めているというところでございます。

牧瀬昭子委員

最終的に、ちょっと知り合いの保育士さんにお伺いしたんですけれども。鳥栖で働きたいと、だけど、処遇面がとて、やはり隣の春日市とか筑紫野市とか福岡市とかに行けば、もうベースが全く違うし、研修とか受けるにしても、研修費の交通費が出るとか、研修費に何かしら補助があるとか。そういったことで、自分のレベルアップにもつながるといことも含めて、外に出て行かれる保育士さんが自分の周りにもいるよっていうのを、鳥栖市にお住まいの保育士さんがおっしゃっていたんですね。

だから、周りのところと見比べたときに、どこを選ぶかってなったら、やはり鳥栖で働きたいと働けない現状があるということで、ぜひ鳥栖市ならではの、周りの市町村と比べても、ぜひ鳥栖で働きたいって思っただけのような仕組みといいますか、処遇改善も含めて、ぜひ行っていただきたいなと思います。

中川原豊志委員長

要望ということでよろしいですか。

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、調定見込みにより、土地、家屋、償却資産ともに増額補正をいたしております。

項3軽自動車税、目1軽自動車税につきましては、調定見込み増による補正でございます。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、調定見込み減による減額補正でございます。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、調定見込みによる補正でございます。

なお、市民税の個人、法人、固定資産税、軽自動車税、並びに都市計画税の節2滞納繰越分につきましては、それぞれ徴収見込みにより減額補正いたしております。

滞納繰越分につきましては、前年度の決算見込みから予算を計上しておりますが、滞納繰越分の調定額は、平成27年度末で約5億2,900万円、平成28年度末で約4億5,500万円、平成29年度は2月末で約4億900万円と年々減少していることから、収入額が減少しているものでございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料の収入見込みによる補正でございます。

以上です。

村山一成市民課長

項2手数料、目1総務費手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料などの収入見込みにより補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

節2徴税手数料につきましては、市税の督促手数料を見込みにより減額補正いたしております。

村山一成市民課長

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料や住民票証明手数料等の収入見込みにより補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、目2衛生手数料、節3清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売収入で、決算見込みによる補正でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担いたしますので、県の負担額が確定したことに伴うものでございます。

以上です。

青木博美税務課長

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴収費委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う補正を行っているものでございます。

款19繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収納対策経費としての国民健康保険特別会計からの繰入金を見込みにより補正いたしております。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

款21諸収入、項4受託事業収入の後期高齢者健康診査事業委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における事務費等の決算見込みにより、県後期高齢者医療広域連合からの受託料を補正するものでございます。

村山一成市民課長

項6雑入、目4雑入、節4雑入の一番上でございます。

情報案内板広告収入につきましては、昨年10月に広告付き番号案内システムを導入したことに伴いまして、市民ホールに設置いたしました映像パネルで放映している有料広告に関する広告料収入の補正でございます。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターのコピー機及び印刷機の使用料の収入見込みによる補正でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る広域連合からの補助金の額の確定及び広域連合への派遣職員1名分の人件費相当分の収入見込みにより補正するものでございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成28年度分の同組合の負担金が確定したことによりまして、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

続いて、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、派遣職員の人件費戻入分の決算見込みによる補正でございます。

また、佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、ことし1月より運営を開始いたしました佐賀県東部環境施設組合への派遣職員3名分の1月から3月までの3カ月分の人件費の戻し入れ分を計上するものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款22市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、旭まちづくり推進センター改修事業に伴います起債につきまして、当初、一般単独事業債の利用を考えておりましたけれども、鳥栖市公共施設中長期保全計画を策定したことによりまして、より充当率が高い公共施設等適正管理推進事業債へ起債の種類を変更いたしましたので、必要額を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

今回の補正は決算見込みによります補正を行っておりますので、その主なものについて御説明をいたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費でございます。節9旅費の主なものにつきましては、国際交流事業に係ります旅費の減額補正でございます。

次に、目11のまちづくり推進センター費の主なものにつきまして御説明いたします。節11需用費につきましては、まちづくり推進センターの光熱水費に係る補正でございます。

以上です。

青木博美税務課長

項2徴税費、目1税務総務費について申し上げます。節2給料から節4共済費までは決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目2賦課徴収費について申し上げます。節7賃金、節9旅費、節11需用費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料につきましては、公売物件鑑定委託料等の決算見込みによる減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会負担金等の決算見込み

による減額補正でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、節2給料から節4共済費につきましては、育児休業に入っております職員2名分の減額補正でございます。

また、節9旅費及び節12役務費につきましては、それぞれ決算見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費のうち、節7賃金、その下、節12役務費及び節13委託料につきましては、それぞれ後期高齢者の健康診査事業における受診券の郵送料等の決算見込み及び受診券の作成等の事業の確定に伴うものでございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金につきましては、平成28年度療養給付費負担金の精算による追加負担分及び後期高齢者のはり・きゅう施術料に対する助成費の決算見込みによるものでございます。

節28繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金等の決算見込み及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い補正するものでございます。

次に、項4国民年金事務取扱費の節7賃金及び節9旅費につきましては、決算見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、節13委託料につきましては、残土処理委託料の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節3職員手当及び節4共済費につきましては、環境対策課職員15人の人件費の決算見込みによる補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、次期ごみ処理施設事業が新組合に移行したことによりまして、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金を減額補正するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費のうち、節13委託料につきましては、テレビ等の不法投棄物の処理に係る経費が増加したために所要の額を補正するものでございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、古紙等の回収量に応じて資源回収団体に交付する資源回収奨励補助金の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、目3し尿処理費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、職員1人分の人件費の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、下水道事業会計のし尿処理負担金で、見込みより処理量が少なかったために減額補正するものでございます。

以上をもちまして、平成29年度一般会計補正予算、市民環境部関係分についての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

いかがですか。

牧瀬昭子委員

旭まちづくり推進センターの件で、款22市債、項1市債、目1総務債、節1の分なんですけど、3月補正額で1,070万円が増額ということで、そのふえた経緯といいますか、これがこうなったわけっていうのを、もう一度御説明お願いします。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

当初予算で、起債の額といたしまして9,750万円の予算を要求させていただいておりまして、その際には、その起債の種別といたしまして、一般単独事業債という起債の利用をさせていただく予定にしておりました。

それが、平成29年8月に公共施設中長期保全計画を策定いたしましたことによりまして、新たに公共施設等適正管理推進事業債という、長寿命化を目的とした事業に対する起債のほうを利用することができることになりましたので、今回、そちらを利用することにさせていただきたいと思っております。

その充当率が、従前、一般単独事業債の場合につきましては、75%が起債として認められるというところが、今回、考えております公共施設等適正管理推進事業債につきましては、充当率が90%ということで、対象事業費の90%までは起債対象となるということで、そちらのほうが有利ということもございます。

それともう一つ、従前の一般単独事業債につきましては、交付税措置がなかったんですけども、今回は元利償還金の30%が交付税措置に算入されるということになりまして、有利ということで判断いたしまして、今回、こちらのほうで必要額を計上させていただいているところでございます。

それで、今回補正で計上させていただいております1,070万円と申しますのが、1つには、

充当率が75%から90%になったこと、それと、対象になります面積が、今回新たに考えております起債につきましては、増築部分につきましては、対象になりませんで、その増築部分は除きました面積が対象になります。当初考えておりました事業費と今回対象となる事業費を差し引きますと、1,070万円というのが今回起債ということで、新たに補正をさせていただいている金額になります。

中川原豊志委員長

わかりますか。

要は、その起債を変えることによって、どういうメリットがあるのかというところまで聞きたいんですね。（「そうですね。理由がわからなくて」と呼ぶ者あり）ということなんです。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

メリットといたしますのは、事業費が当初、起債の計画をしていましたときには1億3,000万円ということで、事業費の75%の9,750万円を起債額ということで計上させていただいておりました、今回、その1億3,000万円の中から、増築分を除きます面積を按分いたしまして事業費を計算いたしますと、1億2,030万円になります。その金額の90%が充当ということで、お金を借りることができる金額になります。

従前は75%だったんですけれども、要領よく借りることで、起債の目的自体が、単年度で、その1年だけでお金を支出するのではなく、後年にわたってお金を返していくことによりまして、世代間の公平性といいますか、平準化を図るという目的がございますので、期間、金額ともに充当率が高く、大きいほうが、その目的を達するには適しているかというのが1つございます。

それと、もう一つは、交付税措置として、元利償還ですので、もともと借りている金額と、それに対する利息を毎年払っていく形になるんですが、その分の30%が交付税の自由枠のほうで算入をされるということで手当てをされる分がございますので、そのほうが、鳥栖市としては有利になるということで考えまして、今回、種別の変更をさせていただきたいと考えているところです。

牧瀬昭子委員

ざっくり言うと、最初に計画していた、この金額でやろうとしていたけれども、借りることによってよりよいものができるので、足して、それで、借入分もふやして建設をするってことですか。

橋本有功市民環境部長

事業費をふやすということではなくて、借り入れる金額を1,070万円ふやす、それによって、

持ち出し、一般財源の分が減るわけですね。

ですから、先ほど課長も申しあげましたように、借りる金額がふえることによって、今年度に返す金額は、利率があつて、定額を返していけばいいんで、その分が今回、そういう事業債が、計画をつくったことで活用できるようになったんで、そちらに借り入れの対象を変えた。変えて、金額を多く借り入れることができるような形を今度とったということです。

ですから、普通の事業債であれば、1,070万円はもう一般財源、そのまま市のお金を余計に払わなければならないはずだったんですけども、その分も含めて、借金として借りることができたんで、そちらのほうが有利になりますので、こちらを活用させていただいて、旭まちセンの事業費の財源としたということです。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。

成富牧男委員

今の説明はよくわかりました。

よくわかりましたけど、これは、財源内訳が歳出のほうで変わってくるわけよね。もう来とるわけかいな、来るわけやろ、まだ……、これ、財源内訳が変わったときなんかは、補正の対象とかにはならんのかね。

単純にお尋ねしているんです。補正予算の対象にならないのかって、財源内訳が変わったとき。結局、一般財源とその他、変わったんでしょう。

橋本有功市民環境部長

財源が変わりますと、歳出の種目も変わりますので、そこは変わってまいります。（「変わる」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

一般的な予算計上の仕方として、せんでいいとですかねって聞きよるんですけど、それでいいんですか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

財源の関係につきましては、歳出のほうの予算の中で、旭まちづくり推進センターの目の中で、今回、財源変更になった分については、計上をいたしております。（「どこ」と呼ぶ者あり）

予算書の補正の分の68ページ。

中川原豊志委員長

補正の予算書。（「何で見つけきらんやったっちゃろうか、ごめん」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

了解しました。

中川原豊志委員長

ほかに、質問ございますか。

成富牧男委員

4ページの款21雑入で、情報案内板の広告収入の話がありましたが、私、アナウンスでちょっと気になるところがあるんですね。

アナウンスの中に、何番でお待ちの「お客様」というところが出てくるんですね。私、再三、「お客様」じゃなくて、「方」でいいじゃないかと。

何でかっていうと、「お客様」というのは、いかにも市はこっち側にあって、市民はこっち側にあるみたいな、市民協働とか、みんなで作る鳥栖市とかいうイメージからしたら、そういうところから変えていかないかと思っています。

それで、「方」にしたけんっちゃうて、そうめちやくちや違和感はあるわけじゃないと思うんですが、考え方だけ教えてください。私は何回言っても変わらん理由。私は変えられると思うんですよね。

村山一成市民課長

今、議員が御指摘のとおり、現在、窓口を設置しております番号案内表示システムのほうでは、「何番の番号札をお持ちのお客様」というふうに最初に呼び出しをいたしております。これにつきましては、市民課といたしましては、ほかの部署に比べまして、市民の方が毎日訪れる部署でございまして、今までは、来庁者のお名前をお呼びしておりましたけれども、現在の発券機を導入した後は番号の後に、今申しました「お客様」という言い方をすることによりまして、職員が、来訪された市民に対する接遇意識を持って、丁寧な対応を心がけることにつながっているというふうに考えております。

また、呼ばれた市民の皆様につきましても、市役所に対する第一印象、心証が少しでもよくなることで、事務手続きをスムーズに進めることができるものと考えておるところでございます。

また、御指摘がありましたような総合計画の考え方等と異なることを意味するものではございませんので、市民の皆様へ少しでも気持ちよく、市役所での事務手続きを進めていただくために「お客様」という、アナウンスをしております。

御理解をお願いいたします。

成富牧男委員

ちょっと、御理解はできません。

それで、普通は「あんた、お客様たい」という言い方なんですよ、この「お客様」というのは。それで、「お客様」っちゅうのは、やはり、今の市民協働という考え方からすると……、しかも「お客様」を「方」にしたら、さっきとうとうと述べられたのができなくなるのかどうか。

あえて答弁は求めませんが、全然変わらんのやないかと私は思います。

それで、最後に質問、市民協働の課長さん、どういうふうに思われるのか、今、聞かれて。お願いします。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民課のほうにお見えになられたお客様、税務課のほうにお見えになったお客様、やっぱり私は「お客様」という形で対応させていただくというのが不自然なことではないと考えております。

成富牧男委員

もう言わんと思っただけで、市民協働推進課の課長が「お客様」でいいっちゅうのはいかがなものかと。これは、改めて質問させていただきたいと思います。

終わります。

古賀和仁委員

直接の質問ではないんですけども、衛生費、8ページと9ページの職員手当、それぞれ15名と1名というふうな説明を受けたんですが、15名っちゅうと、その人の給料にはならんばってん、1名という形でこうやって上げられると、もうその人の給料全部分かってしまうというか、これもう公開しているも同然というか。これについては、もう少し配慮があってもいいと思うんですけど、その点はどうですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その辺は配慮をさせていただきます。そういう説明をさせていただくようにしたいと思います。

この分については、し尿処理施設については、職員1名を配置しているということで、その点については、どうしても、し尿処理施設に入ってくるということになりますんで、説明の仕方について、人数をどうするかということになりますんで、その辺、今後は職員に対する配慮はさせていただきたいと思っております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後0時4分休憩



午後1時10分開議

中川原豊志委員長

再開します。



議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

ただ今、議題となりました、議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、御説明をいたします。

資料のほうは、厚生常任委員会資料の特別会計のほうをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分につきましては、今回の歳入、歳出の補正に伴い、財源調整を行うものでございます。今回、約11億5,000万円と減額補正をお願いしておりますが、これは後ほど御説明しますが、平成29年度末でこれまでの累積赤字を解消するため、一般会計からの繰入金6億円及び県基金からの借入金6億円、合計で12億円の歳入補正に伴い、財源調整を行ったことによるものでございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ補正を行うものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては、保険給付費の補正に伴うものでございます。

目3 特定健康診査等負担金につきましては、歳出の特定健康診査等事業費の決算見込みに伴い、国の負担金が確定したことによる補正でございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、節1 普通調整交付金につきましても、保険給付費の補正に伴うものでございます。

款4 県支出金、項1 県負担金、目2 特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金と同様、県の負担金が確定したことによる補正でございます。

款4 県支出金、項2 県補助金、目1 財政調整交付金、節1 の1 種調整交付金及び節2 の2 種調整交付金につきましては、保険給付費の補正に伴うものでございます。

款5 療養給付費交付金につきましては、額の確定に伴い、交付金を補正するものでございます。

款7 共同事業交付金につきましては、共同事業交付金の収入見込みにより補正するものでございます。

次に、款9 繰入金の一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

また、特別繰入金につきましては、平成29年度で国庫特別会計の累積赤字を解消するために繰り入れるものでございます。

次に、款11 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 一般被保険者延滞金につきましては、収入見込みにより補正するものでございます。

款11 諸収入、項3 雑入、目4 一般被保険者返納金につきましては、収入見込みにより補正するものでございます。

次に、款12 市債につきましては、国保特別会計の累積赤字を解消するため、県の基金を借り入れるものでございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

次に、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

目2 連合会負担金につきましては、国保連合会への負担金の確定に伴う補正でございます。

目3 医療費適正化特別対策事業につきましても、これもそれぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

次に、款1 総務費、項2 徴税费、目1 賦課徴収費、節4 共済費につきましては、決算見込

みにより補正するものでございます。

節28繰出金につきましては、国保税の収納等に係る経費等につきまして、県の財政調整交付金のうち、2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、決算見込みにより一般会計へ繰り出すものでございます。

款1総務費、項3運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の委員の出席費用弁償等の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及び目4退職被保険者等療養給付費につきましては、療養給付費の支出見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費及び目2退職被保険者等高額療養費につきましては、高額療養費の支出見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費の節13委託料につきましては、特定健診に付随する2次健診等に係る費用が不足する見込みであることから、増額補正をお願いしているところでございます。

次に、項2保健事業費、目3健康推進事業費、節28繰出金につきましては、健康増進課等で行う各種健康診査事業に係る諸経費等につきまして、県の財政調整交付金の2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、歳出について御説明を終わります。

次に、別添の資料1、平成29年度国民健康保険特別会計決算見込みの資料をお願いいたします。

平成29年度国保特別会計決算見込みについて御説明させていただきます。

平成29年度国民健康保険特別会計の決算見込みは、平成30年2月現在で、歳入合計85億4,029万円、歳出合計96億4,248万7,000円。歳入、歳出の差し引き、11億219万7,000円の赤字となる見込みでございます。これが平成29年度末での累積赤字となる見込みでございます。

また、前年度繰上充用金を差し引いた単年度収支では、4,834万5,000円の赤字となる見込みでございます。

次に、累積赤字の状況といたしましては、昨年度は約1億3,000万円の黒字決算となりましたが、平成29年度は単年度で4,834万円の赤字となり、累積赤字額は、11億219万7,000円となる見込みでございます。

したがって、この累積赤字を平成29年度末までに解消するため、県基金より借入れを6億円、一般会計より法定外繰入れを6億円、合計12億円により累積赤字を解消したいと考えており、3月補正の予算案にそれぞれ計上させていただいているところでございます。

次に、2枚目の資料2、国民健康保険特別会計の累積赤字解消について御説明をさせていただきます。

この資料は先日、議会勉強会で御説明をいたしました資料でございますので、要点のみ御説明いたします。

まず、1番目の累積赤字の状況につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略いたします。

次に、2のこれまでの累積赤字解消の取り組み及び経過について御説明いたします。平成22年度に県が策定した広域化支援方針において、累積赤字については、広域化に向けて各市町が責任を持って計画的に解消をするという方針が出されて、決定されておりました。

この方針を受けまして、累積赤字の対応といたしまして、平成21年度から累積赤字の解消のための一般会計からの法定外繰り入れを実施しております。

平成24年度からは、3カ年にわたって保険税率の引き上げを行っております。

また、平成28年度からは、法定外繰入額を1億円に増額をして、累積赤字の解消に努めてきております。

そのほかの対応として、滞納整理システムの導入を初め、収納体制の見直し強化などを図るなどして収納率の向上に取り組んできております。佐賀県広域化連携会議実務者会議等での議論、県によるヒアリング等の実施、累積赤字解消に向けた協議等を行ってきたところでございます。

しかしながら、医療費の増加や高齢者関係納付金の過年度精算等による影響等で累積赤字の解消が進まない状況が続いております。

累積赤字の解消が進まない状況、また、次の3、広域化までの累積赤字解消についての再検討ということになります。

県からは、広域化後に赤字が残る市町に対して、県繰入金の配分調整を行うという提示がっております。これは、広域化までに累積赤字を解消できなかった市町に対するある種のペナルティ的なものでございます。

また、広域化までの累積赤字解消についての協議では、市としての財政的な状況の再検証、基金の活用の可能性、今後の累積赤字の推移、広域化後の国保財政の見通し等について議論を行っております。

議論を行った結果といたしまして、次の広域化までの累積赤字解消となります。

検討の結果といたしましては、平成28年度も国庫特別会計では単年度で黒字を計上し、累積赤字が減少したこと、広域化後に健全な国保財政運営を図ることを前提に、県基金を活用することで、広域化までの累積赤字解消が可能であると判断したところでございます。

また、国保の累積赤字解消は、これまで長期にわたって鳥栖市が抱えてきた課題でございます。今回の広域化を契機に、県の指導を受け、県の基金を活用することで、広域化までに累積赤字の解消を図っていきたいと考えているところでございます。

赤字の解消方法といたしましては、平成29年度末の累積赤字の2分の1程度、6億円を県の広域化支援基金から借り入れ、残りを一般会計からの法定外繰り入れで補填し、累積赤字を解消していきたいと考えております。

そういったことから、今回、3月補正予算案にそれぞれ計上させていただいているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

いいですか。

では、執行部からの説明が終わりました。これより質疑を行います。

どなたかございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

じゃあ、質疑を終わります。



議案乙第3号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

では次に、議案乙第3号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第3号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

説明は、先ほどの資料をお願いいたします。

歳入についての御説明をさせていただきます。

款2使用料及び手数料、節1督促手数料につきましては、収入見込みにより補正するものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算における一般管理費の経費及び広域連合への共通経費負担金の決算見込みにより、補正するものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により、一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

款5諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金につきましては、収入見込みにより補正するものでございます。

次に歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節9旅費につきましては、決算見込みにより補正をするものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への共通経費負担金の決算見込み及び保険基盤安定繰入金の額の確定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金を補正するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

以上で、補正予算関係議案の質疑は全て終了しました。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩



午後1時37分開議

中川原豊志委員長

それでは、再開します。



採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。



議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

まず、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会委員付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第2号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



平成30年 3 月 15 日 (木)

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
社会福祉課長	吉田 忠典
社会福祉課参事	武富美津子
社会福祉課地域福祉係長	庄山 裕一
社会福祉課高齢者福祉係長	佐藤 直美
社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長	高島 香織
社会福祉課長補佐兼保護係長	久保 雅稔
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
こども育成課子育て支援係長	田中 大介
こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長	久保山史葉
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課長	松隈 義和
文化芸術振興課文化芸術振興係長	林 康司
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也
スポーツ振興課スポーツ振興係長	時田 丈司

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算案のうち、健康福祉みらい部関係について、お手元に配付しております資料に基づいて御説明をいたします。

まず、歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金につきましては、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金でございまして、環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費負担金のうち、主なものといたしましては、市内の公立、私立を含めた17の認可保育所と、市外の認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。園児数にして、月平均1,880名程度を見込んでおります。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款14使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料の主なものにつきましては、地域活動支援センターや中央老人福祉センターの使用料などでございます。

目3衛生使用料、節1保健衛生使用料につきましては、休日救急医療センター使用料といたしまして、診療報酬と受診者の窓口での自己負担分でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、目5教育使用料、節1社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料につきましては、貸館に伴うホール、会議室等の諸室使用料でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節2保健体育使用料につきましては、スタジアム使用料を初めとする体育施設21施設の使用料でございます。

吉田忠典社会福祉課長

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金に

つきましては、主なものといたしまして、一番上の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に対する国の負担分でございます、国の負担分は2分の1でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担分で、国の負担分は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担分は、これも2分の1となっております。

障害児施設措置費負担金は、障害児の施設通所や相談支援事業等に係る国の負担分で、これも国の負担は2分の1でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫負担金のうち主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で、施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する国庫負担金でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の父または母親等に支給される児童扶養手当の国庫負担金でございます。

児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童扶養手当の国庫負担金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、同じところの節3 生活保護費国庫負担金の主なものにつきましては、生活保護費負担金でございますが、生活扶助、医療扶助等の国庫負担金で、国の負担分は4分の3でございます。

次に、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金のうち、地域生活支援事業補助金は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金でございます。国の補助率は2分の1以内となっております。

続きまして、節2 児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて申し上げます。母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親の父または母が、資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給する高等職業訓練推進給付金に係る国庫補助金でございます。

子ども・子育て支援交付金は、認可保育所等で実施される、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業などの、特別保育事業に要する費用に対する国庫補助金でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費国庫補助金のうち、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金につきましては、がん検診の受診率向上のため、がん検診費用の自己負担分、受診勧奨、再勧奨に係る事務経費及び、子宮がんと乳がん検診の無料クーポン発行経費などを補助するものでございます。補助率は2分の1でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、目6 教育費国庫補助金、節1 教育総務費国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、お子さんを幼稚園に通わせておられる保護者に対する幼稚園就園を奨励するための補助金でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3 衛生費委託金、節1 保健衛生費委託金につきましては、平成18年度から実施をいたしております第1期及び第2期石綿の健康リスク調査に続き、平成27年度からの石綿曝露者の健康管理に係る試行調査のアスベスト健康診査の委託金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款16 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金のところでも申し上げました国民健康保険基盤安定負担金で、保険料軽減分の県の負担分は4分の3、そして、保険者支援分の県の負担分は4分の1でございます。

また、障害者自立支援関係の負担金、障害児施設措置費負担金等の県の負担分でございます。県の負担分は4分の1でございます。（発言する者あり）

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時8分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時10分開議

中川原豊志委員長

再開します。続いて説明をお願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

節2 児童福祉費県負担金につきましては、主なものを申し上げます。施設型等給付費負担金

につきましては、子ども・子育て新制度に基づき、私立保育所に支払われる給付費でございます。

児童手当費負担金は、中学校までのお子さんを養育されている保護者に支給される児童手当に関する県の負担金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

節3生活保護費県負担金でございます。これは、居住地がない被保護者ですが、保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県の負担金でございます。県の負担分は4分の1となっております。

続きまして、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、主なものといたしましては、一番上の民生委員・児童委員活動等交付金でございますが、民生委員・児童委員の活動費及び市内8地区の会長の活動費、協議会の推進費、運営費に対する県の補助金でございます。それぞれの補助項目において、単価に民生委員数などを乗じた額で算定をされております。

重度心身障害者医療助成事業補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担分に対する助成事業の県補助金となっております。月ごとの自己負担総額から500円を控除した額を助成するもので、補助率は2分の1となっております。

地域生活支援事業費補助金は、国庫補助金のところでも申し上げましたが、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する県の補助金でございます。県の補助率は4分の1以内となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費県補助金でございます。ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、18歳までのお子さんを養育されているひとり親家庭の父または母及び子供さんに対する医療費の補助金の県補助金でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子供を養育されているご家庭の医療費の負担軽減のための子どもの医療費助成事業に対する県の補助金でございます。県の補助金につきましては、未就学児のみを対象としております。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施をされております延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等の特別保育事業に要する費用に対する県の補助金でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康診査や健康相談、肝炎ウイルス検査などの健康増進事業に対する補助金でございます。補助率

は3分の2でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、鳥栖双葉保育園敷地につきましては、浅井町にあります鳥栖双葉保育園の用地——これは市の所有地でございます——平成30年度より有償での貸し付けに切りかえるために、今回、敷地料として、年間117万3,000円を予算計上いたしております。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款18寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節2保健体育総務費寄附金についてでございますけれども、スタジアムの塗装改修工事等に対する企業版ふるさと寄附金、平成30年度分4億400万円を受け入れるものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして款21諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料でございます。地域支援事業として、介護予防事業や食の自立支援事業などを実施しておりますが、その受託料でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節2衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

続きまして、項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共用部分に係る電気料や維持管理費の負担分でございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じところの節4雑入の主なものにつきましては、障害児通園施設介護給付費でございますけれども、これは、ひかり園の児童発達支援や放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援センター等の燃料費、光熱水費の事業者負担分でございます。

高齢者福祉乗車券負担金につきましては、路線バス及びミニバスで利用できる福祉乗車券の個人負担分でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育所職員給食費につきましては、保育所に勤務する職員が支払う給食費でございます。

一時預かり事業雑入と、延長保育事業雑入につきましては、それぞれの事業を利用される

方が納められる利用料でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

社会教育施設雑入につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機手数料や定住・交流センターの喫茶コーナー使用料が主なものでございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムネーミングライセンス料、それから、市民災害賠償保険の受入金、それから、施設の自動販売機等の使用料等によります体育施設雑入でございます。

スタジアムのネーミングライセンス料につきましては、ベストアメニティ株式会社と契約をいたしました平成30年1月から12月まで、年額3,240万円でありますけれども、当初予算では4月から12月までの9カ月分、2,430万円を計上いたしております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、款22市債、項1市債、目1民生債、節1社会福祉債につきましては、高齢者福祉施設の空調設備を平成30年度に改修工事を行うことを考えておりまして、それに伴う起債でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

節2児童福祉債、鳥栖いづみ園改修事業につきましては、鳥栖いづみ園の園舎の老朽化に伴う改修事業に関する市債でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、目6教育債、節3社会教育債につきましては、定住・交流センターの空調設備改修工事に伴うものでございます。

以上で、健康福祉みらい部の歳入に関する説明を終わります。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、歳出を御説明いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて御説明いたします。節2給料から節4共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員など40名分の人件費でございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、2行目の設計委託料でございます。これは、社会福社会館が、昭和62年の建設以来30年以上を経過しているため、老朽化が目立ちますので、全面的な改修を行うこととし、その実施設計を委託するものでございます。なお、改修工事は平成31年度を予定しております。

節19負担金、補助及び交付金の主なものとしたしましては、社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会の運営補助等でございます。

ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社協コーディネーター活動費やふれあい事業に対して助成、補助を行うものでございます。

全日本同和会補助金は、昨年と同額を計上しております。

民生委員活動を補助金でございますが、民生委員・児童委員及び8地区の民生委員の会長の活動に対する補助金でございます。平成30年度から、補助金額を1人当たり月額1,000円増額をいたしまして、月額1万1,000円、年間13万2,000円として、民生委員・児童委員に助成をしたいと考えているところでございます。

民生委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員組織としての地区の民生委員の協議会がございませけれども、そのいゝろんなところの負担金や、研修会の参加、自主活動等への補助金でございます。

節28繰出金でございます。国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や、財政安定化支援など、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

目2障害者福祉費でございますが、その主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、ひかり園の指導員5名及び嘱託職員4名分の賃金でございます。

節8報償費は、ひかり園の言語聴覚指導等の指導員、あるいは臨床心理相談のときの謝金でございます。

節13の委託料の主なものにつきましては、巡回支援専門員派遣事業委託料でございますが、発達障害児支援専門員を保育所等に派遣いたしまして、保育士や保護者に障害の早期発見、早期対応等の支援を行う事業でございます。

外出介護事業委託料でございますが、屋外での移動困難者に対するヘルパーによる移動支援を実施するものでございます。

相談支援事業委託料でございますが、予算関係説明資料、主要事項説明書の4ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

鳥栖・三養基地区総合相談支援センターにおきましては、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の1市3町合同で支援センターの運営をしているということでございませけれども、そこでの障害者や家族の相談に応じて、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行うための相談支援事業の業務を委託するものでございます。

また、国では障害者が地域で安心して生活できる基盤づくりを打ち出してありますが、鳥栖市周辺の1市3町で地域生活支援拠点の足がかりとして、基幹相談支援業務も合わせて委託し、相談体制の強化を進めていきたいと考えております。

資料に戻っていただきまして、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対して、日中の活動の提供や、日常訓練を行うための事業を委託

するものでございます。

社会福祉会館指定管理料につきましては、身障者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、地域活動支援センター補助金でございますが、身体障害者福祉作業所での創作的活動や生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助でございます。

そして、福祉タクシー助成金につきましては、身体障害の1級、2級、療育のA、精神の1級、2級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

次に、節20扶助費の主なものにつきましては、重度心身障害者医療費でございますが、身障の1級、2級、療育Aなどの重度心身障害者の医療費の自己負担について、500円を差し引いた額を助成するものでございます。

その下、障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次の障害児施設給付費は、障害児の通所支援に係る給付でございます。

次の障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として自立支援生活支援用具など、日常生活用具の給付、または貸与を行うものでございます。

特別障害者等手当につきましては、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次に、目3老人福祉費でございます。節2給料から節4共済費までは、地域支援事業の事業費支弁人件費といたしまして、高齢者福祉係職員の人件費の一部に充てるものでございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員2名分の賃金でございます。

節8報償費の主なものにつきましては、敬老祝金でございますが、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と、この節目の年齢の高齢者1,302名に対して支給をする見込みでございます。

また、在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で在宅の寝たきりの高齢者、または、重度認知症高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものでございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業でございますが、おおむね65歳以上の独居や高齢夫婦の方で食事の調理等が困難な方に、食事の提供と安否の確認に

よる見守りを行うものでございます。

緊急通報システム事業委託料につきましては、在宅のひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、緊急時にボタン一つで委託先の警備保障会社と連絡がとれる体制を構築するための委託料でございます。

介護予防事業委託料でございますが、予算関係説明関係資料、主要事項説明書の5ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

いきいき健康教室やふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室や、認知症予防としてのTOSUSHI音楽サロンなどのこれまでの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防を推進するため、介護予防体操でございます鳥栖っ子体操に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ推進事業を引き続き実施いたします。

また、介護予防活動に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や、要介護状態に陥るおそれのある高齢者向けの通所型サービス事業、元気クラブを継続いたしまして、ボランティアの養成と活動の場を同時に整備してまいります。

さらに、平成30年度からは、認知症高齢者の早期発見、早期対応を図る対象者把握事業や、サービス修了者の受け皿とボランティア活動の場を提供する元気カフェ立ち上げ支援事業に取り組んでいきたいと考えております。

資料のほうに戻っていただきまして、次に、節19負担金、補助及び交付金につきまして、その主なものといたしましては、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございますが、介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

高齢者福祉乗車券助成事業につきましては、75歳以上の高齢者を対象に、市内及び広域で市内を走る路線バス、あるいはミニバスの利用について、年間で1人当たり3万円を上限として助成するもので、乗車賃の7割を公費負担するものでございます。

シルバー人材センター補助金は、シルバー人材センターの運営補助及び事業補助を行うものでございます。

敬老会補助金は、敬老会主催者に対しまして75歳以上の高齢者1人につき1,500円の補助を行うものでございます。

次に、節20扶助費の主なものといたしまして、老人保護措置費でございます。65歳以上の高齢者で、身体や経済上の理由で居宅での養護が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

続きまして、目4老人福祉センター費について申し上げます。節7賃金につきましては、中央老人福祉センターの嘱託職員2名分の賃金でございます。

節11需用費でございます。主なものといたしましては、中央老人福祉センター及びまちづくり推進センターの燃料費、光熱水費でございます。

節13委託料につきましては、中央老人福祉センターの警備、室内清掃、管理業務、機械設備等の保守点検のほか、予算関係説明資料の6ページをごらんいただきたいと思いますが、老朽化いたしました高齢者福祉施設の空調設備の改修工事に伴う設計監理の委託料を計上しております。

節15工事請負費は、先ほど申し上げました高齢者福祉施設の空調設備の改修工事となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。節1報酬につきましては、婦人相談員1名分と、家庭児童相談員2名分の報酬でございます。

節7賃金につきましては、母子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名分の賃金でございます。

次の節12役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業の年間約13万件に係るレセプト審査支払手数料でございます。

節13委託料のうち、1行目の社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室、幼児を対象としたフリールームなどを開催している児童センター事業運営に係る委託料でございます。委託先は、社会福祉協議会でございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行いますファミリー・サポート・センター事業の委託料でございます。こちらも、委託先は、社会福祉協議会でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち主なものを申し上げます。特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金でございます。これは、中原特別支援学校に鳥栖市から通学している児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。前年度実績により、5名分を計上しております。

節20扶助費のうち、主なものといたしましては、児童扶養手当は、18歳までの児童のいるひとり親家庭に支給される手当でございます。手当額は、上限額が月額4万2,500円、世帯の所得や児童の数に応じて支給額が決まります。前年度実績により、約600世帯分、児童数にして約1,800名分を計上しております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親家庭の父または母が、看護師や作業療

法士、保育士、調理師などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。平成29年度からの継続分と、平成30年度からの新規分を合わせて9名分を見込んでおります。

ひとり親家庭医療費は、ひとり親家庭等の父、または母及び18歳未満の児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し、児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。通院は、小学校卒業まで、入院は18歳までを助成の対象年齢としております。平成29年4月診療分より、県内7医療機関で受診された分については、全て現物給付方式で助成をしております。

未熟児養育医療費は、入院等を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行うものでございます。

母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保を実施し、母子生活支援施設に入所させたときに支弁されるものでございます。ここ二、三年利用実績はありませんが、緊急的に必要となる経費として、母1名、子2名が1年間の入所措置を受けた場合の経費を計上しております。

続きまして、目2保育園費のうち、主なものについて申し上げます。節2給料から節4共済費につきましては、保育所職員45名分の人件費でございます。

節7賃金は、保育所の代替保育士、給食調理員等の賃金でございます。公立保育所4カ園の児童の保育及び延長保育、一時保育、障害児保育等の、特別事業、特別保育事業の実施に必要な保育士、看護師、調理員等の嘱託職員、また、日々代替職員の雇用に必要な賃金を計上しております。

なお、嘱託保育士等の賃金につきましては、平成30年度より現在の月額賃金16万2,330円を2%程度引き上げ、月額賃金16万5,480円としております。ただし、対象につきましては、13カ月以上の継続雇用分についてとしております。

節13委託料につきましては、施設管理委託料でございますが、これは公立保育所4園の消防点検、警備業務、天窓などの高所清掃業務委託料及び下野園を除く3カ園の園庭芝生管理委託料などが主なものでございます。

設計委託料につきましては、平成31年度に実施を予定しております白鳩園の園舎老朽化に伴う改修工事に係る設計業務委託料でございます。

次の、節15工事請負費につきましては、鳥栖いづみ園の改修工事に係る経費でございます。

これにつきましては、主要事項説明書の7ページをごらんください。

現在の園舎は、平成4年度に旧いづみ園舎として新築をされております。平成17年度に増

築いたしまして、現在の鳥栖いづみ園園舎となったものでございます。平成30年度に予定しております改修工事の主な内容といたしましては、経年劣化等により雨漏り等のおそれのある、主に旧園舎部分の屋根を改修するものでございまして、屋根の塗装、天窗の撤去及び屋根の新設、軒天井の改修工事などを予定しております。改修工事に必要な経費は、940万円を計上しております。

資料にお戻りください。

節19負担金、補助及び交付金のうち主なものを申し上げます。施設型等給付費につきましては、再度、主要事項説明書の8ページをごらんください。

施設型等給付費は、子ども・子育て支援新制度に基づき、児童の健全育成のため、保育所の適切な運営に努めることを目的といたしまして、私立保育所、認定こども園等に対し、それぞれの施設における定員数や入所児童の年齢と、その人数に応じた施設型給付費を支払うものでございます。いわゆる保育所等の運営費に対する負担金でございます。

平成30年度は、資料、中ほどの表にありますように、市内の私立保育所、認定こども園、地域型保育所の合計23施設分と、市外の保育施設等利用者分、こちらは、施設数にして30施設になりますけれども、これらに支払う給付費として17億6,800万円を予算計上しております。

資料にお戻りください。

私立保育所特別保育事業補助金につきましては、私立保育所が実施する延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病後児保育、子育て支援センター事業などの特別保育事業に対する補助でございます。

子育て支援センター事業に対する補助金について、少し詳細を説明申し上げます。現在、市内の子育て支援センターは10カ所ございます。このうち、鳥栖いづみ園内に設置しております鳥栖市子育て支援センターを、平成30年度より鳥栖市社会福祉会館の児童センターのほうに移転することとしております。

移転後は、児童センター事業との連携型の子育て支援センターとして、利用の対象児童を、現在の未就学児のみから、おおむね小学校低学年の児童まで拡大し、児童センター事業と連携して、子育て支援サービスのより一層の充実を図ります。運営主体は、児童センター事業を受託している社会福祉協議会といたします。

したがって、私立保育所特別保育事業補助金のうち、子育て支援センター事業補助金につきましては、従来の私立保育所が運営する9カ所分に、今回、社会福祉協議会に対する子育て支援センター事業分を加算して予算計上をしております。

社会福祉協議会に対するこのセンター事業補助金は、325万3,000円を予定しております。

続きまして、目3児童手当費のうち、節20扶助費につきましては、中学校修了までの児童

を養育している方に支給される児童手当でございます。対象となる児童数を1万900人程度で見込んでおります。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。主なものを申し上げます。節2給料から節4共済費までは保護係職員5名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、レセプト点検、相談支援員等の賃金でございます。

節20扶助費につきましては、生活困窮者に対する住居確保のための応急措置である住居確保給付金でございます。

次に、目2扶助費、節20扶助費につきましては、生活保護における生活扶助や医療扶助等でございます。

次に、項5災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費につきましては、火災、水害等の大災害の罹災者に対して見舞金を支給するものでございます。平成29年度は、火災による災害見舞金の支給が多かったため、平成30年度では増額をしているところでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。まず、節2給料から節4共済費につきましては、健康増進課15名、国保年金課5名、合計20名分の人件費でございます。

節7賃金は、各種検診や訪問等に従事する臨時の看護師、助産師、保健師などの賃金でございます。

節8報償費の主なものは、各種事業における医師や心理カウンセラーなどの謝金でございます。

節11需用費の主なものは、保健センターの光熱水費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費でございます。

節12役務費のうち、手数料につきましては、妊婦乳幼児健康診査の事務手数料でございます。

次に、節13委託料の主なものを申し上げます。保健センター管理委託料につきましては、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、エレベーター、電気工作物、消防設備、自動ドアなどの設備保守点検業務、植木管理業務などの委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託している休日救急医療センターの業務委託料でございます。このことにつきましては、予算説明関係資料の9ページをお願いいたします。

救急医療対策につきましては、休日における市民の救急医療の確保をするために実施をい

たしておりました、平成30年度からは、小児科の診療を毎週実施することといたしまして、小児救急医療体制の充実を図ってまいります。

事業内容といたしましては、まず、鳥栖市休日救急医療センター事業でございますけれども、運営は、鳥栖三養基医師会に委託をいたしまして、内科医、小児科医、外科医のうち2人体制で行っております。患者の割合は小児科が半数を占めておりました、小児科診療の必要性が高まっているところでございます。そこで現在、第2、第4日曜日の小児科医の診察に加え、第1、第3、第5日曜日にも小児科医の診察を行い、さらにゴールデンウィーク及び年末年始も小児科医による診察日を設けることといたしました。

次に、病院群輪番制運営補助金は、1次救急医療である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の2次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

最後に、夜間の小児救急医療体制を確保するため、久留米広域小児救急医療センターの運営に参加をいたしております。このセンターは、聖マリア病院内に設置をされておりました、1年を通して365日、夜間の診療を行っているところでございます。

委員会資料にお戻りいただきまして、次の妊婦乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施をいたします妊婦健診、妊婦歯科健診及び乳児健診の委託料でございます。妊婦健診については14回、妊婦歯科健診については1回、乳児健診については、2回の健診を無料で受けることができます。また、妊婦健診と乳児健診につきましては、佐賀県、福岡県、長崎県の医療機関で受けることができます。

次に、節19負担金、補助及び交付金でございます。広域小児救急医療支援事業費負担金及び病院群輪番制運営補助金は、先ほど資料で御説明したとおりでございます。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡3町と案分して負担をしている補助金でございます。

次に、節20扶助費でございます。妊婦健診費は、里帰り出産等で委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用を償還払いするものでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療を受けられている方の経済的な負担を軽減して、子育てしやすい環境をつくるための事業でございます。助成額は、年間10万円を限度に、年1回の5回までを限度とし、60件分を計上いたしております。

次に、目2予防費について御説明いたします。節7賃金は各種健康診査や相談業務などに従事する臨時的看護師などの賃金でございます。

次に、節8報償費につきましては、健康教室等の講師謝金や、うらら健康マイレージに参加していただいた方のポイントを各種サービスに交換するための報奨金でございます。

節12役務費のうち、通信運搬費は、各種検診や予防接種の通知や受診勧奨の通知に係る通

信運搬費でございます。

また、手数料は、予防接種の事務手数料でございます。

次に、節13委託料について主なものを申し上げます。肝炎ウイルス検査委託料は、B型肝炎とC型肝炎の感染を判定する血液検査の委託料でございます。

健康診査委託料は、20歳代と30歳代の健康診査、40歳以上の健康保険未加入者の健康診査及び骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の委託料でございます。

がん検診委託料は、胃、子宮、肺、大腸、乳、前立腺がんの委託料でございます。

予算説明関係資料の10ページをお願いいたします。

がん検診事業の事業内容につきましては、受診率向上のため、市民が受診しやすい環境整備の充実といたしまして、特定検診やヘルスアップ検診との同時実施、複数のがん検診を組み合わせて同時に受診できる日を設けたり、無料クーポン対象者や退職世代への受診勧奨、再勧奨を行います。

また、子宮がん、乳がん検診の医療機関での個別検診、平日受診できない方が受診できるよう、土日の集団検診を実施いたしまして、子宮がん検診の個別検診につきましては、佐賀県内、久留米市及び小郡市の産婦人科医院で実施をいたします。また、これ以外の医療機関で受診された場合の検診費用につきましては、償還払いをいたします。

市民への周知といたしましては、わかりやすいチラシ、ポスターの配布、市報、ホームページへの掲載、教室や相談等のあらゆる機会を利用して、がん検診の広報を行ってまいりたいと思っております。

委員会資料にお戻りいただきまして、次の予防接種委託料は、乳幼児から19歳までの各種予防接種と、65歳以上の方のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種まで14種類にわたる予防接種の委託料でございます。

予算説明関係資料の11ページをお願いいたします。

事業内容の（1）に予防接種の種類を分けておりますけれども、先日国から通知がありまして、三種混合ワクチンが製造中止になっておりましたのが、製造が開始されまして、これに伴い、三種混合予防接種も平成30年4月から再開されることとなりましたので、ここに三種混合予防接種を追加していただきまして、定期予防接種は全部で14種類となります。

委員会資料にお戻りいただきまして、節20扶助費でございます。このうち、予防接種費は、里帰り出産などのために委託医療機関以外で予防接種を受けた場合に、その費用を償還払いするものでございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節19負担金、補助及び交付金のうち、幼稚園就園奨励費補助金についてでございます。満3歳以上の子供を幼稚園に通園させている保護者の負担軽減と幼児教育の充実を目的として、保護者の市町村民税額に応じて補助金を支給するものでございます。支給額の上限は、児童1人につき30万8,000円となっております。平成30年度は、対象児童数を864人で見込んでおります。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて申し上げます。節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課職員9名分の人件費でございます。

次の、節7賃金につきましては、市民文化会館夜間管理業務及び文化事業等業務を行う嘱託職員2名分の賃金でございます。

節9旅費につきましては、後の補助金のほうでまた御説明いたしますけれども、鳥栖対馬文化交流事業に関する市長及び文化芸術振興課職員の旅費20万9,000円が主なものでございます。

節11需用費につきましては、市民文化会館のガス代など、燃料費及び電気代などの光熱水費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、その主なものといたしまして、文化会館管理業務委託料は、文化会館の清掃業務や、施設整備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる委託料でございます。

次の、文化事業委託料につきましては、鳥栖市文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施にかかわるものでございます。なお、平成29年度から文化事業協会に対する委託料を整理し、入場無料で行う文化事業については委託料に、有料で行うものにつきましては、補助金に計上いたしております。また、ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクールを行うための委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、大ホール客席改修工事、誘導灯設備取りかえ工事を予定しております。

節18備品購入費につきましては、インカム設備、ワイヤレス設備、スピーカーとホールの音響機器等に関する購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は、文化事業協会が行う有料公演事業費の一部を助成するものでございます。そのほか、文化連盟や、子どもミュージカル、鳥栖市民劇団、鳥栖謡隊、こども能楽隊といった4つの文化団体の活動を支援するための補助金でございます。

次の鳥栖対馬交流事業補助金につきましては、予算説明関係資料44ページをあわせてお願

いたします。

これは、昨年8月に実施されました対馬市民劇団によるミュージカル公演、対馬物語の返礼公演として、キッズミュージカル鳥栖の対馬市公演を、市の明治維新150周年の記念事業の1つとして実施するための補助金でございます。対馬市での公演は、8月18日土曜日を予定しており、公演内容は、先月の2月17日から18日に鳥栖の定期公演でも上映されました明治維新150年に時代背景を取り込んだ、あの雲に座ってを上演いたします。

この鳥栖対馬文化交流事業は、補助金として、NPO法人鳥栖子どもミュージカルへ723万円、先に説明いたしました職員旅費20万9,000円と合わせて総額740万9,000円を予定しているところでございます。

次に、委員会資料にお戻りいただいて、目7定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。節7賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11需用費につきましては、定住・交流センターの電気代などの光熱水費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、施設管理運営委託料は、清掃や施設設置設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

設計監理委託料は、定住・交流センターの空調設備改修工事に伴う実施設計及び監理業務委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、営繕工事費は、高圧引き込みケーブル取りかえ工事、屋根防水工事を予定しております。

次の空調設備改修工事につきましては、予算説明関係資料45ページをあわせてお願いいたします。

これは、定住・交流センターの空調設備の老朽化に伴い、1階、2階、4階系統空調設備及び2階諸室個別空調設備の改修工事を行うもので、工事費として7,000万円、先ほどの設計監理業務と合わせて総額7,280万円を予定しております。また、工事期間といたしましては、平成30年12月から平成31年2月の3カ月間を予定しているところでございます。

委員会資料にお戻りいただきまして、節18備品購入費につきましては、議会図書コーナーの書籍類を購入する経費のほか、財団から引き継ぎました公用車を廃車し、新たに軽自動車を購入するものでございます。

文化芸術振興課は以上でございます。

中川原豊志委員長

休憩しましょうか。

休憩します。

午後 0 時 11 分 休憩



午後 1 時 10 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き、執行部の説明をお願いします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

それでは、委員会資料の 25 ページをお願いいたします。

項 5 保健体育費の主なものについて御説明いたします。目 1 保健体育総務費の節 1 報酬につきましても、スポーツ推進委員 8 地区、48 名に対する報酬でございます。

節 2 給料から節 4 共済費につきましても、スポーツ推進委員、スポーツ振興課職員 9 名分でございます。

節 11 需用費の被服費につきましても、スポーツ推進委員 48 人のジャージ、ウィンドブレーカー代の一部でございます。

次に、節 13 委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましても、サガン鳥栖を通じた地域交流まちづくりをするという目的でございます。具体的には、鳥栖市民デーにおきますマッチデーの冠スポンサー協賛金が主なものでございます。

県民体育大会出場委託料でございますけれども、平成 30 年度は鹿島市、武雄市、嬉野市、杵島郡、藤津郡を中心に開催されます第 71 回の県民体育大会の出場委託料でございます。

市民体育大会開催委託料につきましても、平成 30 年度は、スポーツフェスタとして開催するための委託料を計上いたしております。

節 19 負担金、補助及び交付金につきましても、県プロサッカー振興協議会負担金、鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市の 3 市 1 町で持ち回りで開催しておりますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭の負担金。それから、市体育協会への補助金、また、県大会等を経て九州大会、全国大会に出場する場合のスポーツ大会出場費補助金が主なものでございます。

次に、目 2 体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明いたします。節 8 報償費につきましても、高齢者対象の若さはつらつ教室や、助成対象のミズ・フレッシュ教室など

の講師謝金、サッカーや野球などの各種大会の謝金や賞品に要する経費でございます。

次に、節13委託料につきましては、先ほど申し上げましたクロスロードスポーツ・レクリエーションの本戦が、平成30年度は基山町で開催されますが、その選手選考をするための大会に要する経費、それから、市のスポーツレクリエーション祭、例年3月に開催しておりますけれども、その開催に要する経費、それから、市民体育館のトレーニングルームで実施しておりますトレーニング指導に要する経費などが主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、ロードレース大会への補助金でございます。

次に、目3体育施設について、主なものを御説明いたします。節7賃金につきましては、体育施設の嘱託職員21人、それから、夏のプール開設時の臨時職員4人分の賃金でございます。

節11需用費につきましては、芝やプールを初めといたします各体育施設の管理用品や薬品等の消耗品費、各体育施設の電気、上下水道、ガスに要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

次の節12役務費につきましては、各施設の電話代等の通信運搬費や、プールの水質検査等の手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、各体育施設の電気、空調設備等の保守点検等、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

また、スタジアムの塗装改修工事の施工監理委託料、それから、競馬場南グラウンドトイレ設置工事の設計業務委託料等が主なものでございます。

次の節14使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要します機器やプールの券売機等の借上料が主なものでございます。

次に、節15工事請負費につきましては、市民プールや田代小学校の夜間照明の老朽化による改修工事や、競馬場南グラウンドへのトイレ設置工事、スタジアムの火災報知設備受信機の更新などの営繕工事、それから、スタジアムの塗装改修工事費でございます。

主要事項説明書の46ページをお願いいたします。

今回、スタジアムの鉄骨や外壁等の塗装改修工事を行いまして、まちのシンボルとしての輝きを取り戻すことによって、交流人口の増加、サガン鳥栖応援機運の向上、それから、サガン鳥栖を通じたシビックプライドの醸成へとつなげてまいりたいと考えております。

塗装改修事業につきましては、平成29年度に設計業務、平成30年度、31年度で塗装改修工事等を計画しております。総額で、計画といたしましては、6億8,600万円でございます、歳入で申し上げましたけれども、事業費総額を株式会社C y g a m e sから企業版ふるさと納税の寄附の申し出をいただいているところでございます。

今回、平成30年度及び平成31年度の継続費を設定させていただいておりますけれども、その内訳といたしましては、平成30年度がメインスタンド、サイドスタンドの塗装改修、それから、外壁等の塗装改修工事、それから、施工監理業務で4億400万円を予定いたしております。

工事請負費として3億9,600万円、施工監理業務として800万円、それから、平成31年度は、バックスタンドの塗装改修工事、それから、施工監理業務を予定いたしております、2億6,900万円を予定しております。工事請負費として2億6,400万円、施工監理業務として500万円を予定いたしております。

それから、次の主要事項の47ページをお願いいたします。

節17の公有財産購入費でございますけれども、スタジアムの南側の第4駐車場として、土地開発公社から、今回、約862.94平方メートルを買い戻すのために要する経費といたしまして、予算計上をさせていただいております。平成26年度から買い戻しを始めまして、平成30年度の買い戻しを持って、約1万223.55平方メートルの買い戻しを終える予定でございます。

それから、委員会資料にお戻りください。

節17の公有財産購入費につきましては、先ほど説明させていただきました。

節18備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては、市民球場でグラウンド管理、整備のためのスポーツトラクターが故障しておりますので、その買いかえのための購入費でございます。

次に29ページでございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明いたしましたスタジアムの塗装改修工事について、平成30年度、31年度の継続費の設定ををいたしているところでございます。

以上で、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。引き続き進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑に入りますが、ボリュームが結構ありますので、少し区切って質疑をしていただきたいと思いますので、委員会資料の1ページから、まず、歳入関係、歳出関係も含めまして、款3民生費のうちの項1社会福祉費ですね。

ですから、ページ数でいきますと14ページの中程、それ以降、児童福祉費とか、生活保護費とか、また、衛生費等については、ちょっと後からさせていただくということで。先に民生費、項1社会福祉費の14ページ中ほどまでの項目について質疑をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

歳入については別に、あちこち行っているけんが、ごっちゃになっても構いません。

藤田昌隆委員

ちょっと、詫間部長にお伺いします。

これ、全体のお話のようですが、今回の国からの補助金、県からの補助金で、いろんな補助金があるんですけど、国からきた金と、それは、前年度までの対比ですね。前年度対比で減っているのか、ふえているのか。

また、県からの支出金、これも前年と比較して減っているか、ふえているのか。

そこをまず、ちょっと答弁をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。ざくっとでいいです。

詫間聡健康福祉みらい部長

藤田委員の御質問にお答えいたします。

委員会資料の2ページの中で御説明をさせていただきます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、民生費国庫負担金の項目の中で、節1社会福祉費国庫負担金と、節2児童福祉費国庫負担金、生活保護費国庫負担金という項目がございます。

資料の中で、今回御審議いただいております当初予算の額、節1社会福祉費国庫支出金、対前年比は8億3,253万8,000円から、平成30年度9億1,605万円。児童福祉費につきましては、16億479万7,000円、それで、当初は17億1,130万7,000円。生活保護費については減少傾向にありますけれども、この2つの社会福祉費、並びに児童福祉費については、対前年比については増加をしておるといところでございます。

また、ページめくっていただきまして、4ページ、款16県支出金、項1県負担金の中でございます。民生費県負担金の中でも同じく社会福祉費県負担金につきましては、前年5億9,700万円から6億3,800万円、児童福祉についても4億7,500万円から5億2,500万円と、この扶助費に関する歳出の項目になりますと、国の支出金、県の補助金、合わせまして一般財源を含めたところでの歳出の扶助費の計上というふうなのが顕著にあらわれてきていると思います。

今回、冒頭に私のほうも説明いたしましたとおり、健康福祉みらい部の中では、100億円を超える予算歳出項目の中で、四十数%を超えておるということを説明させていただきましたし、民生費に限ったところで言いますと、今年度は98億9,063万1,000円、予算比、項目の中で41.1%というふうになっております。

今回、平成30年度につきましては、対前年比から若干減少の傾向になっておりますけれども、国からの支出金なり、負担金、補償金、並びに県からの支出金というのは、ここ数年の

状況からすると増加傾向にあっているという、多少、対前年の項目、児童福祉費の中の施設型給付の中の補助金の額は、上下はしますけれども、緩やかに右肩上がりが増えておるといふふうには認識をいたしております。

以上です。

藤田昌隆委員

一番私が心配するのは、鳥栖市の財政の中で、今までずっと民生費が一番額も大きいし、もし、民生費を抑えることができる程度できるなら、市としても財政的にはもっと豊かになるし、いろんなことに使えるんですよ。

それで、私、初めてこの厚生常任委員会に出席させてもらっていましたが、資料をこんなに詳しく初めて見させてもらいましたが、感想を言えば、非常に、いろんな補助金、補助金、補助金で、皆さん方、これを合算すれば、大体1つの事業に対して、どれぐらいの補助金がついているのか。わからないくらいついているんですよ。例えば、ひとり親のとか、園児に対するいろんな医療補助とかね。

すごいですよね、私、ここまであるとは、正直言って……、初めてきちんと見させてもらいましたが、ここまであるとは思いませんでしたし、先ほど言いましたように、本当に必要なら、国とか県に、もっと金をくれと言うべきやないかなっち思ったんですよ。

それで、いろいろな質問事項、ここにちょっとページ数を書きましたけど、多過ぎてわからないぐらい、いろんなやつがあるんですよ。

そういうことで、もう、これは何か、一つ一つ項目を聞いてもいいんですが、とりあえず11ページ、福祉タクシー、786万円かな。これは大体、縛りとしては、例えばこれ、障害者とかは関係ないんですよ、福祉タクシーの場合は。「障害者」と呼ぶ者あり）どういう制限があるわけ。ちょっとすいません、申しわけないんですけど、勉強不足で。

吉田忠典社会福祉課長

福祉タクシーの助成金につきましては、対象者が限定されておまして、身体障害者の1級、2級の方、療育のAの方、精神の1級、2級の方からに限定しております。それらの方がタクシーを利用された場合に、タクシーの基本料金分のみを助成するという形になっております。

藤田昌隆委員

要するに、障害者の等級である程度きちんと分けてあるということですが、この予算で基本料金だけ出すつちゅうことですが、前年度、大体年間どれぐらい使用されていますか、人数はわかりますか。

吉田忠典社会福祉課長

平成29年度、タクシー券というのを出しているんですけども、その交付見込みは、790名前後になるかと思っております。（「わかりました。そうしたら、済みません、16ページ」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

14ページのところでお願いします。（「ああ、ごめん。14ページまで」と呼ぶ者あり）はい。（「ないです、後で質問します」と呼ぶ者あり）済みません。

じゃあ、ほかの方でいらっしゃいますか。

牧瀬昭子委員

先ほどの福祉タクシーの関連でなんですけれども、まず、790名がお使いになっているということでしたけど、今、ミニバスを使われる方にも補助をとということであったと思いますが、ミニバスを使いたくても、時間帯の幅がすごく広くて使いづらいとか、すごく遠くまで行かないと乗れないとか、そういう声を多々聞いてきました。

福祉タクシー、障害を持った方とか、そういう方もそうですけれども、ぜひ高齢者の方で、ミニバスのバス停まで行くことができない方とかにも、この分をふやしていただくことができないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者の方につきましては、高齢者福祉乗車券というのを発行しております、ミニバスとか市内の路線バスで利用できる乗車券を発行しております。その乗車券につきましては、市が7割分を補助しております。ですから、実質3割でバスのほうには乗れるということでございます。

ミニバスにつきましては、基本的に交通空白地帯を埋める公共交通機関として導入をされた経緯がございます、ミニバスの導入で、基本的には交通空白地帯が解消されたという形をとっておるんですけども、実際のところ、お声としては、時間帯とか、バスの便数とか、そういったのが少ないというふうな、これは私どものほうにも届いているところでございます。

福祉タクシーを高齢者のほうまで拡充したらどうかということでございますけれども、私たちが検討はしておるんですけども、障害者の場合だと、先ほど申したように790名程度でございます。高齢者になると、やはり対象数をはるかに多くなりますので、財政的に耐えるのかというようなところも考えられますので、そういった財政的な負担という面からも、非常に導入は難しいかなと考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

高齢者の方の見込みっていうのは、どのぐらいで考えていらっしゃいますか。

それで、幾らぐらいかかるだろうという検討をされていますでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者の数は、現在、75歳以上の方でも7,000人以上はいらっしゃいますんで、そういった方の多くが対象になるかとは思いますが、基本料金等、高齢者がどのぐらい利用するかっていうふうな試算はしたことはないんですけども、利用できるようになれば多くの方が利用されると思います。

初乗り運賃のほうを補助した場合、75歳以上の方でも何千人もいらっしゃいますので、具体的にどのぐらいになるかっていうのは試算したことはありませんが、ちょっと莫大な金額になるということは、容易に想像がつくかとは思いますが。

牧瀬昭子委員

莫大っていうのがどの程度かっていうのがはっきりすると、先ほどのミニバスが幾らとか、路線バスのところで幾らとかっていう予算が積まれてあると思うんですけど、そこを少し削って、今、ミニバスのほうで利用できない方の福祉タクシーのほうに少し添えるとか、75歳以上の7,000人以上っていうのを全て網羅するというだけでなく、肢体不自由な方へのちょっと拡充をすることによって、全員が全員っていうことでなくても、ミニバス利用が難しい方への、ぜひ支援ということでお考えいただきたいなと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということでございます。

藤田昌隆委員

9ページの民生費、これはオーケーですよ。民生委員活動補助金1,936万8,000円、これ、さっきの説明の中でちょっと金額を上げたということですが、もう一回、すいません、教えていただきたいんですが、前年度は、民生委員活動補助金は幾らだったんですか。幾らが幾らに上がったのかな。

吉田忠典社会福祉課長

民生委員活動補助金につきましては、民生委員、現在のところを143名ほどいらっしゃって、欠員もいらっしゃいますけれども、定員では146名でございます。

昨年までは、月額1人当たり1万円ですので、年間12万円を助成してございまして、民生委員としての活動にお使いになった交通費とか、そういったものを含む分の助成という形でございました。

平成30年度から、月額を1,000円ほど上げさせていただいて、年間13万2,000円での補助金

を予定してございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

ちょっと待って。年間12万円が年間13万2,000円なったということですよ。

それで、今回、交通指導員とか、そういう金額のアップで問題になったのが、各民生委員とか、消防団とか、いろんなものを含めて上げてほしいという話が出ていますよね。

そういう中で、なぜ今までこういう話の中で、いや、民生委員の活動補助金を上げましたよと、一言、私は言うべきじゃなかったかなあっち。

何で黙っていたのか、発表する場がなかったのか知りませんが、部長会とかそういう中で恐らく話が出たはずなんですけど、非常に、うれしいんですよ。民生委員の活動補助金が増えるというのはよろしいんですが、この委員会で初めてこういうのが上がったというのを聞いて、ちょっと、ええっと思って。何で、そういういろんな話の中で報告されなかったのか、ちょっと不思議でならなかったんですが。いかがですか部長、発言する場がなかったのかどうかですよ。

吉田忠典社会福祉課長

民生委員に限らず、交通指導員ですとか、いろんな、地域で活動していただく方がたくさんいらっしゃるんですけど、例えば交通指導員の方につきましては、報酬という形で条例に定められております。

ただ、民生委員の場合は、法律で報酬のほうは上げられないと、報酬を得られないという形になっておりまして、今回、地域で活動される皆様方の何らかの処遇改善をする上で、条例改正として、交通指導員の方については、条例の改正の必要があったんで、議案として表に出ていると。

民生委員のほうは、補助金としてしか私どもも支給しておりませんので、こういった予算議案としてお出しするという形になっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

詫間部長、お願いします。

詫間聡健康福祉みらい部長

交通指導員の報酬関係についての話題がありましたけれども、当然、条例改正という形でやっておるかと思えます。

民生委員につきましては、民生委員の報酬はゼロだというふうな法的な縛りがあるものから、補助金という形をとらしていただいて、各地区の民生委員協議会のほうに交付をす

ると、中で活動していただくという形になっております。

その中で、一昨年から、各嘱託員会、各地区からの要望関係、実際に活動される民生委員さんの活動状況について、補助金という形で支給いたしておりますし、民生委員さんに対する活動アンケート等もとった中で、今回は補助金という形で予算を計上させていただいております。条例事項ではないということで、この補助金の中でということで、上げさせていただいております。

PRに関しましては、今回初めてということで、各嘱託委員会、初めてあるものですが、各地区から要望事項としては、意見として上げられた経緯等もございますので、今回、補助金という形でさせていただいております。

藤田昌隆委員

いや、本当に、さっきいろんなやつが見直されて、今までずっと、民生委員も、消防団も、交通指導員も、お願いします、お願いします、上げてくれと。なり手が無い、担い手がいないというところで、本当に来年度から上がる方向になったんで、何かあったんですか。上げるきっかけとか、足並みそろえてされているんですが。

たまたま民生委員さんが上げようというのが重なったのか。指導員とか、足並みそろえて上げられたのか、その辺は。単独ですか、これ。そういう、例えば総務課から、上げようとか、考えようとか、そういう指示があつてのアップですか。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回の条例議案の中で、非常勤特別職の報酬関係についての改正をやっておるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、一昨年からの各地区からの要望の中で、民生委員さん、並びに各種委員についての報酬のアップ、並びに負担金等の増額等の要望があった中で、条例改正とあわせてところで民生委員の報酬も上げたという経緯がございます。

成富牧男委員

ちょっと戻りますけど、歳入で、補正にもあった市民文化会館使用料で、ごめんなさい、私が言いたいのは、3月補正後、4,360万円になっていますよね。

そして、今度、当初は……、ごめんなさい、当初の金額が、それよりかなり少なくなっているんですけども、1ページの教育使用料のところの合計が、当初予算が少なくなっていますよね、これって何かあるんですか。

特別の収入が平成29年度は見込まれたということで、大体平成30年度当初に上げてある金額のほうが普通なのか。たったそれだけです。その質問です。

松隈義和文化芸術振興課長

この件に関しましては、まず、定住・交流センター、通称サンメッセ鳥栖が、平成30年12月から2月まで空調設備の改修工事を行います。その3カ月間、ホールを貸し止めする状況になりますので、その分、収入減を見込んでいるというところでございます。

以上です。

成富牧男委員

よくわかりました。その分、使わないからということですね。だから、収入は減るということだと思います。

それと、今、藤田議員の質問のあった、民生委員さんの、2つ、補助金と協議会への補助金と2つありますよね。ちょっとそこら辺の仕分け、もうちょっと丁寧に説明してもらえれば。

例えば、最初、藤田議員が聞かれた分は、その算出根拠として1万円ってということなのか。それとも、いや、これはもう、それぞれの民生委員協議会に行くのとよ。その後の使い道は、そこそこで任意なんですよってということなのか。そのお金がそのまま、実質的に民生委員さんに行くのか。そこら辺はどういうふうな決め方をしているんですか。

それと、2番目にある協議会への補助金との違いを、もうちょっと丁寧に教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

民生委員さん、あるいは民生委員の組織に対する補助金というのは、先ほど議員御案内のとおり、民生委員の活動補助金というのものと、民生委員の地区ごとの組織がでございます。

資料で言いますと、9ページでございますが、節19負担金、補助及び交付金の一番下のところでございます。民生委員活動補助金が1人当たり、先ほど申し上げた月額1万1,000円、年額13万2,000円の分でございます。民生委員連絡協議会補助金っていうのが、民生委員さんの組織に対する助成金、補助金でございます。

それで、民生委員さんの個人への活動の補助金でございますけれども、この補助金については、要綱の中では、個人、あるいはその地区の組織、どちらかに助成をするという形でしておりまして、現在のところ、各地区のほうで全部集めて、各地区から申請を受けるような形で、私たちのほうは、各地区のほうに個人の民生委員さんの部分の補助金は助成をしているところです。

これにつきましては、各地区の中で協議をしていただいて、各地区とも、全て地区のほうで申請をするというような形をとっていらっしゃいます。

そして、各地区の中で民生委員さんのほうにまた分配したりとか、民生委員さんの相互の親睦を深めるようなものに使ってあるというところもあるようでございます。

そして、民生委員連絡協議会の補助金につきましては、各地区、現在8地区ございますけ

れども、その地区における活動に対する補助金でございまして、現在、8地区に年間30万8,000円ずつお出しをしているところでございます。

また、各地区横断して、いろんな民生委員さんの部会がございまして。例えば、障害者部会とか、児童部会とか、高齢者部会とか、そういった部会もございまして、そういった部会の活動に対する助成もあわせて行っていくというところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、わかる場所もあったけど、わからない場所もありましたので、わかりやすく言えば、最初の部分は、現在は、それぞれ8地区ある協議会に任されているってことですか、使い道は。

こっちとしては、1人当たり大体1万円増で、今度出しましたもんねっていうことで、そういう趣旨でしましたけど、使い方はそこそこの協議会に任せますということですか。どちらでもよかと。

吉田忠典社会福祉課長

基本的には、活動補助金につきましては、民生委員さん個人にお渡しするべきものでございますけれども、これまで民生委員さんに対する委託金としてお出しをしていたものがありまして、その部分については、各地区から各地区で一括して受託をされたという形もあります。その名残っていいですか、それもあろうございまして、各地区の民生委員さんの中で協議をいただいて、これまでどおりに地区のほうで一括して民生委員さん個人宛ての補助金を、地区のほうで補助交付申請を行い、そして、使い道については、各地区の協議会の中で話し合いをしていただいているというような状況でございます。

成富牧男委員

だから、今、言われたところ、はっきりせんと、せっかくいいことしよんしゃるとに、混乱のもとに、こりゃあどっちでんよかとばい、いや、これは俺んとばい、とかね、そげんなってしまったらいけないので、丁寧に、じっくり、このふやした目的、さっき藤田議員も質問しよったけど、やっぱり、そういうところも含めて丁寧に説明せんと。せっかくよかことしたとに、何か、紛争とかの種になってしまうんじゃないかということを危惧します。

それから、要は、2番目の協議会が、8つある協議会の連合体みたいなところに対してお金をやるということではないと。

それで、そういうためのいろいろな業務があり、さっきの何とか部会っちゅうのも、横断的なやつやろうと思うし、例えば、児童何とか部会もあるかもしれん、民生委員さん、児童委員。ざっくり言えば、そういうことじゃないですか。

中川原豊志委員長

いいですか。

休憩します。

午後 1 時53分休憩



午後 1 時53分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田忠典社会福祉課長

成富委員の御質問にお答えいたします。

民生委員の組織につきましては、地区ごとに組織もございまして、そして鳥栖市としての組織もございまして。

資料の一番下の民生委員連絡協議会補助金につきましては、市の組織に行くお金もありますし、各地区に行くお金もございまして、その2つの補助金をまとめたものが、この民生委員連絡協議会補助金という形になっております。

各地区に行く分につきましては、私が先ほど申し上げた30万8,000円が各地区のほうに行って、残りの部分については、市の民生委員協議会のところに行っている補助金でございます。

成富牧男委員

そういうことですか。私、全部、とにかく連合会で受けて、今言われた三十何万円、8つに分けると、そんなイメージかと思ったら、いずれにしろ、もうちょっと整理されたほうがいいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

古賀和仁委員

3 ページの地域生活支援事業費補助金2,040万1,000円。これは、その事業に対する補助と、施設に入られている人に対する補助なのか。どういう補助になっているんですか。

吉田忠典社会福祉課長

地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るため、いろんなサービスを市のほうで提供しております。

そういったサービスを市のほうで提供した後に、サービス費用の一部を国、県のほうで補助をしていただくという形ですので、実際には、市が補助金をもらう形となって、障害者が利用したサービスについて市がその補助金をもらうという形でございます。

古賀和仁委員

事業をやっている方の事業を円滑に進めるために、1人頭幾らとかいう感じで出されている事業費なのか。それとも、個人に対して出されるのかどうかのお尋ねを1つ。

吉田忠典社会福祉課長

この補助金につきましては、障害者がいろんなサービスを受けることができます。

例えば、日常生活用具の給付とか、移動支援、一緒に付き添っていただくとか。あと、相談支援とか、利用者、障害者の方が相談を受けるとか、相談に訪れるとか、そういったところの費用を、市が公費負担分としてお支払いをします。

それで、もちろん、障害者の方も一部分、自己負担とかございますけれども、市が公費負担した部分について、国、県から助成を、補助金をいただくというものでございます。

古賀和仁委員

事業をした場合に、それが大体何割ぐらいの割合で出されるのか。

例えば、100に対して90とか50とかありますけど、大体どのぐらいまでがいいのか。

吉田忠典社会福祉課長

市が、支出した公費負担分について、国が2分の1を補助して、県が4分の1を補助するという形になっております。

中川原豊志委員長

いいですか。

古賀和仁委員

これによって、個別の事業の場合、何割までぐらいまで、1つの、例えば、障害者の自立ということで、いろんな、例えば、送り迎えとかする場合ですよ、その費用の何割ぐらいまで、国から負担をしていただけるのかどうか、ちょっと、その辺のお尋ねをしているんですけども。

中川原豊志委員長

ちょっと、休憩します。

午後1時59分休憩



午後 2 時 1 分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

吉田忠典社会福祉課長

地域生活支援事業については、例えば、障害者の方が日常生活を暮らしやすくしていくために、いろいろなものを購入されたりする事業に対して助成を行うものでございますけれども、基本的には、障害者は、一部、負担の上限もございますけれども、原則 1 割負担となっております。

古賀和仁委員

3 ページの新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業ということなんですが、これは 1 回罹患して、そのあとに再発した方を対象としているっていう意味なんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

新たなステージに入ったがん検診というのは、これは以前、女性特有のがん検診推進事業と言っていて、その補助の内容が若干変わって、補助金の名前が、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業っていうふうに変ったものでして、がんのステージが上がったっていうわけではなくって、事業の内容がちょっと変わって。

受診のきっかけをつくるように、子宮がん、乳がん検診の無料クーポン券を発行したりですとか、勧奨、再勧奨の通知を出したりとか、そういう費用を対象にした補助金でございます。

古賀和仁委員

ということは、今までと内容的にはあまり変わらなくて、あくまでも自己負担の軽減を含めたところの、今までやっていたこととほとんど事業としては変わらないということですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

古賀和仁委員

10 ページ、外出介護委託料、ヘルパーさんによる委託料と、それから、12 ページの在宅寝たきり老人介護見舞金、重度の認知症ということで書いてもらっているんですが、これ、も

うちちょっと詳しく説明をいただけますか。

どういう方が対象で、どのくらいの方が対象になっているのか、実際に。

中川原豊志委員長

大丈夫ですか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

まず、外出介護のほうの説明を申し上げます。

外出介護は、身体障害者手帳、あるいは療育手帳、精神手帳などの手帳、障害手帳をお持ちの方が、一人で外出することが困難な方に円滑に外出ができるように支援するサービスとなっております。（「対象人数は」と呼ぶ者あり）人数につきましては、すいません、今すぐにお答えができない状況なので、調べさせていただけたらと思います。

中川原豊志委員長

それと、もう一つの事業が、何やったっけ。（「在宅寝たきり老人介護見舞金」と呼ぶ者あり）寝たきりのほう。

吉田忠典社会福祉課長

在宅寝たきり老人等介護見舞金の対象者でございますけれども、寝たきりの高齢者を自宅で介護している介護者に対して支給をいたします。所得によって見舞金の支給金額が変わってきますけれども、前年の所得が300万円未満の場合は、月額1万2,000円。所得が300万円以上の方は、月額1万円で、半年に1回支給いたしますけれども、最大5万円という形になります。

それで、現在のところ、対象となる方は、介護する方、される方とも、6カ月以上市内に居住していることが条件でございます、毎年4月と10月に見舞金のほうを支給しております。

大体、毎回、今年度は30人前後、支給をしているというところでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

それで、重度の認知症が対象になると。これ、その程度って言うんですか、どのところで基準を切られているのか。認知症っていうのもいろいろあると思うんですけど、完全に寝たきりの認知症なのか。そうじゃなくて、動ける認知症も対象になるのか。

吉田忠典社会福祉課長

基本的には、やはり認知症であっても、動ける方については、程度にもよるんですけど、認知症の程度によって支給ができる、できないが変わってくるという形でございます。

古賀和仁委員

認知症に対する対応というのは、これからかなり深刻な、やっぱり家族も大変だと思うんですけど、これについては、いろんな形の施設もあるし、その取り組みもあるし、ボランティアもあるんですけど、これから急激にふえてくると、これについては、これからやっぱり取り組んでいかなきゃならない問題なんですけど、市としては、この部分については、これからどのような考えで取り組んでいかれるのか。ここだけお尋ねしたいんですけど。

吉田忠典社会福祉課長

認知症の高齢者につきましては、今後、非常にふえていくということが想定をされているところでございます。

市のほうといたしましても、国から、平成30年度から、新しく認知症の対策に取り組みなさいというようなことがございまして、市のほうでも、平成30年から認知症対策の事業に取り組んでいくという形で考えております。

予算関係説明資料の5ページをごらんいただければと思います。

介護予防事業でございまして、その中の、主な介護予防事業の中の対象者把握事業というのがございます。

これは、平成30年度から新たに始める予定でございまして、高齢者の状況を把握し、軽度認知症の段階で、早期に発見をすとか、対策を打つとか、そういう対応を図るとか、そういったことを考えているところでございます。

広域の介護保険課のほうでも、認知症の専門家のチームをつくりまして、私たちでは、対象者を把握した後、介護保険課のほうの認知症の対策チームにつないで、御家族の方とかを含めて支援をしていこうと。例えば、早期の受診とか、あるいは、認知症をできるだけ進行しないようにするためのいろんな施策等も、合わせて進めていこうということで、平成30年度から、具体的な事業を1つずつ取り組んでいきたいと考えているところでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

ぜひ、家族、本人含めて、一番厳しいちゅうか、その状況が、これからふえていくというのは、もう確実に言われていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。要望です。

中川原豊志委員長

先ほどの答弁は、まだ資料はないんでしょう。

ちょっと、休憩します。

午後 2 時12分休憩



午後 2 時24分開議

中川原豊志委員長

では、再開します。

先ほどの古賀議員の質問に対して、答弁をお願いします。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

先ほどお尋ねのありました外出介護の利用者の人数についてお答えします。3月、きょう現在で79名の方が御利用になっております。

以上です。

中川原豊志委員長

古賀議員、よろしいですか。

古賀和仁委員

この場合、外出介護の場合は、それまでの車とか、利用できるということですか。ただ、介護だけということですか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

外出介護の場合が、やはり介添えの方というイメージでいただければと思います。お車等に乗るときには、あくまで御自身の支払い等で。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、御質問ございますか。

藤田昌隆委員

確認。いろんな改修工事があるんやけど、鳥栖いづみ園が、これも改修で940万円。

それから、定住・交流センター空調設備で7,280万円。

それから、老人センターが、これも空調かな、2,600万円。

設計委託料で400万円出ている社会福祉会館。これは、先ほど建てかえということじゃなくて、これは大規模改修ですか。答弁をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

社会福祉会館の設計監理委託料につきましては、大規模改修を、平成31年度に工事を実施

したいと考えておりました、今年度、その改修する箇所とか、規模とか、そういったのをこの設計の中で詰めていくという形で考えております。

藤田昌隆委員

今、場所っていうことを言われましたけど、どこか違うところに。

吉田忠典社会福祉課長

すいません、箇所、箇所ですね。工事の改修する、例えば天井とか外壁とか、そういった箇所を今年度、設定をしていくということでございます。

藤田昌隆委員

じゃあ、社会福社会館は社協の前の建物でしょう、あの古い。じゃないと。社協そのもの。（「の建物です」と呼ぶ者あり）社協そのものの大規模改修。

あれ、築何年ですか。

吉田忠典社会福祉課長

たしか昭和61年の竣工だったと思います。（「昭和61年っちゅうたら」と呼ぶ者あり）（「31年か32年ですね」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

ということは、あれは耐震はできていない。

中川原豊志委員長

確認できますか。

ちょっと、休憩します。

午後2時28分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午後2時32分開議

中川原豊志委員長

じゃあ、再開します。

藤田議員、再質問をお願いいたします。

藤田昌隆委員

社会福社会館の設計委託料で400万円出ていますが、これは耐震ができているか、できてないか、答弁をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

社会福祉会館につきましては、現在の、新しい耐震基準の設定された後の建物でございますので、耐震基準はクリアをしております。

藤田昌隆委員

クリアはしているということですよ。

じゃあ、大規模改修となれば、費用はどれぐらいを考えていますか。1億円なのか、2億円なのか、3億円なのか。

庄山裕一社会福祉課地域福祉係長

現在の概算でございますが……、3億円程度、ちょっと確認をしたいと思っておりますので、お待ちいただけないでしょうか。

中川原豊志委員長

後ほどもう一度概算金額をお願いします。

藤田昌隆委員

大規模改修となると、やっぱり3億円とかいうことですが、正直言うと、いろんな答弁の中で、金がない金がないという中で、実際、私も社会福祉会館に行って、そんなに急激に、今すぐどうのこうのという建物じゃないかなあっち、そういうもんじゃない、まだ優先順位としてはもっと低いんじゃないかなと思ったんですが、実際に皆さん方が施設の管理者とお話された上で大規模改修になったかと思うんですが、どういうところに不備があるんですかね。改修大規模改修をせないかん理由。どこがどうだから、大規模改修をしたいと、その辺は。

吉田忠典社会福祉課長

社会福祉会館の大規模改修につきましては、公共施設全体のアセットマネジメントの中で、施設の長寿命化を目指しているところもございますので、予防的な改修工事も、そういった視点も含めたところで、順次改修工事に市の公共施設をやっていくというような考え方が根底にあるところでございます。

そういったことで、工事費の平準化をすることで、市の財政の面でも偏った負担が出ないような計画に基づいて、今回、社会福祉会館の工事を行うということを考えているところでございます。

社会福祉会館につきましては、もう築30年以上たっておりまして、例えば外壁、あるいは屋根の雨漏りとかも見られるところでございますので、そういったところ、今年度、具体的に改修する場所を特定していきながら、工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

了解。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

牧瀬昭子委員

先ほど、資料の5ページ目で、介護予防事業の件なんですけれども、一番下の元気カフェ立ち上げ支援事業とありますが、この37万9,000円の内訳を教えてください。

中川原豊志委員長

内容ですかね。（「内容ですね」と呼ぶ者あり）

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

元気カフェについてですが、本年度から介護予防サポーター養成講座が実施しております、その研修を修了されたサポーターの方が主体で実施する通所サービスになります。

修了された方ですので、経験を積んでもらうってということで、専門スタッフに後方支援として入ってもらいますので、その方の人件費、また、サポーターがボランティアで入りますので、そのボランティアの方に対しての報償費になっております。

中川原豊志委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

介護予防サポーターの方の次なる地域での活動の場ってということで、すごくいいと思います。

現在、空き家とかを利用して、自分たちでこの地域の中で介護予防ということで、公民館とか、いろんなまちづくり推進センターとかでも行われているけれども、そこにはまだ行けない方とか、もっと地域に細やかな場所をつくっていきたいという方がおられるので。

ぜひ、元気カフェという形で、そちらのほうも支援をしていただけないかなと思うんですけれども、人件費でほとんど出ていくということでしたので、要望もいいですか。要望としては、元気カフェの運営費とか、光熱費とか、そういった基本的に運営をしていくための支援ということも含めて、ぜひ考えていただきたいなと思います。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、ございますか。

森山林委員

委員会資料の13ページ、節13委託料。ここで、2点だけお尋ねします。

牧瀬委員から言われたけれども、今回、介護予防事業が700万円くらいふえています。これも新規事業という扱いのものですけれども、どれかこれ、ほかにもふえているのはありますか、新規事業。今まであった事業がふえているのか、その辺、お願いします。

これ、主要事項説明書では5ページ、委員会資料では13ページのところです。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

新規にふえましたのが、先ほどお話をした元気カフェになります。

あと、認知症の方の早期発見ということで、地区巡回予防健診委託料です。

あと、充実ってということで、元気クラブ音楽サロン、実施カ所数をふやしたことで増額になっております。

中川原豊志委員長

何か資料はありますか。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

すいません、対象者把握事業で、資料は載せていると思います。

中川原豊志委員長

続けてお願いします。終わり。(発言する者あり)

済みません、もう一度、ちょっとお願いします。(「700万円ばかりふえとるけんね、前年度よりも、予算が」と呼ぶ者あり)

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

元気カフェを新規でふやしたことと、対象者把握事業です。

あと、充実で、元気クラブと、音楽サロンの実施カ所をふやしたということで増額になっております。(「音楽サロン」と呼ぶ者あり) はい、実施カ所をふやしましたので。(「金額的には」と呼ぶ者あり) 音楽サロンが51万8,000円、それで、元気クラブを2カ所ふやしましたので621万8,000円。

中川原豊志委員長

済みません、元気クラブというのは。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

総合事業のB型サービスです。(発言する者多数あり)

中川原豊志委員長

休憩します。

午後2時43分休憩



午後 2 時 47 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

主要事項説明書の 5 ページの事業の分なんですけど、新規で対象者把握事業と元気カフェの立ち上げ支援事業で、ここが100万円と37万円ですね。

それと、教室の充実ってということで、箇所数をふやした場合については、TOSUSHI 音楽サロンと通所型のサービス事業、こちらで550万円の増額になっております。

それで、合わせて690万円ほどの増額という形になっております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

森山林委員

済みません、ありがとうございます。

もう一点は、食の自立支援事業委託料。これが、平成29年度が、予算は2,300万円、今回は若干減って、これを単純に360円——1食当たりの補助ですけれども、これは5万9,000食になるかな。これの現在の実績がわかりますか。例えば、平成29年度、もう少しありますけれども。

障害者福祉になるかね。

吉田忠典社会福祉課長

平成29年度につきましては、見込みといたしまして、5万9,000食ぐらいになるのではないかと考えているところでございます。

平成28年度も5万9,000食、平成27年度が6万3,000食、さかのぼっていきますけど、平成26年度が6万9,000食ですから、平成26年度に比べると、1万食は減っている形になります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

それで、平成30年度の見込みは。

吉田忠典社会福祉課長

失礼いたしました。平成30年度の見込みとしては、同じ5万9,000食として予算計上をして

いるところでございます。

森山林委員

この件については、委託先についての何か要望があっていると思いますけれども、その点は全然変わっていないでしょう。

吉田忠典社会福祉課長

現在、この事業については、真心の園とひまわりの園、2つの社会福祉法人に委託をしているところでございます。

近年、食材費の高騰が非常に目立っておりまして、それとあと、人件費の高騰、人件費の値上げ、例えば、最低賃金とかも大分引き上げられておりますし、それに伴いまして、あと人材確保が難しいというようなことも事業者の方のほうからはお伺いをしているところでございます。（「それで」と呼ぶ者あり）それで。（「あとは」と呼ぶ者あり）

現在、お弁当の配食につきましては、食材費と調理費につきましては、利用者の負担、配達と見守りの分については市の負担ということで、それぞれ360円ずつ、合わせて1食当たり720円というところで事業を実施しているところでございます。

先ほど申し上げました食材費の高騰とか、人件費の値上がりというところで、利用者負担の部分がかなり赤字になっているというようなお話を聞いているところございまして、現在、医療法人等は、利用者負担の件について、もうちょっと適正化を図っていきましようという形で協議をしている段階でございます。

以上でございます。

森山林委員

一応、市の負担としては360円ということで、今回5万9,000食で計上されておるということでよかですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。

成富牧男委員

中身は、さっきの主要事項説明資料の5ページの、介護予防事業。中身は一々聞きませんが、何でわからんのかな、私たちがって思いよったら、例えば、一番上は対象者ですよ。高齢者に対していう表現、一番下から2番目は、要支援者や基本チェックリスト該当者に対して。

それより、やっぱり違うと思うんですよ。だから、地域生活支援事業が全面実施されたら、大丈夫か、大丈夫か、大丈夫かと私はずっと言い続けてきたんですけど、そこら辺の区分分

けをしてもらったら、もうちょっとわかりやすい……、ぜひ、この委員会の終わるまでに、ちょっとこれば整理し直してもらったほうがわかりやすいと思うんですけどね。

それと、1つ質問します。通いの場立ち上げ推進事業っていうのがありますけど、これは、各町区で立ち上げて、そして、立ち上げたら自分たちでやりなさいですか、それともずっとそのあとも支援、何かされるんですか。それだけ、ちょっと質問です。

吉田忠典社会福祉課長

通いの場立ち上げ推進事業につきましては、基本的には、各町区とか、身近なところで集まる形の通いの場をつくっていただくという形で、私たちとしては、その支援として、立ち上げた時には、週1回を1カ月間、サポートいたします。それで、その後、3カ月、6カ月、それとあと、1年後とか。そういう形でサポート、フォローもしていきながら、定着できるように支援をしていくというものでございます。

成富牧男委員

今のは、こういうことでしょうか、定着するまでは、人の手当てをして、人というのは、お金というよりも、専門的な人をサポートするけれども……、どうなるんですかね、さっきの話と同じで。

その後は、はい、もう自分たちでできるでしょうって、市町の事業に投げてしまうわけですか、全然補助はないということでしょうか、それだけ。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

通いの場っていうのが、身近な場所での介護予防の体操に取り組んでいただく集いの場をお願いしているんですけど、そこでは住民主体でそういった取り組みをやっていただくってことでしていますので、金銭的な支援というのは、ちょっと今のところやっていなくて、人的な支援、体操のやり方とか、そういったことで市から行かせていただいています。

成富牧男委員

だから、いつか手を引くということはないと。見守りながら、人的支援は必ず、ずっと引き続きやっていくということによろしいですか。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

支援をさせていただくのは、立ち上げの2年後までなんですけれども、あとはDVDを配付いたしまして、その体操をやっていただく。そのやり方とか、そういうことが必要になれば、また支援をさせていただくということにはなっています。

成富牧男委員

ならば、とにかく、相談があればいつでも相談に乗りますと。とにかく、自分で動き出しんしゃったなって思うまでは、しっかりフォローをしますということによろしいですか。

ちょっと、「うん、うん」じゃなくって、言ってください。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

おっしゃるとおりです。

中川原豊志委員長

ほかはよろしいですか。（「まだちょっと、どなたかあるなら先に言ってください。同和の問題ば、一通り」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですよ、同和。

樋口伸一郎委員

すいません、1点だけ。

歳入、歳出を組み合わせながらなので、3ページ、国庫補助金、4ページ、県補助金。

歳出に関しては、11ページ、ここ、ばらばらめぐりながらなんですけど、先ほど少し出たんですけど、国庫補助金の中の一番上、地域生活支援事業費補助金。プラス、その次の4ページ、項2県補助金の中にも、上から3つ目に地域生活支援事業費補助金ということで、国と県、それぞれから補助金が出ておまして、ちょっと最初、説明の確認からなんですけど、これ、日常生活給付も含まれて補助をいただくというもので、国が2分の1、県が4分の1で、市が負担した公費を国から後からもらうってところで、確認ですけど、まず、合っていますかね、認識は。

吉田忠典社会福祉課長

地域生活支援事業費補助金は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを市のほうが提供します。その部分で、市が公費として負担した部分について、国が2分の1以内、県が4分の1以内を市のほうに補助金として交付する形になっております。市が4分の1という形になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それを踏まえて、11ページに行っていたいただきたいんですよ。一番下から見たほうが近いんですけど、節20扶助費、上から4番目と5番目、障害者自立支援給付費、ここ出てきますね、さっき含まれてた分が。

プラス、その下の5番目、障害者日常生活用具給付費等事業費があるんですけど、すいません、ちょっと質問もさせていただいていたことなんですけど、例えば、補装具費支給、補聴器等、車椅子等いろんな物があるんですけど、補装具費の給付に関しては、障害者自立支援給付費に入っているんですね。11億5,000万円ありますね、ここが。この11億5,000万円の

中に含まれているんですよ。

それで今、パラリンピックとかあっていて、障害者の補装具といいますか、補助をするような道具といいますか、あれがすごい機能性とかアップしてきて、その中に人工内耳体外機とかもあって、それと一緒にじゃないですけど、そういう補装具として扱えない物っていうのが難しい範囲で出てきているわけですよ。

例えば、補聴器だと、この自立支援給付費という中に入るんですけど、取り上げさせてもらった人工内耳体外機は医療のほうに入るんで、入らないというところなんですけど、これ、耳に限らず、障害者の方を支える道具というのが、すごい今、開発が進んできているので、今後、この補装具費の対象となる器具の中に含まれない道具を想定してやっていかないといいところがあるんですけど、障害者総合支援法の中では、そういう方がお住まいのところで、一番身近で支える重要な取り組みを市が主体でなさってくださいというところがあるんですよ。

だから、平成30年度この当初予算を組むときに、障害者自立支援給付費は今までの実績ベースとかで組まれていていいと思うんですけど、この日常生活用具給付費等事業費っていうのを、補装具で言えば、対象外の部分の対応もなさっている自治体もあるんですよ。

ですから、そのあたりを当初、平成30年度は、範囲外のもの、自立支援給付費には入らないけれども、もしかして、日常生活用具給付として扱えば、その障害者の方を支えることに近づいていけるんじゃないかということはあるんだと思うんですけど。そのあたり、両方絡めたお考えというのをお聞きしたいんです。

詫間部長、御答弁よろしく申し上げます、すいません。ちょっと、担当課として、どうか。

難しいところですよ。切ってしまうと、書面上の範囲内でしか対応できないと。

ただ、そういう方に関しては、日常生活用具として助けを出すっていうところを、今、それぞれの市に求められているところもあるんで、担当課として、どのようにお考えかというところを、済みません。

吉田忠典社会福祉課長

この件につきましては、以前、一般質問でも御質問いただいたところでございます。非常に、技術の進歩によりまして、今、いろんなもの、補装具とか、いろんなところで使われるようになってきているということでございます。

私たちといたしましては、申請が上がったり、あるいは御相談があった時点で、他市の状況等を踏まえて、いろんな方面へ相談しながら、できるだけ市民の方の意に沿ったような形になるように努力はしてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

すいません、ここは、よろしく願いますになるんですけど、最初に戻りますと、歳入で国の補助金、県の補助金というのがあって、自立支援給付として扱えば、もらえるけど、対象範囲外なのでいただけないというものも、この日常生活用具給付費等を充てることで、対象に充てることができるっていうのも、選択肢の1個としてはあると思うんですよね。多分、いろんなニーズ、さまざまに違うニーズを持たれてこられる方も今後想定しておかないといけないと思うんですよね。

だから、多分、医療給付とかが一番適切だっていうのは重々わかるとるんですけども、その片隅にちょっとでも置いとって、そういう選択肢もあるんだと思っとくだけで違うかなと思うんですけど。

すいません、詫間部長、まとめていただけないでしょうか。申しわけありません。

詫間聡健康福祉みらい部長

樋口議員の質問にお答えいたします。

先ほど来の人工内耳等、一般質問をいただいたところでございまして、障害者総合支援法の中での施策、国の補助金、県の補助金等を踏まえながら、市として対応してくるというケースかと思えます。

パラリンピックでの事例等も若干言われたんですけども、私たちのほうといたしましては、具体的なケース・バイ・ケースによって、各市町、他自治体の取り扱い、並びに県等の指導も仰ぎながら、適切に対応してまいりたいと思えます。

よろしく願います。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

成富牧男委員

9ページの負担金、補助及び交付金、歳出について。

その中の全日本同和会って名前が出てきているものが2つあります。全日本同和会九州連合会研修大会負担金、これからいきたいと思えます。これは、いつも出てきよるやつじゃないんですか。もう少し詳しく説明を。3万7,000円がありますが、この中身、趣旨、目的、それから、開催の間隔とか。そういうやつについてお尋ねします。

吉田忠典社会福祉課長

この全日本同和会九州連合会研修大会負担金につきましては、九州の各県連が持ち回りで開催をしているものでございます。平成30年度は、それが佐賀県の武雄市で9月に開催されるということでございます。

この開催に向けまして、法令外負担金というところで、市長会に要請があり、市長会のほうで法令外負担金の負担について合意があったもので、今回、鳥栖市負担分として3万7,000円を計上しているものでございます。

成富牧男委員

法令外っちゅうたと、今。法令外負担金っていう意味がいまいわからんので、もう少し詳しくと、九州市長会で決まったと。それでは、負担金、何で負担金なのか。かえって補助金やったらわかるけど、なんで負担金なのか。特定の同和団体の研修大会に、実行委員会か何かでメンバーで入っているんですか。

吉田忠典社会福祉課長

まず、市長会については、県内の市長会でございます。

なぜ補助金じゃなく負担金なのかということでございますけれども、同和問題の解決のために、行政と運動体も一緒になって解決をしていこうということで、行政側としても同和問題解決のために、この研修大会を実施する意義があるということで、開催の一部経費の負担をするということで、負担金となっているということでございます。

成富牧男委員

これ、開催は合同開催なんですか。共催かなんかですか、そうしたら。

吉田忠典社会福祉課長

主催は、九州連合会でございます。

成富牧男委員

それは、同和会の連合会という意味ですよ。

吉田忠典社会福祉課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

そうしたら、やっぱりこの負担金っちゅうのは絶対おかしいですよ。

それで、これまた動員か何かかかっているんじゃないですか。その予算がどこかに、出席負担金、その関連の予算があるならば、それもあわせて教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

関連の予算につきましては、研修大会でございますので、私たちのほうとしても、同和問題の理解とか、そういったものを深めるためにも、参加すると、参加すべき大会だと考えておりまして、参加をすることとしております。参加の費用につきましては、節9旅費、一般旅費の中にあります。あと、節11の中の資料代がでございます。（「ごめんなさい、これ、何人」と呼ぶ者あり）

すいません。参加の人数は、53名を予定しているところでございます。

成富牧男委員

これは、平日開催ですか。

吉田忠典社会福祉課長

平日の開催でございます。

成富牧男委員

全く行くなとは言いませんけどね、さっき動員っちゅうふうに、ぽろっと出ましたけれども、これ、必要最小限にとどめておくべきだということを申し上げておきます。

これ、先生方もまた別に動員があるんでしょう。それはわかりませんか、先生方。

吉田忠典社会福祉課長

教員については、私たちのほうでは、動員があるかどうかについては、承知しておりません。

成富牧男委員

わかりました。いずれにしろ、負担金という、せめて、こういう大会があるけん、参考のためにちょっと聞きにいこうかねっていうやつやったら、私も全く否定はしませんけど、この負担金というのは、合同開催のイメージですよ。こういうことは、やはりやめるべきだと思います。

次に、全日本同和会補助金について申し上げます。これは、今まで毎年言ってきたことなんで、また言うかと言われそうですけど、なかなか、「また言うか」と呼ぶ者あり）私が言いたいのは、きちっと説明できないなら、予算計上するなということなんですよ、結論は。だから、あえて毎年伺います。

まず、補助金の支出先は、全日本同和会鳥栖支部だと思うんですけど、毎年聞いています、ここの構成員の人数、それから世帯数も、わかったら。

それから、会費。会費は1世帯員なのか、1人当たりなのかを教えてください。

それから、これはぜひ資料でお願いしたいんですが、予算、決算、事業計画、事業報告、そういう、前回もそろえていただいたもの、直近の資料を、ぜひ出していただきたいと思いますが。

もし、今難しかったら、後日出していただいて、その時合わせて質問をさせていただこうかなと思いますけど。

委員長、どげんがいいですか。

中川原豊志委員長

今の質問で、資料の準備はできますか。時間がかかりますか。

吉田忠典社会福祉課長

資料については、すぐ御用意できます。（「そうしたら、それを皆様方に、委員会で」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

今、成富委員の質問に対する資料の提出の依頼がありましたけれども、お受けするという
ことでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、暫時休憩します。

午後 3 時16分休憩



午後 3 時26分開議

中川原豊志委員長

再開します。

資料の提出があつておりますので、説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

今、皆様のお手元のほうに資料を提出しております。

資料といたしましては、1 ページ目、2 ページ目が全日本同和会の規約でございます。

そして、3 ページ目が平成28年度の予算書、そして、次の4 ページ目が事業計画書でございます。

それに対応する分として、5 ページ目が鳥栖支部の収支の報告書、決算でございます。

6 ページ目が事業の報告でございます。

そして、7 ページ目が相談の件数を4月から3月まで、相談の形態に応じて分類したところでお出しをしているところでございます。（発言する者あり）

成富牧男委員

先ほど項目を言いましたけれども、構成員、全日本同和会鳥栖支部の世帯数及び人数、それから、会費。予算、決算は、今見ればわかりますよね。そこら辺、今までと全然変わっていないのかどうかも確認したいので。

それから、一番肝心な補助の目的ですね。お願いします。

吉田忠典社会福祉課長

全日本同和会鳥栖支部の構成世帯及び会員数でございますけれども、平成29年4月1日現在で、12世帯29名となっているところでございます。

そして、会費でございますけれども、1人当たり年間4,800円でございます。

そして、補助の理由でございますけれども、同和問題につきましては、就職とか、結婚とか、そういった時点で差別、あるいは低所得による生活の困窮問題、風習、因習等による偏見や差別意識などに対する直接の対応は、行政では極めて困難な状況にあると認識をしております。これらの問題は、いろんな事情がございますことから、行政の施策でも十分な対応が難しいと考えております。

当事者のプライバシー等の面からも、一定の部分を特定の団体に委ねて対応したほうが効果的であると判断をいたしておりまして、同和問題解決という行政の責任を補完していただいているというのが実情でございます。

全日本同和会佐賀県連合会鳥栖支部の事業活動の目的が、差別撤廃、人権擁護を目的としておりまして、行政の目的と合致をしているところでございますので、鳥栖支部での事業活動は公益性があると判断し、補助をしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

そして、規約については、今、初めに資料をいただきました全日本同和会の規約を、言うならば準用しているっていうふうな話でしたよね、前にね。それでよかろう、違う。

吉田忠典社会福祉課長

鳥栖支部の規約自体については、全日本同和会の規約を準用しているというふうに考えております。

成富牧男委員

1つは、今、1人当たりの会費なども答弁いただきましたけど、12世帯ですよ、29名。29名の中身は、前回聞いたら、わからんと。大人が何名で、子供が何名かわからんと。

1世帯当たりでいうと、幾らになりますかね、三十何万円だったかな。すごい金額になるわけですね。しかも、1人当たり4,800円の会費の29名分になると、全体の予算のわずか数%っていうふうに、これが通常の補助団体やったら、かつて詫間部長は財政課長もしてあったんですけど、こげんとは、ちょっといかんばいって言って、どっちかって言ったら、切られる、こういうところには補助できんばいってという内容だと思うんですよ。全く自立しとらんどころか、丸抱えなわけですから。

それで、ちょっとここで実態の話ですよ、私が一番、いつも問題視するのは、実態があればまだよかって、実際、なんかしよんしゃるとやったらまだいいばってん、そりゃあ何ばしよんしゃつとねやんって聞くと、強調月間に啓発活動を共同でやっておりますか、具体的に答弁されるものがないんですよ。そうですね。

それで、ちょっとお尋ねしたいのは、2ページ目の支部予算書の1番、調査活動費っていうのが4つありますね。職業実態調査、生活環境調査、福祉実態調査、地対事業量調査、これは、一つ一つどういうことをされているのか。当然、向こうとお話されて、確認した上で補助金の支出であると思いますし、これ、今回だけやなくて、長らくこういう書き方してきてあるんで、これ、一つ一つについてを、ちょっと御説明をください。

それから、特にわからんのが、地対事業量調査とか、それは何を言っているのか。そこら辺の説明も含めてお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

同和会のほうで実施をされております調査活動費の説明ということでございますが、職業実態調査につきましては、会員等の就職状況等の実態を調査をされるということで、就職活動等を支援するとともに、会員の生活改善につなげるのための調査ということ聞き及んでおります。

次に、生活環境調査でございますけれども、会員等の住宅や、それらの生活環境の実態を調査し、会員の生活向上につなげていくというような調査でございます。

福祉実態調査でございますけれども、会員等の生活状況や、高齢者、あるいは障害者、あるいは子育ての状況等の実態を調査し、会員の福祉向上につなげていくというものでございます。

そして、地対事業量の調査でございますが、鳥栖市及び他地域の地域改善の対策事業について調査をするというものでございます。

以上、お答えいたします。

成富牧男委員

ここ、今ずっと言われると、何か何十年前の話の聞いているような感じですよ。

例えば、地対事業量調査とか。これは、地対事業そのものが今、廃止されていますよね。

そして、今ずっと言われたのは全部、基本、会員ですよ、最後だけ、何か周りのとか言われましたけど。会員さんは29名、世帯数にして12ですよ。ずっと今までの話では、こういう調査を行政に代わってやってもらっているから、出していると。幾ら何でも、もしそれが会員さんのための調査であれば、こんな400万円とかいう話には、少なくともならないというふうに思います。

それから、あとは、ちょっと幾つか指摘しておきますけれども、事務局費なんかにしても、事務用品費とか、印刷費とか、光熱水費、いろいろ書いてありますが、ここの事務所は、会長さんのところにあるっちゅうことでいいんですか。

吉田忠典社会福祉課長

事務所は会長宅というふうになっております。

成富牧男委員

会長宅であっても、ここに書いてあるようなやつが、果たしてこれだけの金額が要するのか、私は疑問です。

そして、あとは、今申し上げた幾つかの調査、これについては、やはり実態からすると、実際やっておられるのかどうかっていうのは、甚だ疑問だということをおっしゃっています。はっきりしておりますのは、先ほど申し上げたように、一緒になって啓発活動をやるとのことだけ。それだけですから、この金額については、やはり大幅に見直していただかないと、このままでは、特にほかのいろいろな事業がいっぱいあるときに、このままでは、もちろん100万円、何年か前に削減されたのは知っていますけれどもね、こんな12世帯の29名に、生活費じゃないんでしょうがこれ、生活費を渡しているわけじゃないし。これからも、この分については、引き続き、見直しを求めていきたいと思っております。

同和については終わります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。答弁いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。よろしいですか。

庄山裕一社会福祉課地域福祉係長

すいません、先ほどいただきました藤田議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉会館の大規模改修についてでございますが、平成31年度の大規模改修工事につきましては、金額として、現在まだ概算でございますが、約1億700万円を見込んでいますところでございます。

内容といたしましては、屋根、外壁及び内壁、現地関係ということで、現在のところ考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

藤田議員、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

吉田忠典社会福祉課長

すいません、先ほど成富議員に対するお答えの中で、事務所のほうは会長宅と申し上げま

したが、正式には支部長宅の誤りでございました。訂正して、お詫びいたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

では、引き続き質疑を行います。質疑につきましては、委員会資料14ページの中ほどから以降、児童福祉費の項目について質問があれば、お願いします。

ページ数でいきますと17ページまで。14ページの中程から17ページまでのところで御質問を賜ります。項2 児童福祉費の14ページ中ほどから17ページまで。

牧瀬昭子委員

14ページの民生費、児童福祉費の7 賃金なんですけれども、前年度の当初は、660万円だったところが、当初予算で331万円ということで、半額になっているっていうことは、どうしてでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

先ほど全体の説明をいたしましたときに、子育て支援センターを児童センターのほうに移すというお話を申し上げましたけれども、この鳥栖いづみ園内に設置しております子育て支援センターに、子育て支援総合コーディネーターが2名、それと、正規職員の保育士が2名おります。

今回、児童センターのほうに移転をさせまして、事業の運営も社会福祉協議会が行うということになりますので、まず、この子育て支援コーディネーターを1名に減らして、その残りの1名は、こども育成課のほうに引き上げをいたします。子育て支援総合コーディネーター2名を1名に減らしているということです。

それともう一点、子どもの医療費のレセプト入力業務を現在、臨時職員2名を雇って行っておりますけれども、平成29年度から現物給付になりました関係で、こちらのほうで、レセプトの入力作業の量が減っております。

平成29年度までは、まだ平成28年度の診療分が上がってきておりましたので、平成29年度はレセプトの入力業務がございましたけれども、平成30年度につきましては、かなり量が減るものと思いますので、この分を、障害者福祉費のほうの賃金、こちらのほうで、重心医療の、同じようなレセプト入力業務に携わる職員がおりますので、もうそちらのほうに合わせて、子どもの医療費のほうも行っていただくということにいたしましたので、その関係で、こちらの賃金が減っております。

牧瀬昭子委員

お母さんたちの声として、これも要望です。

コーディネーターさんが今、お二人おられるということなんですけれども、今後、移った

ときにでも、現状でもお母さんたちに充実した子育て支援っていうのの情報発信がされているのかなあということを、よく耳にします。

もうちょっと情報が欲しいとか、どこに行ったらいいかわからないとか、もう本当に、基本的なことを相談に来られる方が、今まだたくさんいらっしゃるんだと思います。

それで、いろんなところから来られて、どこに行ったらいいかわからない方が多い中、また移るっていうふうになると、それこそまたコーディネーターさんが必要になるということになると思いますし、いろんな意味で、もっと子育て支援の充実っていうのを図っていただきたい中、質が担保できるのかどうかっていうのが気になります。

要望と、あと1つ、質が担保できるのかっていうことはどういうふうに考えてありますでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今回、子育て支援センターを児童センターのほうに移すに当たりましては、子育て支援センターは市内10カ所あるうち1カ所、唯一市が直営で運営をしていたものではございます。

平成8年に、最初に子育て支援センターを市の直営でつくっておきまして、地域で、家庭で保育をされている方のいろんな支援に携わるということで、先駆的な取り組みとして、市が直営で行っていたものではございます。

その数年後にはなりますけれども、鳥栖市内にもいろんな私立の保育所がこの事業に取り組みをしていただくようになりまして、現在、市内10カ所というところになっております。

また、こういった子育て支援センターの連携というのは重要でございますので、こういったものを取りまとめて、いろんな情報交換をしながら、よりよい地域での子育て支援をどんなふうにしたらいいかというのを取りまとめてきたのが、市直営の子育て支援センターで、また、その中心的な役割を担ってきたのが2名配置しております保育士と、それから、このコーディネーター2名でございます。

ただ、これは最初に先駆的な取り組みとして、いろんなところに、身近なところで支援センターができてるように、こういった目的がもう現在、ある程度達成できていると。

また、支援センターの取り組みも、皆さんいろんなところで取り組みを、自分たちで考えて取り組んでいただいて、それぞれの支援センターに個性が出てきているということで、一定の役割は果たしたのかと。

これから先、この支援センターをどういった形にしていこうかと考えたときに、児童センターのほうとも連携型という子育て支援センターの形がございます。こういった取り組みに今度は変換していこうということを考えまして、今回、児童センターのほうへの移転を考えているところでございます。

当然、質を下げるようなものではなくて、今まで、子育て支援センターは、未就園児さんを対象としてきましたけれども、下のお子さんは未就園児だけでも、上のお子さんは就園しているとか、小学校に上がっているとか、そういった御家庭も多くありまして、特に夏休み期間中は利用がしにくいと、上のお子さんを家において来るわけにもいかず、利用がしにくいというふうな声がたくさんありましたので、そういうところから今回、支援センターを児童センター型に、連携型に変えて、上のお子様も一緒に連れて、子育て支援サービスが提供できるようにしようという新たな取り組みを考えたところでございます。

したがって、質の担保につきましても、児童センターは本来、市がやっている事業でございまして、社会福祉協議会に事業委託しているところでございますけれども、十分に市の意向が反映できる事業でございまして、そこでの連携をした取り組みということでございますので、今まで以上に、何か新しい取り組みができないかとか、そういうところを社会福祉協議会とも十分に協議をいたしまして、よりよいものを目指していきたいと考えております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

人間的な不安もちょっとあったと思うんですよ。人間的なところで、減るんじゃないかというふうなことなんですけれども、そのところもちょっと補足をしてもらったらいかがかなと思うんですが。

要は、児童センターのほうに2名分の賃金補助をするわけでしょう。じゃなかったっけ。（「1名」と呼ぶ者あり）ああ、1名。それで、児童センターのほうに賃金補助みたいな形で、入るっちゃなかったかな。そこもちょっと補足で言ってもらったらどうかな。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

支援センターの人員につきましては、今、保育士が2名で対応しているところでございますけれども、児童センターとの連携型になった場合は、時間はある程度調整して、パートタイム的な雇い方にはなるかもしれませんけれども、そういうところで、必要に応じて1名ないし2名を配置するということ。もう一つは、児童センターとの連携型ですので、支援センターが主に午前中、実施をしているところでございますけれども、児童センターに本来に配置されている児童厚生員、保育士の資格を持つ方ですけれども、この方も合わせて業務を行ってまいりますので、人員が減ってサービスが低下するのではないかという御不安は無用なのではないかと考えております。

また、子育て支援総合コーディネーターをこども育成課のほうに引き上げるわけでございますけれども、こども育成課の中で事務をするというわけではございません。コーディネー

ターは本来、いろんなどころを訪問して、いろんな情報を集めたり、それから、いろんなアドバイスをしたりすることになりますので、現在の子育て支援総合コーディネーターが、児童センターのほうも当然回りますし、そこでいろんなアドバイスもできると考えております。

中川原豊志委員長

よろしいですか、牧瀬議員。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます、御説明いただいて。よりよいサービスにつながるようにということで、ぜひ期待していますので、また今後とも親御さんが、子供さんと一緒に使いやすい、そういう場所づくりということで、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか、ほか。

成富牧男委員

今の、15ページの児童福祉費の13委託料の社会福祉会館（児童センター）指定管理料。

今、ずっとやりとりを聞きますと、児童センターのほうに移ってくるということではないんですかね。私、前々から素朴な疑問に思っていたのは、本来、児童センターは18歳までいいんでしょう。（「法的にはですね」と呼ぶ者あり）だから、そういう意味ですよ、法的には。

だから、要は、鳥栖市はそういう需要がないのかなっていう、よそでは何カ所もの18歳未満までの児童センターをつくってあるところもありますよね。そういうニーズっていうか、そういうのはないのか。いやいや、こういう代替があるから大丈夫なんですっていうのか。そこら辺は、どういうふうに考えてあるのか。

今度また、その連携型って言われますけれども、未就学の人たちが入ってくるとなると、なお児童厚生員が配置された、この児童センターっていうのがますますちょっと……、本来のあり方からするとどうかなとも思いましたので。

それが1つ、もうまとめて言います、時間が押しておりますので。

これは単純な質問です。ファミリー・サポート・センターの事業委託料はわかります。もう一つ下に補助金でファミリー・サポート・センター事業補助金ってありますけど、どこに対する補助金なのか。

以上。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ファミリー・サポート・センター事業補助金につきましては、ひとり親家庭の方で、ファミリー・サポート・センターを利用される場合に補助をしております、その利用料に対して、その分でございます。

それから、児童センターのあり方につきましては、現在、うちの社会福祉会館の規則では、児童センターは、3歳以上、おおむね小学校低学年までと規定しております。

原則として低学年までとなっておりますけれども、そのところは、小学校4年生、5年生が来ても、現在のところは受け入れをしているようではございますけれども、それを18歳までとなると、まず小学校に入られた後は、大体子供さんが1人で来られるケースが多いので、校区から出られないというのがあります。例えば、中学生の利用も可能としても、なかなか校区外に行かれない、鳥栖地区の校区の方しか利用ができないというのが1つはあるかと思えます。

また、本当は、言われるように、もっと大きいお子さんまで利用ができるような、子供の居場所づくりとして今後、考えていかないといけないとは私も認識はしているところでございますが、今後、社会福祉協議会とも、児童センターのあり方について、利用状況を見ながら、よりよいセンターづくりってというのはどうしたものかっていうのを、また検討しながら考えていきたいと、今のところは、そのように考えております。

成富牧男委員

ありがとうございました。

私の間違っていた認識もわかりましたけど、要は、ニーズがないっていうことであれば、それはそれでいいんですけどね。国はこげん言いよろうが、そげんせんね、ってという意味じゃないです。そういう人たちは、どこに行くっちゃろうかねって。

今、1つ校区の話とか言われましたけれども、もし校区の話であれば、なおさら中学校校区に1つぐらいの児童センターがあってもおかしくはないという話になりますね。

ぜひ、そういうニーズがあるかないかにもちょっとアンテナ張っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

藤田昌隆委員

16ページ、保育園費の中の節1報酬。これ、嘱託医の報酬が88万3,000円含まれていますが、当然、保育園では、嘱託医を持たないかんということで、この88万3,000円は、何施設のドクターですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

それぞれの園の嘱託医がどこの病院の先生かというところの資料は、申しわけありません、持っておりませんが、年に2回検診を行っております、健康診断、それから、歯科検診ですから、内科医の先生と歯科の先生をお願いをしているところでございます。

人数としては、歯科が5人、それから内科医の先生が5人ということになります。それで、

保育園は4園でございますけれども、鳥栖いづみ園の人数が多いので、それぞれお2人ずつお願いをしているところがございます。もしかしたら、病院がかぶっているかもしれませんけれども、10名の先生方をお願いをしているということでございます。

藤田昌隆委員

88万3,000円だと、月に大体7万円なんよね。それで、今はドクターが約5名。っていうことは、いや、1万4,000円、5人で割ったとしてよ、月。

それで、我々がさくらさく保育園を開園するときに、一番困っているのは、そこなんですよ。要するに、嘱託医をきちんとつくらないかん。それで、幾らでお願いするということろで、ちょっともめたんですよね。それで、88万8,000円だったら、大体2人かなって。

2人で、これ見たら、鳥栖市の4園、2人で全部割っているのかなっち思ったんだけど、これ、更新は毎年ですか。

毎年、はいじゃあ、嘱託医で、どこどこ保育園の嘱託医として、あれ、契約書をきちんと結ばないかんからですね。大丈夫なの、1万4,000円ぐらいで。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

嘱託医をお願いする期間は、2年間、2年に1回更新をしております。

この88万3,000円の積算基礎は、1日1回、1日ですね。きょうは健康診断の日っていう時に先生に来ていただきますので、その日1日分になります、8万8,205円です。健康診断、1日で終わりますし、歯科検診も1回で、1日で終わりますので、1回に8万8,205円の報酬をお支払いしているということでございます。

藤田昌隆委員

いやいや、最低でも……、本当に年2回でいいんですかね、年2回の検診と、嘱託医としてはね、役割としては、年2回で、嘱託医として、法律上か何か知らんけど、それを満たしているんですか。

私は、年2回の検診で、嘱託医というのは、私はそれ、成り立たないと思うんですけどね。いかがですか。ちょっと調べてほしいんですけどね、その辺は。

田中大介こども育成課子育て支援係長

保育所における嘱託医の健康診査につきましては、児童福祉法によります保育所運営費国庫負担金交付要綱と規定に従いまして、県の指導も受けた中で、年2回ということで実施をしておるところでございます。（「年2回でいいって」と呼ぶ者あり）はい。

藤田昌隆委員

それは、間違いないんですか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

毎年、県の確認も受けて実施をしておるところでございます。

藤田昌隆委員

そっちが本当でしょうね。ちょっと信じられませんが、実際に私、ドクターと交渉したりしたときに、とてもじゃないけど、そういう話はなかったから。

それで、産業医だって、月に1回とか、工場の中に入ったり、精神的緩和ケアもやっているんですよね。むしろ、保育園のほうは緊急時に熱が出たり、どうのこうのってことはあるし、それで今、歯科、メインは小児科ですよ、ほとんど。ということは、いささかまだ疑問点は残りますけど、じゃあ次、質問。

これに関連して、病院群の輪番制。参考資料の9ページ。

中川原豊志委員長

もうちょっと後でよかですか、済みません。（「違う、もう過ぎた」と呼ぶ者あり）いや、まだ後です、すみません。今、児童福祉費のほうでお願いしておりますんで。

ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

すみません、14ページで、ちょっと確認というか、補足で説明をいただければと思うんですけど。賃金のところで、相談員、コーディネーターってところの答弁の御説明あったんですけど、今、説明の中では、社協さんでしたっけ、支援センターが移動することに伴っての人事異動でっていうことわかったんですけど、逆に見たときに、正規保育士さんが2人おられるっていうふうなところから、その方たちの扱いというか考え方ってものをちょっと補足で、支援センターのほうに行かれる相談員、コーディネーターの方はわかったんですけど、今まで逆におられた保育士さん、正規のこれ保育正規の保育士さんになるかと思ひますんで、そのあたりをちょっと説明で、少し補足していただければと思うんですけど。考え方でいいです。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

支援センターに配置しておりました正規の保育士2名につきましては、通常の保育業務に従事するために、保育園のほうに戻す方針でございます。

樋口伸一郎委員

よろしく願いしておきます。

ちょっと、すみません、本題に入らせていただきます。ページ数は、17ページになるんですね。款3民生費、項2児童福祉費、節19負担金、補助及び交付金のところです。ここ、まず、前年度当初と比べて2億円くらい減っているんですけど、これ、施設型給付費が大半ということよろしいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

前年度に比べて減っている理由でございますけれども、平成29年度は、認定こども園に移行するという、保育所、幼稚園が2カ所ございまして、こちらのほうに施設整備補助を出しておりますので、その分が、平成29年度は入っていて、21億円になっておりました。

その分、施設整備分が減りまして、若干、施設型等給付費、こちらのほうはまたふえている関係でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

施設型給付費のことで、ちょっと教えていただきたいんですけど、これ、合計すると、主要事項説明書、全部で53カ所——市内、市外足して——になっていたと思うんですけど。市外の取り扱いという、ちょっと教えていただきたいことがあって、市内はわかるんですけど、市外って、鳥栖市民のお子さんが通われたことに応じて支払う金額ということよろしいんですか。市外に関して余り触れたことがなかったので、ちょっと教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

例えば、みやき町とか基山町の保育所に通っておられる方もいらっしゃるんですけど、通っておられる方の分については、そのお子さんの居住地の自治体が負担をすることになっておりますので、その人数に応じて、それぞれの保育所に支払いをしております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、逆もあって、鳥栖市から行かれている子供は、向こう側でお金が動いているということではないんですか。

それで、続けます。その負担金、補助及び交付金の中でなんですけど、この中に——間違っていたら教えてください、補正額にも入っていた、補助者の強化事業の減額した分っていうか、もうなくなった分ですかね、っていうのが含まれているかと思うんですけど、本来であれば、ここの当初予算に、平成29年度実績で言えば、多分、1,800万円、1,700万円、1,600万円、わかんないですけど、千何百万円で最初、見られていたと、平成29年度当初はですね。それが今回、3月補正によって、2事業所分しかなかったもので、1,300万円ぐらいの減額で補正をされたっていうところだと思うんですね。

それで、実際、この平成30年度年の当初であらわれてくるところで、消えたというふうになっていると思うんですけど。

これについては、一般質問等でもいろいろさせてもらったので、ちょっとざっくり、簡単に言わせていただきますと、要は、佐賀県内全部見たときに、鳥栖市だけで雇用が生まれて

いるわけで、要は、新しい保育士になる可能性を秘めとるかもしれん方々が働いとったわけなので、この方々を救うためにどうしようかっていうふうに考えているんですけど。

ここ、なくなった分についての、今後でいいです、平成30年度、動いていくかと思うんで、これ、国、県、市の連携もあると思うんで、その辺の考え方だけをちょっと、改めて確認させてください。

以上です。

中川原豊志委員長

次長から、部長から。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この保育補助者雇上強化事業につきましては、保育士の業務負担を軽減して、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う方を雇い上げて、その必要な費用を補助するというものでございます。

これは、国の制度としてありまして、国と県と市がそれぞれ負担をして、事業者負担がないような形で、その経費を出すという制度でございましてけれども、平成29年度につきましては、国4分の3、県8分の1、市8分の1ということで、補助が出るようになっておりますけれども、県のほうから、来年度は取り組まないという連絡がございましたので、市のほうとしても、何の前ぶれもなく、何の相談もなく、いきなりそういった連絡がありましたので、大変驚いている状況ではございます。

また、鳥栖市のほうは、2事業所で、そういった方を雇われているってということも十分わかっていることではございますけれども、余りにも突然、県がやめますということでの連絡でございましたので、市のほうといたしましても、県がやめると言ったならば、じゃあ、その分市が全部かぶりますよと——この補助金に限らず、いろんな補助事業がありまして、そういったものに、突然県がやめる、国がやめると言われて、それを、じゃあ全部市が負担するという、そういったあり方はないだろうという考え方が、1つはございます。（「それは違う」と呼ぶ者あり）

ただ、現在、そういう補助金を使って雇用をされている方もいらっしゃいますので、そういった方の今後にかかわることでもございますので、既に県とは協議をしているところではございますけれども、今後も、ちょっと議会が終わってからしか動けませんけれども、しっかり県のほうと協議をして、平成30年度についてはどうするんだということの話し合いを続けていって、それから市としてどういうふうにするのかっていうのを検討すべきかと考えております。

中川原豊志委員長

いいですか。

ちょっと、休憩します。

午後 4 時14分休憩

oo

午後 4 時17分開議

中川原豊志委員長

再開します。

詫間聡健康福祉みらい部長

樋口委員の、雇上強化事業に関しましては、一般質問の中でも要望されておるところでございます。その中で、今後、県への働きかけ等をやっていきたいということで、市長を含めて答弁をしてきたところでございます。

現時点で、3月議会の終了後に、具体的に県の担当課とも協議をしながら、今後、県の事業の採択につきまして、努力してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

よろしく申し上げます。

私も、これで最後、要望なんですけど、県のほう、私もお聞きした中では、ちょっとまだ事業自体が不透明であることとか、効果がなかなか見えにくいところ、確かにわかるんですけど、これ、すぐ効果があらわれないから国がやっているんですよ、そもそも。鳥栖市としては、十分要望できる根拠を持っています。

と言うのは、今、雇われてある方お2人に関しても、保育士が、よその賃金が高いところに流れていくこととかを抑止するために、新しい分母をふやそうということの取り組みでもあるし、また今後、地元の中で保育士さんをふやしていくところでの対応もあるんで。

県が効果が見えにくいって言うところに関しては、実際に効果を出していくためにやっているんで、鳥栖市としては根拠がきちっと成立しているんじゃないかなと思います。やっぱり委員会とか、私自身もずっと県のほうに働きかけながら、最終的には今年度中に、一番重要なのは、継続した形で終わるってということかなと思っています。まずは、していく段階としては、国、県、市っていう理想の流れがあるかと思うんで、それを求めていくというのは

大前提として、進んでいくべきところとして考えていただければなと思っております。

以上です。すいません、ありがとうございます。

成富牧男委員

この事業についての基本的な私の考えは、もろ手を挙げて賛成じゃないです。と言うのは、資格もない人をね、安上がりの保育につながるということでもろ手を挙げて賛成やないです。

だけど、今回の鳥栖市の考え方、例えば、さっき課長が言われたのは、県が突然切ったと、そいけん、私たちもとんでもないって思った、みたいに言われましたよね。現場が一番とんでもないという思いを持っていると思うんですよね。

それで、1つははっきりさせてもらいたいのは、逆襲されるかもしれんけど、県は余り必要性を認めていないということでしょう。だったら、鳥栖市はどうなのか。お金の問題なのか、必要性がないから、そういうふう当初予算をつけなかったのか。ただ、やっぱり一般質問とかいろいろ言われて、そうやねと思直して、今、そういうふうになっているのか。そこんところはやっぱり、はっきりさせんといかんと思うんですよ。

そして、最終的には、もし、万が一、今、一生懸命努力されているけれども、らちが明かなくて、さっき樋口議員からもありましたけど、補正でもつけるみたいな、ほかに先食いできるお金がひよっとしたら予算の中にあるかもしれんし。そういう形ででもやるべきじゃないかと。少なくとも、何でも激変緩和ちゅうのがあるわけですから。そういうふうにするべきではないかということ。

それで、これちょっと前例があるんですよね。かつて、御存じの方もあると思いますけれども、生活指導補助員、教育委員会の話をしています。あそこは、緊急雇用対策で3カ年があって、3カ年だけつけて、4カ年目を落としたときが、結局、今、正式にそういう理由は言われていませんけど、県がもうやめたけん、私たちやめましたちゅうて、ごそっと減らしたんですよね、生活指導補助員を。

そうしたら、それこそ現場は大混乱ですよ。とんでもないということで、あのときは補正かなんかでついたんですよね。鳥栖市として独自につけましたので、そういうこともできるわけで、ぜひ考えていただきたいと思います。終わります。

中川原豊志委員長

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）いいですか。（「すぐ終わります」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

すいません、申し伝え忘れていたんですけど、あと1個、県のほうがこれを、例えば、鳥栖市と県だけの話で済ませられないので、県が考えを持って取り組むときは、県全体のこと考えられるんですよね。ですから、仮に鳥栖市の対応を考えた場合は、県内全般になるわけ

ですよ。

それで、県がお持ちの頭が、もし、鳥栖市でも前例があったように、申し込みの段階では8カ園希望があったわけですね、ほぼ全部です。その中に実際見つけられたのは2事業所ですね。

だけん、県が今心配されているのは、そういう希望者を取ったときに、どばあって上がってくるっていう心配をされておって、その時の予算立てをすごく心配されているかと思うんですよ、要望されたときに。1つの返答理由として返ってくると思うんですよ。

だから、そこは、佐賀県の状況においては、圧倒的に子供たちがふえている自治体よりも——それがいい悪いじゃないですけど、むしろ高齢福祉政策とかに取り組まないといけない町とか予算が多い町とかのほうが、県内で見れば、実績が多いんですよ。だから、満タンの状態で県内の募集をしたときに、それがもう100%集まるかって言ったら、集まらないし、仮に集まったとしても、1年間で保育士対策は終わります、そうしたら。

ですから、その辺の理論武装をした上で要望をしっかりと伝えていって、これ、我々も一緒ですけど、よろしく願いをしておきます。

以上です。（「ちょっと、確認させて。私、一人勝手に言ったごたるけん」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

要は、制度上は、県が出さんでも市で単独で出すことはできるんでしょう。ちょっと、それは確認しておかんと、私が勝手に言った……。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この件に関しましては、県の課長とも、電話でではございますが、お話をしたときに、県の考え方としては国が4分の3、地方が4分の1になっているので、県が仮に出さないとしても、市がその分を出せば、国には申請を上げるということをおっしゃっておりました。

ただ、いろんな事情とか、どういう考え方かっていうのを、もう少しきちんと、直接お会いして、協議をしながら、解決策を検討していきたいと考えております。

中川原豊志委員長

この件につきましては、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、ほかに質問は。

古賀和仁委員

嘱託員報酬のところ、若干質問します。素朴な質問で、小学校と中学校は、嘱託医と薬剤師の両方に出していると。ところが、保育園の場合は、項目を見ているとないみたいなので。これは、何か理由があって、やらなくていいからしないのか。もう救急箱程度で間に合うか

らやっていないのか。もう十分だというふうな意味なのか、ちょっとお尋ねします。

中川原豊志委員長

わかりますか、質問の趣旨。要は、薬剤師は要らないのかということなんですが。

田中大介こども育成課子育て支援係長

基本的には、学校に準じる形で、保育所の健康診査については行うということになっておりますけれども、保育所におきましては、薬剤師の意見が必要な薬ですとか、医療行為ということは行いませんので、保育所においては、薬剤師は必要ないものとされておるところでございます。

古賀和仁委員

実際にそういういろんなけがとかした場合、困る場合もあると思うんですけど、手当てもしますけれども、薬については、養護教員がいろいろ、ある程度はできるんでしょうけど、ただ、普通、けがなんかした場合は、保育園ではどういうふうな対応をされているんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育園で子供さんが熱を出したりけがをしたりした場合は、まず保護者にすぐ連絡をいたします。保護者のほうに迎えに来ていただいて、病院へ連れて行っていただくということになります。

ただ、保護者さんが、ちょっと勤務先が遠いので、すぐには来られないとか、そういったケースもありますので、場合によっては、保育園のほうから、緊急な場合はあるかもしれませんけれども、基本的には保護者の方に連絡をして、迎えに来ていただいて、病院に連れて行っていただくということになります。

中川原豊志委員長

いいですか。

古賀和仁委員

保育園としては、処置は行わないというか、けがしたら絆創膏貼るぐらいでいいと思うんですが、ちょっと腹が痛いとか、下痢をするとか、まずは保護者ということで対応されているということで、いいです。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

成富牧男委員

16ページ、保育園費の節7賃金のところですね。保育士の賃金が2%引き上げられたと。月額16万2,330円から16万5,480円かな、そういうふうになったとやったかなって感じですけども、対象を限ったような、最後、ちょっと御説明があったと思いますけれども、2%引

き上げたけれども、正しいところをもう一度説明をしてください。そして、その理由もついでに聞きたいと思います。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

2%増額につきましては、13カ月以上継続して保育にお勤めいただいている嘱託職員さんになりますので、今年度、保育園で働いておられて、「進級ないたい」と呼ぶ者あり）来年度も引き続き保育士として働いていただく方は、全員2%上がるということになります。

ただ、平成30年度の4月以降に新たに採用で入ってこられる方につきましては、従来どおりの1年間、16万2,330円ということにしております。

その理由ということでございますが、保育士の嘱託職員の賃金につきましては、一応、月額16万2,330円は新卒で、短大を出て入ってこられた職員の給料と同じ金額になっております。

要は、短大卒で市の正規職員として入ってきた賃金から割り返して、日額を決めている形ですので、新たに嘱託職員として採用された方、それから正規の保育士として採用された方は16万2,330円。これを2%上げるということは、正規職員のほうが同じ、新卒で入ってこられて、金額が逆転をするということがございましたので、いろいろ検討をしたわけでございますけれども、こういった形での賃上げということに落ちついてきたところでございます。

成富牧男委員

わあって思っていたら、ちょっとがっかりしましたが、正直言って。

結局、新規で採用する分は、前の金額だということですよ、まず1つは。そうしたら、今まで言われた、なかなか保育さんが集まらないのが、やっぱり待遇が余りよくないからだという事の解決にはなりませんよね。それだけが原因っちゃあ言いませんけど、そうなりますよね。それではいけませんねっちゃんこと。

それと、あと1つは、保育士さんっちゃんのは専門職ですよ、ある意味。

例えば、看護師さんなんかは、若干高いっちゃんかですか、どうですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

若干高いです。

中川原豊志委員長

金額まで要りますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

日額で申し上げます。保育士さんについては、日額が7,730円。これに21日分を掛けた金額が先ほどの16万2,330円になるんですけれども、これが月額になります。

看護師さんにつきましては、日額が8,290円。それに21を掛けますと、17万4,090円になっております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

多分、うちのこの金額では、保健師さんとか看護師さんもなかなか厳しい状況があるんじゃないかなと思うんですよね。今のは、私の勝手な推測ですが。

だから、やっぱり、要は保育士を専門職として捉えるかどうかですよね。よく言われるように、特に幼稚園の先生と、保育士さんの仕事、ちょっと、差別的っちゃあ言い過ぎやけど、保育士さんの専門職をちょっとないがしろにした、それが何か賃金にあらわれておるような感じがして、私はならないんですよね。

だからやっぱり、とにかく、実際問題、なり手がないのであれば、それはそれとして、やはり専門職という位置づけをすれば、若干単価を上げられるんじゃないかという意味ですよ。そういうことで、引き続きこれ研究しないといかんのやないかと。

それと合わせて、雇用にきたので、安心してもう質問せんめえかと思っていましたけど、現在の入所待ち児童の数と、公立4園の、本来であれば保育士さんが、それなりに募集して、来ていただければ受け入れられた児童——最低でいいですよ、0歳児、1歳児、2歳児ぐらいで——今の施設をいろいろ改修せんで、現状の施設の中で、どうなのか。

概算でいいですから、本当は何人おればこうできたのに、さらに言うならば、恐らくまた計算できんって言われるかもしれんけど、本来何人、平成29年4月1日現在は、これだけの保育士さんでもってスタートしたかった、そうすれば公立保育園はこれだけの人数が確保できたのに、受け入れができたのについてというのが、一応、モデル的にでもいいですけど、あったらお答えください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

3月1日時点になりますけれども、平成29年4月1日時点で入所待ちが104名出ておりました、また、その後も入所の申し込みがあったり、空きができたり、あるいは、保育所に保育士が新しく確保ができて、何名か受け入れができたりという、途中のいろいろ増減はございましたけれども、3月1日現在で入所待ちをされているお子さんは124名。

ただ、これが純粹に124名、今入所待ちをされているのかと言われると、そこはちょっと不透明な部分はございます。と言うのが、104名入所待ちが出た時点で、その入所待ちをされている方の中には、幼稚園のほうに行かれたりとか、あるいは認可外の保育所等に行かれたりとか、そういった方もいらっしゃると思いますので、若干その辺の増減はあるのかなと思います。あくまでも申し込みがあっている数に対しての入所待ち児童数は124名ということでございます。

これは、もちろん公立保育園だけを要望されている方々ではなくて、いろんな、私立も含めたところでの入所待ち児童さんでございますので、ただこれに対して、何人保育士がいれば全部受け入れができるのかというのは、非常に計算が難しいところでございますので、何人ですというお答えはいたしかねます。

成富牧男委員

しかし、そこんところがいつもわからんですよね。努力目標みたいなのが、一般的に、別に市役所なくても、職員募集のときには、来年、例えば、こちらは市役所の中であれば、業務がこういうふうにあるからとか、退職者が出たからって補充プラスアルファとかでやるわけでしょう。そうしたら、やっぱり一応、目標的なやつって、全然ないんですか。

これぐらい受け入れたいから、今までずっと、でこぼこがあるわけじゃないですか。基本的にずっと保育士不足で、空きが出てきているわけでしょう。それは、今もあるって前提で今、私は話しています。

それで、そういう状況だったら、大体、仮にこれぐらい本当は入れればこれぐらいとか、そういうところは、何か出てこないんですかね。最低何人は受け入れられるとか。一番少ない0歳児、1歳児、2歳児でもとか、出てこんのですか。

保育所が4園それぞれあるんでしょう、そうしたら、保育所にこれぐらい来年度はあきが出て、本当は、ここに保育士さんが1人もしくは2人おれば、あと何人、何人かでも受け入れられると。そういうのは全然出てこんどですか、数字は。何か、出てきそうやけど。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

休憩します。

午後4時42分休憩



午後4時56分開議

中川原豊志委員長

再開します。

答弁をお願いいたします。

田中大介こども育成課子育て支援係長

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

産前産後ケアにつきましては、産前産後サポート事業と産後ケア事業とかがございまして、産前産後サポート事業につきましては、健康増進課の職員と雇い上げ保健師、助産師が対象の方のおうちを訪問して、いろいろなお話をさせていただいております。

まず、産前産後サポートについては、お母様の悩みとか不安をまずお聞きして、そのお気持ちに寄り添っていくっていうこと、それから地域の母親同士の仲間づくりを行っているところでございます。

そのほかにも、訪問以外にも随時電話相談も受けておりますし、お電話で、内容によってはすぐ保健師、助産師が訪問をしているところでございます。

それから、産後ケア事業につきましても、保健師、こちらのほうは専門職が従事するようになっておりますので、こちらも健康増進課の職員と雇い上げの助産師、保健師によります訪問、アウトリーチ型を行いまして、お母様の身体的または精神的な支援でございまして、授乳の指導及び乳房ケアとかの御相談に乗っているところでございます。

それで、今のところは、市民の方から特別な苦情といいますか、御意見もなく、ある程度は満足していただいているものと考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

それでは、お母さんが言えない部分があるのかなと思いますので、かわりまして申し上げたいと思います。

産後の鬱の方は、もうお話をするのも外に出るのもつらくて、お電話があっても、来られても出られないっていう方がおられました。

それで、そういう方に対してのケアっていうのも、より一層進めていただきたいと思ひますし、そういう方が何を求めていらっしゃるかというと、やはり自分がちょっとゆつくりできる時間ですとか、寝る時間がとにかかないっておっしゃるので、そういった時間の確保をしていただけるよという事で、ちょっと一般質問のほうでも、飛松議員もおっしゃっていらっしゃいますが、ぜひ提案として、そういった産後ケアをされているところに委託をしていただいたりとかして、そういったサポートのケアをより充実していただきたいと思ひます。

産後、帰れない方が多くいらっしゃるというのが今後もふえてくることが予想されますし、産後ケアが進むということが子供さんに対する虐待ですとか、お母さんたちの思い、自分の鬱屈した気持ちを長らえてしまうことで社会復帰ができないとかそういったことも、経済的な負担も負っていくことがあると思ひます。

ぜひ、この産後のケアっていうのは、もうより一層手厚くしていただきたいと思ひます。

これ、要望です。

中川原豊志委員長

今のは、要望ということでよろしいですか。答弁要りませんね。

ほかに、ございましたら。

藤田昌隆委員

参考資料の9番、病院群輪番制運営補助金って639万4,000円ありますよね。これは、休日救急医療センターで、あそこで診療をやって、それで、当然、そこの担当になった担当医は初診料とか再診料とか発生しますよね。

それから、薬を、処方箋料とか、そういった場合は、そういう担当医が、その処方箋とか初診料、再診料取れるんですかね。とれる、もらえる、ドクターは。（「休日の」と呼ぶ者あり）休日の。わからん。質問。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

病院群輪番制につきましては、まず休日救急医療センターで一時処置を行った後に入院が必要な方について、そちらにまた受診をしていただくということになりますので、その方のケース・バイ・ケースとは思いますが、一応うちのほうでは、初診料とその処置代をいただきまして、また入院施設に行ったときは、そちらのほうで初診料と、そこでお薬が必要な場合はそこの処方代と薬剤料っていうのは発生します。

藤田昌隆委員

今の説明、ちょっとわかりづらかったんですけど、市が一応、救急でかかった患者さんがその場で支払って、その分を、お金は市が取るといえることですかね。

そして、この輪番制というのは、当然、医師会にお金を入れてやるわけですよね。この輪番制の運営補助金639万円は鳥栖三養基医師会に入って、その中で別途振り分けられた担当の先生に入るわけですね。これ大体1人幾らぐらいになるんですかね。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

この運営補助金は、1人幾らっていうわけではなくって、休日救急医療センターを開設している日に1日――内科と外科と2医療機関――ちょっと言うと待機をいただいているわけでございます。

そこで、医師と看護師と、あと事務員の方に待機をいただいているので、その1施設に1日4万4,400円を補助金として出しておりますので、それが内科と外科とありますので、1日8万8,800円で、掛けるの休日救急の開設日数ということになります。

平成30年度につきましては、開設日数が72日間になりますので、8万8,800円掛ける72日で639万4,000円ということになっております。

藤田昌隆委員

2番目に、小児科医療体制の充実とありますよね。それで今、小児科がドクターも少ないし、この2番目は、これ実際に、満足できているんですかね。

要するに、きちんと、第2、第4日曜日に加え、第1、第3、第5日曜日にも小児科医による診療を行うというのが書いてあるけど、しかも、ゴールデンウィーク、年末年始に、それで夜間ね。これ、果たして、実際に……、これはやっているの。今から。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

小児科医の診療につきましては、現在、平成29年度まで行っているのは、第2、第4日曜日に（「だけ」と呼ぶ者あり）、はい。

第2日曜日は、鳥栖三養基医師会の会員の小児科の先生に来ていただいております、第4日曜日は、久留米大学の小児科の先生に来ていただいております。

それで、平成30年度の4月からは、来月になりますけれども、来月からは第2、第4に加えて、第1、第3、第5日曜日、それからゴールデンウィーク、年末年始には、また久留米大学の今度小児外科の先生が小児科の診察をしていただくようになっております。

藤田昌隆委員

じゃあ、これもう契約しているんですか、久留米大学と。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

うちが契約ではございません。一応、依頼をしに行っております、久留米大学のほうからは了解をいただいております。

藤田昌隆委員

いやいや、これだけ小児科のドクターが不足してんのに、まさか久留米大学から派遣する——今、聞いて、本当かなというのが現実たいね。だって、大学行っても、小児科、もうむしろ、あの近辺だと聖マリア病院なんですよ。鳥栖市の人間にとったら、小児科っちゅうたらもう聖マリア病院、それなら少しわかるんやけど、久留米大と。ううん、わかりました。

それで、もう一つ。これ、ぜひ、本当ならね、これは非常に非現実的に近いかなっと思っただんです。こう書いてあるけど、とんでもないって、ここまでドクター確保できんと思う。それと、次の広域小児救急医療支援事業負担金で255万1,000円、ありますよね。これは、久留米大。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

これは、聖マリア病院の中に、まず平成18年に久留米の広域市町圏組合が聖マリア病院の中に、広域の小児救急診療を開始しました。その中で、鳥栖市民の受診者もかなり多かったものですから、うちのほうでも救急医療体制の検討会っていうのを立ち上げて、そこで協議

した結果、鳥栖市も広域小児救急医療の運営に応分の負担をしようということで、そちらのほうに現在負担金を出しているところでございます。

それで、こちらは聖マリア病院で、午後7時から11時まで、1年通して年間365日、7時から11時まで夜間診療をしていただいております。診療していただいている先生は、市内の4人の小児科の先生もずっと順番で行っていただいております。あと、聖マリア病院の小児科の先生、それから久留米大学の小児科の先生、それから久留米市内、広域圏の小児科の先生がずっと交代でこの時間診療をされています。

藤田昌隆委員

そうしたら、鳥栖市の市民、要するに自分の子供が聖マリア病院に行きますよね。そうした場合に、優先的やないけど、広域のところに入っている久留米市と鳥栖市と、あとどこ。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

久留米広域圏事務組合に入っているのは、4市2町ありまして、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、そのほかに参加している町が、鳥栖市と基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町が参加をしております。

藤田昌隆委員

いや、なかなか、聖マリア病院に行って、すぐ診てもらえるとかね、待ち時間が、それこそ夜間でも2時間、3時間、熱出しとつてもね、診てもらえないんですよ。

そういう中で、例えば、いや、うち広域に入っているから、ぜひ優先的でも診てくださいと、言えるかなと思ったら、今の市町、聞いたら、ほとんどエリア内だから一緒ですよ、簡単に言えば。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

待ち時間から言えば、ほかの町の方とは、ここに参加してない町の方が受診されたとしても一緒だと思うんですけども、平日、市内の医療機関とかは、もう午後6時とか7時で診療を終了してしまわれるので、ここに夜間救急があることで、夜間に診療が必要になった場合は、もう安心して受診ができる体制があるっていうことは市民にとっても、とても有意義なことだと考えております。

藤田昌隆委員

じゃあ、これ久留米大学の中にはない。もう聖マリア病院が頭でやっているわけ。そうみたいです。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

聖マリア病院がやっているっていうわけではなくて、久留米広域市町村圏組合がまず始めたときに場所が聖マリア病院になったっていうことです。

平成30年 3 月 16 日（金）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課 長 吉田 忠典

社会福祉課 参 事 武富美津子

社会福祉課 地域福祉係 長 庄山 裕一

社会福祉課 高齢者福祉係 長 佐藤 直美

社会福祉課 障害者福祉係 長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課 長 補 佐 兼 保 護 係 長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課 長 石橋 沢預

こども育成課 担当 課 長 鳥 栖 い づ み 園 長 久保山史葉

健康増進課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 坂井 浩子

健康増進課 長 補 佐 兼 国 保 年 金 課 長 補 佐 名和 麻美

健康増進課 長 補 佐 兼 保 健 予 防 係 長 兼 国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 係 長 白山 淳子

健康増進課 健康づくり係 長 兼 国 保 年 金 課 係 長 松隈 由美

文化芸術振興課 長 松隈 義和

文化芸術振興課 文化芸術振興係 長 林 康司

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課 長 古賀 達也

スポーツ振興課 スポーツ振興係 長 時田 丈司

市 民 環 境 部 長 橋本 有功

市民協働推進課 長 兼 市 民 相 談 室 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第3号 産前産後サポート事業実施について（要望）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時29分開議

中川原豊志委員長

では、本日の厚生常任委員会を開きます。

本日は、昨日に引き続き健康福祉みらい部関係の質疑を行います。

委員会資料の22ページ、款10教育費以降について、質疑ありましたらお願いします。22ページ以降です。

牧瀬昭子委員

23ページの款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節13委託料のピアノコンクール委託料についてなんですが、この350万円の内訳を教えてくださいんですけども。

中川原豊志委員長

23ページ。(発言する者あり)

22ページ以降です。大丈夫です。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

詳細はまたですけど、ピアノコンクールの運営費、会場費、審査員への報償費等となっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

この中で、参加されている人数は毎年どのぐらいの傾向にあるかをお教えいただきたいんですが。

中川原豊志委員長

内容についても。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

このピアノコンクールにつきましては、フッペル部門とジュニア部門Aコース、Bコースと3つの部分に分かれております。

今年度の参加者につきましては、フッペル部門につきましては、1次予選申し込みの人数、演奏者が24名となっております。ジュニア部門のAコースが23名、Bコースが65名となっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

すいません、参加者もなんですけれども、来られている方の、来場者の数もお願いいたします。

中川原豊志委員長

わかりますか、来場者ですが。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

すいません、入場者まではちょっと手元にごさいますので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

この参加者の方からの声なんですけれども、この内容がとても素晴らしいものだというところでおっしゃっていたんですが、参加をされるピアニストの方の、まず申し込みの選考会が体育祭とかなんか、市の行事にぶつかってしまっていて参加することが難しいというのが、例年出てきているというのが問題にされている方がいらっやいまして、鳥栖市で行われるのに参加者も少ない。

その条件上、状態がそういうことなので、参加するピアニストも少ないし、少ないというか出られないし、これに対して、これだけきちっと予算もついているんだけど、来場される方へのアピールっていうのをもうちょっとされてはどうだろうかということで、見に行かれている方が、これだけしかお客さんがいないの、ということでちょっとびっくりされたということをお聞きまして。

ぜひ、いろんな方へのアピール、今回はなかなか出られない鳥栖市のお子さんが出るっていうこともあって、もっと鳥栖市内の小中学校とか高校とかにもアピールをしてほしかったということをおっしゃっていたので。

それで、市報にもチラシが入ったりとかしていたので、あと思ったんですけれども、毎回コンクールがあるたびに、次はいつ何時ですよっていうのを、少し書いていただけるといいなということで、広報活動をぜひ積極的にしていただきたいなと思ひまして。よろしくお願ひします。要望でした。

中川原豊志委員長

要望でいいですか。

現在、どういふうなことをされているか、もし答弁できたら。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

おっしゃっていただきましたように、市報やチラシの全戸配布等々をいたしてあります。

それで、出場者の要綱等につきましては、市内のピアノの先生とか、今まで出場いただいたとか楽器店等にも送らせていただひてあります。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほかございますか。

成富牧男委員

そうしたら、同じ23ページの節15工事請負費に絡めて質問をいたします。この文化会館営繕工事が、すいません、説明あったかもしれませんが、これ、なんの営繕工事費。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館の工事請負費につきましては、まず、ホール客席改修工事及び誘導灯設備取りかえ工事を予定しております。

以上でございます。

成富牧男委員

ホール客席改修工事の中身を教えてください。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

座席の座面につきまして、破れたところがありますので、そういったところの補修が主なものとなっております。

成富牧男委員

わかりました。それで、そういう改修に関して、利用されている方から、ちょっと言ったかもしれませんが、当初予算ですので改めて申し上げておきますが、いわゆるバリアフリー、もしくはユニバーサルデザイン、その観点から、1つは、練習室っていうのがありますよね、練習室。ちょうど、図書館と文化会館の間の道挟んで、一番手前から入っていくところですね。北側から入ってすぐの右側に、奥のほう。

あそこの、練習室2、練習室3かな、っていうふうにあります、特に練習室2、練習室3、ここにはエレベーターがありませんよね。

実際は、あそこはどういう方たち、私が直接、ちょっと不便かもねって言われたのは、使っている、フラウエンコール、合唱団。それから、もう一つは市民合唱団、そういうところが使っています。ところが、実際、一定お年を召した方はもう登りきらんと。それをきっかけに、もう登りきらんけん、やめようってやめよんしゃんわけですよ、合唱団ば。事実そう私に訴えられたんで、そうだと思います。そういう状況……、まずそれが1つ。

もう一つ、ステージと客席の、客席側からステージに上がっていく仮設階段みたいなものがあるやないですか。あれは、おりるときも結構苦労してあるんですね。

この間、私、具体的に見たのは、市民合唱団の特別ゲストにこれとった、陶山先生の娘さんが、特におりるときに、やっぱり斜めになって、私も時々そうなりかけよりますけど、

直接おりののが難しくて、気いつけ気いつけしながらおりられていったのを見て、これどうにかせんといかんっちゃなかろうかと、最初のエレベーターも含めて。エレベーターやなくてもいいんですよ、2階、3階にちゃんといけるように、高齢者になってもね。そういうふうに思うんですけど、担当のほうの文化振興課の認識はいかがでしょうか。認識というか、どう思われますか、そういう状況を。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

私たち文化芸術振興課も、障害者、高齢者が使いやすいようなものにしていかなきゃいけないものとは理解しております。

ただ、議員御承知のように、楽屋縁、大ホール関係の諸室に関しましては、構造上の問題からエレベーター等の設置はかなり厳しいという状況にございまして、また、あとは、階段等の手すり等については、また大規模改修の折に検討してまいりたいというふうに思っております。

また、次に言われました大ホールへ上がる階段、手すり。それにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに思っておりますし、また今後の予算執行状況を見ながら設置に向けて検討してまいりたいと、その分については思っております。

以上です。

成富牧男委員

2点目からいうと、できれば本年度の予算、今年度内にやりたいっていうお答え、できればやりたいなことだったと思うんですけど、ぜひやっていただきたいなと思います。

それから、1点目の部分は、改修工事を何年か先にやられるんでしょう。何年になっていきますか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

あくまでもまだ予定ではございますけれども、建設課等の公共施設の長寿命化計画と、また財政計画の中では、一応平成34年以降ぐらいを予定しております。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

ということであれば、さっきの話では、どがんかせないかんって思いよるばってんっていうことだったと思うんですよ、簡単に言うと。

だからぜひ、少なくとも結果、お金が合わんやっただちゅうことはあったとしても、さっきのようなお気持ちがあるのであれば、設計協議のときに上げるということをやっていた

きたいなど。

それから、あと1つは、さっきもちよつと言いましたけど、必ずしもエレベーターじゃなくてもいいんですね、ほかのやり方でもいいんですけど、あそこは、本人が上がるだけじゃなくて、楽器なんかも運んでおられるんですよね、下から大きなドラムみたいなやつでも、いろいろ。1階から3階までね、大体が階段狭いのには。

いずれにしろ、早目に、遅くともその大規模改修っていうのはいい機会ですから、文化芸術振興課ですから、ぜひその立場で。自分から、最初から諦めて引っ込めるじゃなくて、やっぱり原課からすれば、ぜひ上げてください。さっきの答弁からは、そうしかないと思いますのでよろしくお願いします。要望です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。(発言する者あり)

全部、下までいいですよ。文化芸術振興課とスポーツ振興課と、それから幼稚園、保育園のところまで。

藤田昌隆委員

文化会館で、ちょっと質問です。客席から見られたことありますか。下から、客席から舞台を見たことある。(「質問、どういう質問かな」と呼ぶ者あり)

いやいやいや、ちょっと答えて。答えてください、見たことあるかどうか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

客席から見たことあります。

藤田昌隆委員

ありますよね。舞台の開く前にはまずどんちょうがありますよね、どんちょう、ね。

実は、ずっと私、気になっていたんですが、どんちょう、今かかっているのが、久光製薬からの寄贈ですよね、あれ。それで、久光製薬の「光」の部分がもう消えているんですよね。

それで、要するに寄贈したところがするべきなのか、ずっと電話せないかなんかと思っただんですよ。ちょうど出たから、それ、もし市できれいにしてくれるならね、それが一番いいでしょうから、ぜひ、これは要望です。久光製薬のマークとそれから光の部分がもう糸がほつれて消えています。せっかくいただいたんですから、そういうのもきちんと、気を配って見とってください。

以上です。

中川原豊志委員長

答弁できますか。どっちが見るかつちゅうことも含めて、検討するものかどうか。(「簡単をお願いします。するの、しないの」と呼ぶ者あり)

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

なかなか、お答えしづらい関係ではございますけれども、どうにか部内で協議しながら結論は出したいというふうに思います。

藤田昌隆委員

そんならいの事、部内で協議せないかんの。本気で言いよつと、それ。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

予算計上に向けて、検討してまいりたいというふうに思っております。（発言する者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

藤田昌隆委員

これ、要望です。きょう帰ったらすぐ見てください、おろして。

それで、幾らぐらいかかるか、そんな予算、協議するような金じゃありません、恐らく。すぐ見てください、きょう。

中川原豊志委員長

要望ということですので、きちんとお願いしときます。

ほか、ございますか。（発言する者あり）

マイクをお願いします。

森山林委員

27ページの中で、補助金、19、よかですか。このロードレース大会、これが今回補助金になっとなつてますよね。

今までは委託つちゅうて委託料をされておったとが、そのまま200万円。それは何か、訳があったのかな。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、ロードレース大会につきましては、これまで委託料から補助金のほうに予算科目を変更いたしております。

これまで、委員会等でも質疑がございまして、全体の予算の中で、ロードレース大会につきましては、参加料等もございまして、それと委託料等で運営をしております。

それで、全体を見たときに、その金額だけで、委託料だけで運営するのであれば委託料で問題ないんでしょうけれども、それ以外の参加料とか協賛金等がございまして関係で、ほかの事業と検討した中で、今年度補助金のほうに科目を変更したところでございます。

以上でございます。

森山林委員

ありがとうございました。

古賀和仁委員

文化振興費の中の委託料と、同じような補助金なんですけれども、最初の説明では、無料の場合は委託料で有料の場合は補助金ということで説明を受けていたんですけれども、この文化事業委託料、並びに文化事業推進補助金、これの対象となる地元への、具体的にどういうふうに違うのかですね。それぞれ、どういう形で出されているのか、これを、まず教えてください。

それから、もう一点、市民文化会館管理業務等委託料って書いてあるけど、具体的に等と書いてあることは、項目はどのようなふうに分かれているのか。お願いいたします。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず、文化事業協会への委託料といたしましては、収益を伴わない、現在行っておりますアウトリーチ事業とか、そういうものに対する委託料でございます。

また、有料でやっておりますコンサートとかそういったものについては、補助金という形で分けている次第でございます。

それと、あと管理業務等委託料の主なものにつきましては、まず、舞台運営業務委託料、それと清掃害虫駆除業務委託料、空調衛生消防建築設備管理業務委託料というものが主なものでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

それぞれ金額、わかりますか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

舞台運営業務委託料につきましては、約960万円。

清掃害虫駆除業務委託料につきましては、これは3年契約の今年2年目になりますけれども、1,030万円。

空調衛生消防建築設備管理業務委託料につきましては、約980万円というふうになっております。

以上です。

古賀和仁委員

それぞれ団体か、もしくは会社に委託されているんですけど、舞台運営委託料は、具体的にどちらにされているんですか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

舞台運営のほうは、株式会社トス・ステージさんのほうへ業務を委託しております。

古賀和仁委員

委託料そのものは、これは随意なのか、それとも別の形で委託されているのかどうか。

中川原豊志委員長

契約形態ですか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

舞台運営業務委託料につきましては、随意契約で契約をしております。

以上です。

古賀和仁委員

大体、今までどのぐらいの……、これ同じ会社についていうことで、どのぐらい委託されているんですか。

中川原豊志委員長

期間ですか。どのぐらいの期間委託を。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

手元のほうに、トス・ステージのほうと、いつからというのがございませんので、後でお示ししたいというふうに思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

課長のわかる範囲では。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

少なくとも、5年以上前とは記憶しております。

古賀和仁委員

ずっと同じところが今までやられていると。いろんな理由があると思うんですけども、舞台ですからね、専門性も必要と思うんですけど、舞台については、いろんな業者さんもあると思うんで、業者という言い方はいいかわかりませんが、ずっと最初から同じで、ほかのところからの問い合わせとかは。

これ鳥栖市内ですよ、鳥栖市内でいいんですけど、例えば、周りの大きい会社とかいろんなところからちゅう話は今まであったのかどうか。それについては、随意でやっていますからということで、お断りされているのかどうか。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

舞台運営に関しての問い合わせということでは承っておりません。

いろんな、先ほど申しましたアーティストとかのコンサート、もしくは高校の吹奏楽の演奏でも先ほどおっしゃっていただいた市外の大きな業者さんが乗り込みで、今の舞台と一緒に

にされるというようなことはされてあります。（「乗り込みって何」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

文化ですから、文化から芸術から含めてですから、非常に高度な技術から感覚まで必要と思うんですが、あちこちから来られている方から言われるんですけど、最初に来た場合はそちらを紹介して、そちらでできない場合だけが、「そういうこと言いよらんっちゃろう」と呼ぶ者あり）外から入るといふ形なのか。もう全く、ここにお任せつきりだから、もうほかのところはもうだめですよという感覚なのか、何か検討されたことがあるのかどうか。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

大ホールなり小ホールなりで、舞台で何かしらイベントをされるということで文化会館をお使いいただく方の舞台の御相談は、まず、現在委託しておりますトス・ステージとお話をさせていただいております。

古賀和仁委員

照明とか、そんなもろもろのところ、される方から若干不満というか、これじゃちゅうところが、たびたびお話を聞くもんやから、どがんかならんとねとか、ぼってんこれしかなかけん知らんよっていう形になっていますから、舞台装置とかをされる方はそれなりに道具を持っていらっしゃると思うんですけども、それじゃちょっと物足りんっていうような感じをされる方が、若干お聞きしますもんだから、その辺の対応はもう少しやっただくべきじゃないかと。ものすごく、この芸術というのは、やっている方には、我々のレベルともういっちゃ、ランク違うところありますから、舞台措置とかですね。

その辺については、もう少し考慮しながら舞台装置等も含めて、鳥栖市がいろんな装置をいただければ、例えば佐賀市の市民文化会館とかああいう形の、ぶわっという照明をすれば若干違うかもしれませんが。その辺についての話は、文化会館のほうにはあっているのかどうかですね。それとも、業者さんにやっているのか。

中川原豊志委員長

古賀議員ちょっと、質問の趣旨、もう少しわかりやすいように。

要は、舞台を利用される方が、例えば、もう少し技術の高いやつをしたいんで、もうちょっと、今委託されているところだけじゃないところにしてほしいとか、そういうふうなことなんですか。

古賀和仁委員

もう少し、舞台装置とかに対して窓口を広げてもいいんじゃないかと。

1つはその趣旨と、設備等についてはもう少しやっていくべきやないかな。

音響については非常にいいという、あれを受けているんで。鳥栖市の場合はいいい音が出る

という、ただ照明とかもろもろについては若干、物足らんかなっていう話をじかじか聞きま
すもんですから、その辺で、もう少し窓口を広げることも考えていいんじゃないかというこ
とで質問させていただいております。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

照明等につきましては、また改修計画等を見据えながら、各方々の要望に応じた照明装置
等をつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

古賀和仁委員

もう一点だけよかですか。

すいません、ちょっと別のあれですけど、有料と無料で会場の使用料が違うと。

趣旨が同じでも違うというお話を聞いているんですけど、これについては、規則で決まっ
ていると思うんですけど、同じような事業をやって、やっぱり足りない分はちょっと入場料
で賄いたいけどそれでも足りない。ただ、会場料がべらぼうに高いと。この辺は、どがん
かならんやろうかという話をたびたび聞くもんやったから。これについてはどうですかね。

中川原豊志委員長

使用料のことですか。使用料についてということで。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

大ホール、小ホールにつきましては、使用料の金額に応じて料金設定をさせていただいてい
るところでございます。

これは、鳥栖市だけではなくて、ほかの市の、こういった会館をお持ちのところは全て似
たような価格設定をいたしております。

ただ、うちといたしましては、利用料金を取られるところにつきましては、その本番、開
場から終演のみは通常料金よりも2倍とか3倍の料金で取っておりますけれども、そのほか、
練習とかリハーサル等につきましては、通常料金の3分の1というところでやっております
ので、鳥栖市だけが高いということではないかなというふうに思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

ちょっとすいません。まず、後追いのごとなるの申しわけないですけど、さっきの市民文
化会館管理業務等委託料の話ですけど、これ舞台関係1本やなくて、照明、それから音響、
それと設備、この幾つか分けられるんでしょう、大きく業者さんは、分けようと思ったら。

業務的には、大きく分けたらどげなふうになりますか。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

大きく分けては3つですね、舞台、音響、照明の3つになると思います。（「そうよね」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

ですから、3つに分けられるんですよ。これを別々でやっているところも、この近辺でもあると思いますし、あと1つは、さっきから、古賀議員から質問があっていた、ずうっとここやろうちゅうやつは、絶対ここじゃないといかん理由っていうのがあるんですか。

例えば、今言われた、音響とか照明とか3つ言われましたけれども、これはそうばってん、これはできないことはないですとか。業者さんが変わっても大丈夫ですよちゅうのはないんですか。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

今の、その場その場の、実際入ってこられてからの業者で対応できないことはないと思いますが、ただそれにかかる打ち合わせっていうことは、かなり綿密にそことされてあるということですので、こちらとしましては、会館が1年前から予約を受け付けておりますので、その時点から舞台の打ち合わせとかされてある分もありますので、そういったところも随契の1つの理由としております。

成富牧男委員

私が言っているのは、そういう乗り込みとかそういう話じゃないんですよ。

今、言われた（「音響」と呼ぶ者あり）ステージ、何やったかいな、さっきの。業者さんは、もう小屋づきみたいな感じでずっとあるわけでしょうが。入ってあるわけでしょう。（「トス・ステージ」と呼ぶ者あり）トス・ステージ。

だから、そのトス・ステージさんがずっと随契でとってあるけれども、これは、もうどうしようもないことなのか。絶対、こういう理由があるから随契でずっといかないかんちゅうこと。

私は、違うと思っているんですよ。

それで、もしこれ、だからさっき言ったように、しかしとかあってもいいですよ。その中の、例えば照明とか音響とか。これは、もうずっとしとかんといかんですもんね、とかそういうのがあるのかないのかですね。

私は、何か年かの契約で変わることは、内容によってはできる、さっきから出ている委託の内容によってはできると思っているんですけど。

とにかく、乗り込みの話やないんですよ、小屋づきの話ですから。

中川原豊志委員長

契約内容についての。
ちょっと休憩しますか。
ちょっと休憩します。

午後 2 時 4 分休憩



午後 2 時 6 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

他の業者でも可能かどうか調査、研究してまいりたいというふうに思っております。
以上です。

藤田昌隆委員

ちょっと、23ページの子どもミュージカル補助金で50万円、それと、今回、鳥栖対馬文化交流事業の補助金で723万円、これ、今回対馬市でやるから50万円じゃないですよ。これ、別途ですよ、ちょっとそこだけ、まず。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

藤田委員の御質問ですけれども、子どもミュージカルへの50万円というのが、例年鳥栖市で主に経営されてある分についての50万円の補助ですね。

720万円のほうが対馬市で講演していただくための補助金でございます。

藤田昌隆委員

あれだけの人数が対馬市に行って同じような舞台をやると。723万円で果たして、こんな経費でできるかなって、私はもっと補助金を出さないと、これ親についていうか、結局、鳥栖市を代表して対馬市と交流しているわけですからね。

それで、前回は対馬市から来た。今度は対馬市に行って、やる。

それで、見られたらわかりますよ、あれだけの人数であれだけの舞台、また、演出の方、いろんなものを連れて行った場合にたった720万円でできるかって思ったんですが。この辺をもっと上げるとかは全然考えてないですか。

723万円の金額が、果たして——今度、ほんじゃ、何名行かれるんですか、対馬市に。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

対馬市の公演で、この720万円を積算した中で、出演する子供が45名、舞台スタッフとして15名、それとスタッフとしての保護者ですね、を30名、計90名で計算しております。

藤田昌隆委員

保護者まで入れて90名。

それ考えても、出演者だけで考えてもね、四十何名で、ここ内訳書いてありますけど、宿舍会場、バス借上料、交通運搬関係費で、たった390万円で、そりゃできんやろうっち。

じゃあ、対馬市からなんか補助が出るんですか。対馬市から講演に関して、例えば幾らかの援助があるとか、その辺は。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

対馬市からの援助ということは、現段階ではありません。

藤田昌隆委員

じゃあ、鳥栖市が、今回の対馬市でやる舞台分は全部自前でやるわけですよ。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

キッズミュージカルさんとの話で、全てが鳥栖市でっていうことではないということは承っております。演出や舞台監督の指導料、そちらの分は、キッズで見えていただく分はございます。

藤田昌隆委員

もう、いろいろ言うたっちゃあれでしょうから、この723万円で、きちんと鳥栖市でやるようなものができるかどうかと、それから、やっぱり親御さんも、これかなり負担になっているんですよ、夜なべして舞台衣装つくったり。だんだん年を追うごとに金きら金になってきてますんで。

とてもやないけど、その辺も考えてやらないと、これ、さっきも言ったように鳥栖市対対馬市の交流でやっているわけですから、ただ、趣味でやっているわけじゃないし。だから、そういう不満が出ないような、できるだけ市が補助をやって、それで、対馬市にもちゃんとお願ひして、例えば会場費とか何とかぐらいはちゃんとやっってくださいよと。その辺の依頼も、ぜひやって欲しいんですよ。できるところは、お願ひできることはこれはお互いさまですから。いいですか、私は言っていると思うんですよ。

これ、長続きさせるためには、対馬市と鳥栖市の交流を、これだけやないからですね。

そういうことで、お互いに負荷がかからない、かかり過ぎないような、それでずっと長く続けるような文化交流ができるよう、ぜひお願ひします。ぜひ、1回検討をお願ひします。

以上です。

中川原豊志委員長

要望でいいですか。

答弁要りますか。

藤田昌隆委員

何か答えてください。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

対馬市の担当課のほうもございますので、一緒に、市とキッズと手を組んで事業には取り組んでまいります。

樋口伸一郎委員

すいません、質問、追加になるんですけど。逆に、前回の実績じゃないですけど、逆のパターンがあったわけですよ。

それで、教えていただきたいんですけど、対馬市さんが逆にこれをつけた予算とか向こうが出したとき、実績で。そのときの、鳥栖市と対馬市の絡みっていう実績はどうなってるのかなあと思いながら、今聞いていたんですよ。前回の実績があれば教えていただきたいなど、参考までに。（発言する者あり）

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

今回の御縁での講演ということですので、お互いかかる費用については、お互いで見ましようということでの、まず前段の話はさせていただいておりました。

樋口伸一郎委員

そうしたら、さっき、藤田委員もおっしゃったように、多分相互の連携はとれるということになるんで。

以上です。ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほかはございますか。

成富牧男委員

さっさと終わります。まだ時間ある。

24ページの定住・交流センター費の賃金、これ7名分の嘱託職員ということでしたかね、それでいいですか。

実質は、ここはA勤、B勤のごと、なんか、そういう勤務形態でしょう。それで、大体コアっていうか、何人ぐらい通常配置されているのか。

中川原豊志委員長

定住・交流センターの職員配置。

成富牧男委員

職員配置を。ざっとでいい、ざっと。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

あくまでも、平均としては大体5名程度が常駐という形をとっております。

成富牧男委員

5名はおんしゃるわけですね。

それで、ちょっと私が聞き及んだところによると、ここは係長さん、正規の職員さんはいらっしゃるんですか。

それとか、係長さんが嘱託職員ということはないと思いますけど、そこはどんなふうになっているんですかね。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化芸術振興係長が、いわゆるサンメッセの係長でもございます。(発言する者あり)

失礼いたしました。サンメッセの職員といたしましては、4名配置しております。

中川原豊志委員長

市の職員は。(「4名」と呼ぶ者あり)

成富牧男委員

市の職員は4名ですよ。その市の職員の、正規の職員はいらっしゃるんですかという意味です。(発言する者あり)

サンメッセ、4名おると。4名おるわけね。

係長さんは。係長級の人はいらっしゃるんですか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

主査級、4名配置しております。

成富牧男委員

係長級はいらっしゃらないっちゅうことば言われたんですね、今のは。こちらの主査の人が4人いらっしゃると。

それで、なんかあったとき、なんか例えば窓口でのトラブルとか、そういうときがあったときには誰が責任を、こっちから行くんですか。林さんが行くんですか。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

もし、トラブルがあった場合は、私、松隈と林係長のほうで対応いたします。

以上です。

成富牧男委員

私は、せっかく市の職員が4人もおんしゃつとやったら、そん中から1人、それなりの、せめて係長級の人ぐらい置くようなことをしないといけないんじゃないかと思います。

結構、窓口のトラブルっていうのは、利用料の関係も含めていろいろ出てくると、実際聞いたこともありますので、かえっててきばきとした対応ができなかったら、いわゆる相手との問題も、ますます拡大するようなときも出てきますので。

ぜひ、これは、あれだけの建物のところに係長さんもおらんちゅうのは、私はどうかと思いますので、今後組織の見直しとか全庁的にあるときには、ぜひと思いますが、その前に確認だけして終わります。今、また私、勝手に言っていますが、その必要性は感じておられないんですか。それはちょっと大事ですね。

松隈義和文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今、主査といえども、もう係長と同等な職員を配置しているものというふうに思っております。

以上です。

成富牧男委員

係長を配置できない理由がわかりませんが、ぜひそこそこが、自分たちの原課が、自分たちがより理想に近い体制、組織の体制なんかも積極的にやっぱ人事のほうに言っていくような、そういう意気込みっちゅうか気概っちゅうか、そういうのが欲しいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

意見ということで。

ほか、ございますが、

古賀和仁委員

変わりますけど、スタジアムの公有財産購入費、28ページ、7,396万3,000円ということで47ページ以降、印つけて書いとる。

これで、この部分については全て終わったっていうことでよろしいですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

この、主要事項説明書の47ページで、網かけしているところがスタジアムの第4駐車場となります。

それで、全体を平成26年度から購入いたしまして、それぞれ区分所有というか、割合だけを登記をしまいでして、平成30年で全て買い戻しを終えるということでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

このほかに、スタジアムの駐車場ってほかにあると思うんですけど、そのほかの部分についてはどういうふうになっているのか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムの駐車場といたしましては、スタジアムの西側——線路沿いですね——に第1駐車場、それから、第1駐車場の南側に第2駐車場がございます。

それから、スタジアムのすぐ南側——ハローワークの北側ですね——こちらが第3駐車場になります。

それと第4駐車場。

以上、大体スタジアムの試合開催時には、この1から4までの駐車場を利用しております。

それで、第1、第2駐車場につきましては、高架用地でございます、土地開発公社で先行取得しておりまして、スタジアムの駐車場として今お借りをしている状況でございます。

それと、ハローワークの北側の第3駐車場につきましては、第4駐車場の買い戻し前に、毎年買い戻しを行いまして平成25年で買い戻しを終えているところでございます。ですから、第3駐車場だけが、鳥栖市のスポーツ振興課の所有でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

なぜ、こういう質問しているかと申しますと、高架用地部分を含めて将来的には売却をする、そして民間の活力を行う予定であるというふうなお話を聞いているんですけど、その場合、当然、スタジアムの駐車場というのはかなり少なくなるというふうに思っているんですけど。これについて、将来のことだからまだ後でいいよということじゃなくて、これからどうするか、遠いところに集めて、それをシャトルバスなり、駐車場を確保するとか、いろんな形あると思うんですけど、この駐車場についてはどういうふうに今後されていくのか。

当然、高架用地は売却予定に、予定っちゃうかその方向になっていきますので、その後はどういうふうな形で駐車場として確保される方針を持っておられるのかお尋ねします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアム関係の駐車場につきましては、駅周辺の計画の中で、現在の第1・第2駐車場についてはスタジアムの駐車場として今後の活用の案が示されております。

第3、第4の駐車場につきましては、民間開発用地というところで売却を予定、計画として上げられているところでございます。

当然、スタジアムでサガン鳥栖のホームゲーム時には、駐車場が不足している現状でございますので、民間等への売却の前には代替の駐車場の確保ができないことにはゲームの運営等にも支障をきたすというところでございますので、そういう代替の駐車場等のめどがつく

ように今後努力していきたい、検討していく必要があるというところでは考えてございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

駐車場の確保ができるまでは売却はなかなか難しいと思うんですね。

その辺は、私はある程度遠いところにでも徐々につくって、シャトルバス等で行けるようにすると、車で来る方はやっぱそのぐらいはお願いするっていうのも一つの方法じゃないかと思う。

もう、本当に、駅のむこうに駐車場があって、車でも列車でも来られると、それで、車で来た人はただだと。電車で来た人は有料だと、電車代が要ると。だから、その辺はもう少し、利用者に対してもやっぱ考えていかなきゃいけない。

特に私は、金を取るのかどうか、有料にするのかどうかね、今やっていますけど、無料ですけど。無料のところはほとんどないですから、サッカー場の近くでも。ほとんど有料ですから、そういう中で無料っていうのが、それは、来る方にはすごく魅力です。

ただ、それがいいのかどうかですね、やっぱ。その辺はやっぱ今後、考えていくべきじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方はどうですかね。

有料、無料について。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現在、駐車場については、現時点でも台数が不足しているというような、入場者が多いときには発生しております。

サガン鳥栖の運営会社のほう等も、いろいろ協議をして、例えばサガン鳥栖のほうではアウトレットとのシャトルバスとか、西鉄小郡駅からのシャトルバスを運行されたりもして一試行的にですね、いろんな形で検討されております。

ただ、一つ大きな問題としては、近隣の商業施設への駐車ですね。観戦時の駐車ということも一つ大きな問題がございまして、仮に有料化、スタジアムの駐車場をすると、逆にそちらのほうに流れてしまうというようなおそれもございまして、それについては慎重な検討が必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかございますか。

成富牧男委員

そうしたら、体育施設費、スタジアム関係で、北部グラウンドもスタジアムの範疇に入っ

ておるということを前提でお尋ねをいたします。

北部グラウンドについては、私の9月の一般質問で、一部に誤解のある、サガン鳥栖専用ではないというのはもう明らかになりまして、一般の人も使えるよということで、実際その後、弥生が丘のPTAとかいろいろな形で学校とか使われているようでございます。結構なことですけども、そこで、それは前置きですね。

それで、聞きたいのは、同じく一般質問の中で、教育委員会に対してお尋ねしましたが、北部グラウンドはもう中学校用地じゃなくていいんやろうと。

そうしたら、いや、まだしばらく——簡単に言うたですよ——わからんから、中学校用地ですというふうに言いましたよね、それはそういうふうに認識してありますか。

教育委員会がそういうふうに言ったっていう認識はしてありますよね。

だから、そういうふうに言いました。

それで、まだ教育委員会は、もう、はい、そうです、もう必要ありませんと。田代中学校も施設、増築工事もやりましたしっていうのが教育委員会から出てくるかと思ったら、そうやなかったんですよ、あのとき。

それで、私、逆に心配しているのが、万が一の一があって、つくりますと言うたときに、どうしようもないんじゃないですか。早くこっちから、大概にせいって、もう前は、ウェブ提案箱の中では、きちっと、もう要らんちゅうて答えとろうがということも含めて、教育委員会が言っているんですよ、要らんちゅうて、もう。増築しとるしって、田代中学校ば。

そこんところ、私はもともとは弥生が丘中学校つくったがいいですよと、あそこに。しかし、ここで言う話じゃないですからね、向こうで言わんと。

せいけん、はっきりせいちゅうことを言うべきだと思うんですけどね、いかがですか。

それとも、どっか移転場所とか、本気で考えたときに、できますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

北部グラウンドにつきましては、中学校建設予定地に暫定的な利用ということで、当面の間利用というところで北部グラウンド、それからクラブハウスを整備しているところでございます。

当然、学校の建設となりますと、事前に関連部署との協議も必要となってまいりますので、建てるという方針の決定の前には十分な時間をとっていただいて、協議をしていただけるものというふうに思っております。

また、仮にの話ですけども、じゃ代替の施設なり場所ということになりますと、一般質問等でもお答えしておりますけれども、広い土地が必要という部分につきましては、なかなか市内でも探すことが難しいというふうには思っておりますが、既存の施設の活用等も勘案

しながら検討していくことが必要かというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちゃんと、そうですって、はいつて言わっしゃるかと思たら全然。

いや、J1の条件として、クラブハウスなんかそうやったですよ、多分。だから、そういうのもあるから、私は現時点で弥生が丘中学校、あそこに建てるっていうのは、少なくとも迫るべきだと思うんです、こっちから。向こうから言うてきたらじゃなくて、迫る。

ほんなことすつとねと、私たちが早よしてもらわんと困る、決断してもらわんと困るっていつていうやつは、やっぱり言わにゃいかんじゃないですか。できればこれで終わりたいんですが。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

議員おっしゃるとおりのようなこともございますので、教育委員会と十分連携してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

ないですか。

ちょっと私から一つ二つよかですか。すいません。

まず、22ページの教育費の幼稚園費について、幼稚園就園奨励補助金がちょっと今年度、かなり金額が減っていたと思うんで、理由、聞いたと思うんですが、もう一回減額の理由を。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

幼稚園就園奨励費につきましては、平成30年度からカトリック幼稚園と神辺幼稚園が認定こども園のほうに移りますので、この幼稚園就園奨励費の対象から外れます。その関係で、その分が減額されております。

中川原豊志委員長

幼稚園部分はあるとですよ。認定こども園になると全て幼稚園就園奨励費から外れるわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

もう一点。

28ページ、体育施設費の営繕工事費の2,272万円の中に、競馬場南グラウンドのトイレの件がちょっと入ったと思うんですが、金額と内容について再度教えてください。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、営繕工事費の中、2,272万円の中で1,500万円、競馬場南グラウンドへのトイレの設置工事を予定いたしております。

議会のほうでもグラウンド不足ということが言われておりまして、一般財団法人のほうに競馬場のほうに、南グラウンドのほうにグラウンドを整備されております。

昨年の7月から一般への利用を開始されまして、一般であったり少年野球であったり、利用されております。そういう子供たちへの利便性の向上のために、今回トイレを、屋外トイレ、公衆トイレを設置したいというふうに考えております。

トイレにつきましては、男子トイレのほうが小便器に2個に大便器1個。それから、女子トイレのほうに大便器2個を計画しているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

財団がつくったグラウンドで、市民のほうにも開放するというふうなことなんですけれども、そこを市の財源でトイレをつくる必要が本当にあるのかなと、ちょっと疑問に思うんですけれども、市の財源を使ってトイレをつくるという判断に至った経緯というのは何かございますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

民間というか、民間のほうで整備された部分について民間が専用で使われるということになれば、当然、市のほうで施設を整備するという部分についてはどうだろうかと思いますけれども、今回、一般のほうに貸し出しをされております。

議会のほうでも、たびたびグラウンドが不足しているというような状況の中で、そういう施設の不足を補うために、そういう専用ではなくて一般にも貸し出しをされているところで、一般財団法人が整備されるところにトイレだけでございますけれども、整備をするということでございます。

それで、基本的に施設については、市のほうで整備する場合もございまして、市のほうで借り上げてそれを施設として活用するというケースもございまして。

以上でございます。

中川原豊志委員長

再度、そのトイレの管理については、どちらでするんですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

通常の清掃とかトイレトペーパーの補充等については、グラウンドのほうを管理しております一般財団法人のほうにお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

藤田昌隆委員

今の、グラウンドは、あれ佐賀県の競馬組合の土地を、本当は売ってくれと、安く売ってくれと。いや、これはだめですと、競馬組合の土地で売りませんと。そのかわり、無償である土地は貸しますと。そのかわり自分たちで整備して、やってくださいと。そのかわり土地は無償ですと。無償で、0円で貸しますと、ということなんよ。

だから、さっきいろんなグラウンドが足りんからってということやけど、しかし、あれはあくまで財団が、そういう自分たちでやりますということ、あれ土地代ただにしとるわけよ。だから、競馬組合の議会でも、わかったと、じゃあただで貸しましょうとなったわけよ。

ところが、あとからね、そしたらグラウンド整備だけじゃなくて、野球グラウンドやったらトイレも当然、必要だし、それに引き込む、要するに下水道ね、そういう金必要でしょう。

今、言われたトイレトペーパーとかいろんな管理ね、それは市が見ますっちゅうのはおかしいっちゃんいと、どう考えても。

いや、一般に貸し出しているからって、一般の人の貸し出しと財団が使っているチームのどこがどういう使っているわけ、今。一般に貸し出しているっちゅうけど、わかっている、わからん。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

通常の財団のほう、リトルのほうでの使用までは把握できておりませんが、昨年7月からことしの2月まででは一般の利用が4件、それから高校の利用が5件、それから少年野球が3件、それから中学の公式の大会が1件の、計13件と聞いております。

藤田昌隆委員

今、13件ということがあったけど、じゃあその財団のリトルリーグで9なのか、今の13件が1なのか、その辺、わからんでしょう。これが折半ならね、13対13ぐらいやったらわかるんやけど、大分一般の人に協力してもらっているんやなあっち。

財団が一般の人に協力してもらっているんやなあってわかるんやけど、しかし財団の分がどれぐらい使って、全然比較対象にないじゃん、それじゃあ。本当に、13が多いのか少ないのかもわからんやん。

だって契約上はね、その一般に貸し出してどうのこうのとか、恐らくそれ載ってないはずですよ。競馬組合に確認してみてくださいよ。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、南グラウンドを整備されたところが上の段と下の段ございまして、下の段を整備されております。

それで、今回トイレのほうは上の段のほうに設置をさせていただきたいというところで、競馬組合委員のほうとも協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

じゃあ、どっちみち競馬組合のほうに上がってくるのかな。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

競馬組合の議会のほうには、報告というような形で上げられるという話は聞いております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

もうトイレはできたわけ。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

いや、トイレを設置したいというところでお願いの依頼をしているところでございまして、今回、設計、それから工事費のほうを予算計上しておりますので、平成30年度の建設でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

わかりました。

はいじゃ、競馬議会のほうで、ちょっと聞きます。

樋口伸一郎委員

すいません、あともう1個。

そのままの流れなんですけど、仮にトイレを設置した後もなんですけど、要はグラウンドが少ないし、市民の方にも、一般の方にも貸し出せるというところで、需要と供給が、若干今よりもふえる、バランスがですね。いい意味でふえるっていうところはわかるんですけど、要は平成30年度トイレ設置して使えるようになったときに、今、日程調整会議とかでぱんぱんに埋まるとるようなところとかに影響が出てこんかと。

結局、運営実施主体は向こうになっていて、鳥栖市のニーズっていうか、実際困っている方が助からないような状態、実権っていうたら言い方がちょっとストレート過ぎますけど、向こうが実権を持たれといて、結局こっちの意見はなかなか通らんとという状態やったら、さっきの使用率じゃないですけど、ちょこっと、年に1個、2個ぐらいの需要しか向こうではかなえられんとか、実際、向こうがずっと使っているのが優先順位としては、向こうが貸せ

ませんよってなれば使えないわけですよ。

日程調整会議でばんばんなのを少し向こう側に振って、じゃあここを緩和しようと言っても、これが実際できないようやったらお金かけた意味があんまなくなってくるけん。

そこが、向こうと連携して、少しはこっちの意見も反映できるような状況をつくらんといかんかなと、思うもんで、ちょっとこれ御意見までです。

ちょっと考え方等があれば、向こうのほうに、市としての困っている部分も若干聞いてくださってというときの出し方、そういう場合の出し方と、ただ、一般に貸していただいているからっていうところまでを知って出すっていうときは、ちょっと違うと思うんですよ、ちょっと要望を聞いてもらうときの出し方と。そのあたりのお考え方だけでもあれば。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

グラウンドの不足については、大体大会ですね。練習もですけど。基本、大会での日程調整で苦労しているというような状況でございます。

そういった中で、大会等を毎週開催されるということはないかと思っておりますので、そういった中では調整できるのかなと思っておりますし、できる限り利用をやっていきたいというところで、こちらのほうに問い合わせ、スポーツ振興課のほうに問い合わせがあったときにも御案内等をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ぜひ、お願いします。

お金出したしこは、ちょっと聞いてもらうというたらいかんですけど、出した分はこっちの困っている事も助けていただけるような関係性をぜひつくっていただければと思います。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ありますか。

じゃあ、改めて全てについて、健康福祉みらい部の議案全てについて再度確認をいたしますが、さかのぼってでも結構ですが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 2 時 45 分 休憩



午後 2 時56分開議

中川原豊志委員長

再開します。



陳情第 3 号 産前産後サポート事業実施について（要望）

中川原豊志委員長

それでは、陳情第 3 号に関しまして、所管事務調査を行います。

この陳情に関しまして、現在の対応状況について、執行部から御説明をお願いいたします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

まず、要望書の中にあります子育て世代包括支援センターについて簡単に御説明をいたします。お手元に資料が届いていると思いますので、資料の 1 ページをお願いいたします。

平成28年 6 月に公布、施行されました児童福祉法等の一部を改正する法律におきまして、母子保健法の改正が行われ、国は妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立感等に対応し、児童虐待の発生予防、早期発見をするために、市町村は、子育て世代包括支援センターを設置するように努めなければならないといたしました。平成32年度末までの全国展開を目指しているところでございます。

その下に、このイメージ図を載せておきまして、一番下のところに実際どのようなことをするかということを示しております。

裏面をごらんいただきまして、現在、本市で行っている子育て世代包括支援事業の一覧表をそこに載せております。今回、ここの 5 番目の産前産後サポート事業と、6 番目の産後ケアが要望書に書いてあります事業でございます。

3 ページのほうに産前産後サポート事業と産後ケア事業の概要を記載いたしております。

まず、産前産後サポート事業につきましては、妊娠から大体産後 4 カ月間での時期の方の不安や悩みを傾聴し、相談支援を行い、お友達づくりを促すっていう目的で実施をするようになっておきまして、アウトリーチ型とデイサービス型がございまして、今回、要望書に書いてありますのは、訪問、電話相談、メールによる相談等のアウトリーチ型の要望が載せてありました。

それから、産後ケア事業につきましては、分娩施設退院後から一定の期間、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するという事で、授乳または乳房のケアの指導でありますとか、心理的支援、育児支援、身近な支援者との関係調整を行っていくようにというふうになっております。

これにつきましては、宿泊型、訪問を行いますアウトリーチ型、デイサービス型がございまして、今回の要望書に載っているのは、アウトリーチ型のことが載っておりました。

本市におきましては、昨日の牧瀬議員の御質問のお答えの中でも申し上げましたけれども、産前産後サポート事業につきましては、現在、電話相談、来所による育児相談、母乳相談、栄養相談、助産師等のほか、母子保健推進員さんによる家庭訪問を行っております。

また、月に1回は保健センターの一番広い健診室をお母さんたちに開放いたしまして、お友達づくりに御利用をいただいているところでございまして、これらの中で、お母さんの話への傾聴、心身の状況の把握、情報提供などを行っております。

また、産後ケア事業につきましては、アウトリーチ型であります訪問による指導、支援を行っております。助産師または保健師が、産婦の身体的、精神的な支援、授乳の指導及び育児指導等を実施をいたしております。

以上のように、本市においても要望書に記載してあります事業は既に実施をいたしているところでございます。

健康増進課では、妊娠届け出のときから身体的、精神的に大変な時期のサポートにかかわっております、それはまた、行政の役目とも考えておりますので、今後もこの事業を継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、説明がありましたけれども、御確認したいこととか御意見等がありましたらお受けしたいと思っております。

藤田昌隆委員

この要望書が出て、小郡市と、それから、みやき町、行ってきて、小郡市はドクターにきちんと任せるという形で、みやき町の場合は、授乳の仕方っていうか、母乳がよく出るような、そういうやつだけね、費用をとっているんですよね。ほかは、みやき町内の住民はほとんど無料だということで、すごいなと思ったんですが。

鳥栖市の場合において、いろんな相談とか、それに関しては、医療費というか、料金は、何%かかるとかはあるんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

各種相談と、あと訪問もやっておりますけれども、それは全部無料でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

再確認にもなるんですけど、この要望書にもアウトリーチ型って書いてあって、説明でもアウトリーチ型っていうのが要望の本件に当たりますっていうことだったんですけど、その要望の文書ばずっと読んでみると、アウトリーチって言えばアウトリーチなんですけど、本市がやるとるアウトリーチっていうのは、訪問、電話相談、メールによる相談と、訪問も多分、訪問先でやっている内容は相談かなと、くくっちゃえば相談でいいかなと、会話とか相談がメインと。

例えば、小郡市さんとかみやき町さんに関しては、相談というのは頭の中とかで会話を交わしながらなるんですけど、さっきおっしゃった事例とかも、直接触れ合うじゃないですけど、実施ができるものが入るところが違うのかなと思ったんですよ。

相談で済むことと、さっき、授乳がやりやすくなるっていうのは、やっぱり相談じゃあよくならんし、相談に基づいて何か行うということでよくなっていくっていうところなので、何かを行っていきっていくところがちょっと欠けとるんじゃないかなと思ったんで、そこに対する要望かなとも思ったもので、そのあたりの考え方、どうですか。

くくれば、今のアウトリーチは相談事業かと思うんで、その先をいった形のアウトリーチ型じゃないかなと思っているんですけど、どげんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

実際に、出産されたお母様方の悩みで一番多いのは、授乳の仕方とかなんですけども、現在、それに関しましては、平成29年度から、保健センターのほうで助産師による母乳相談っていうのをしております。

それから、訪問に行ったときも、そういう御相談を受けたときには、実際にお母様に赤ちゃんにお乳の含ませ方とか、抱っこの仕方とか、そういうところも実際に実技として行っているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この実技といいますか、さっきちょっと御答弁の中に入っとった実技の部分においてが、やっぱり行政だけでやっちゃうとやりにくい部分もあるかなあというのをちょっと思ったりもするんですよ。

例えば、お医者さんであったり、専門家であったり、民間の方であれば、行かれる利用者さんもちよっと心許していくじゃないですけど、そこで実技をするということに対しては、足かせがなくなると思うんですよね。

ただ、行政がやっちゃうと、どうしても、行政の範囲があつてこそ越せない部分っていうか、越えがたい部分があると思うんですよ。

相談までは問題なくできると思うんですけど、やっぱり実技に当たるとか、そういうところになると、やっぱり弱くなっちゃうのかなって思うんで、そのあたりをどうするかっていうような、要望に対する返答ができればなあと、個人的には思うんですけど。

あとは、ちょっと皆様方の御意見も聞きたいと思っています。これ、質問じゃないです。

藤田昌隆委員

みやき町の場合は、委託してしているんですよね。実際に、みやき町の保健センターかな、恐らく、さっき言った、違うところは無料と、それから、きちんと委託をして、それで心が安らぐような雰囲気づくりをしている、そこかなっち。

保健センター内に、そういうきちんとした、一般の精神状態じゃない妊婦さんとか、産前産後の人たちがきちんと安らげる、心を開いて、ゆったりできて、そういう場所の違いだけかなと思ったんですけどね。今、保健センターにある相談所は、そういう配慮はされているんですか。

きちんとした音楽が流れたり、穏やかな気持ちになれるような雰囲気づくりはされているのか。ただ、こういう部屋で、テーブル置いてされてんのか。その辺はどうですかね。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

保健センターでの母乳相談等の場合は、一応、お部屋は、相談室がございまして、カーテンはピンク色ですけども、全体のお部屋の間取りですとか、それが必ずしもくつろげるようなスペースかなと言われれば、そうは感じられない方もいらっしゃるかもしれないというのは思っております。

ただ、今回のアウトリーチですと、一応、訪問をして、そこでっていうことになりますので、それだけに限って言えば、うちもやっておりますので、それを続けていきたいということ。

それとあと、みやき町とかでやっている雰囲気っていうのは、また別の、昨日、牧瀬議員ほうから要望がありました、産後ケア事業のデイサービスとか宿泊型のほうになると思うんですけども、今回、子育て世代包括支援センターの設置が平成32年度末までっていうふうに国のほうから言ってきておりますので、まずは相談窓口の設置を一番に考えておまして、どこに相談したらいいかっていうのを迷う方がいないような相談窓口の設置を一番に考えて

おります。

そこができてから、その次に、またいろんな産後ケア事業で、デイサービスでございませうとか、宿泊型のデイサービス、産後ケア事業ですとか、そういうのを徐々に検討していきたいというふうには考えております。

藤田昌隆委員

もう今、ここにあるように、実際にアウトリーチ型もやっているという答弁ですが、じゃあ、さっき言った、心が安らぐような、そういうきちんとしたやつも、今後つくってきたいということですか。

それで、もう一つ疑問なのは、小郡市はドクターのウエートが非常に高いんですね。

それで、私もこれ、最初読んだときに、結局、産科、婦人科の先生方の収入源というのは、お産だけじゃないんですね。結構これ、点数高いんですね、術後の相談とか。

だから、鳥栖市で、例えば、今まで以上に深く入ろうと思ったら、きちんと先生方にも、市がこう言って、やりませうということ、ある程度を踏み込んで話とかなないと、そういう話ができているから、小郡市は前面にドクターを出してされているんでしょうけど。だから逆に、その先生方、もうみやき町は先生方との話し合いができているんですかっていう質問をしたら、そこはちょっと曖昧だったんですね。

だから、先生方の職域を争う——言葉を変えればですよ、例えば、今後、平成32年度にはきちんとせないかんといいことでしたら、これは一つ提案というか、お願いですが、鳥栖市内の先生方にもきちんと話した上でやらないと、職場荒らしになりますんで、ぜひその辺は、話し合いをよろしくお願いします。

以上です。

成富牧男委員

陳情を、記以下を見よつたら、最後は、事業への支援と、両方となつとるわけですね。支援ということは、簡単に言うと、私はこうとつたんですよ、私たちがする、私たちというのは、陳情した法人、門司さんのほうですけど、私たちがするけん、しよるけん支援ばしてねつていう陳情だろうと思うんですね。そこんところ、ちょっと押さえとかんと。いかがでしょうか。そいけん、それやつたら、またちょっと話の違つてくる。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時24分休憩



午後 3 時33分開議

中川原豊志委員長

再開します。



中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますのでお受けします。

橋本有功市民環境部長

今回、委員会で御審議いただきます市民環境部関係、乙議案 3 件、甲議案 4 件につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算のうち市民環境部関係につきましては、歳入132億1,335万2,000円、歳出34億2,611万8,000円となっております。

一般会計予算総額240億4,537万1,000円に占めます市民環境部関係歳出予算の割合は14.2%となっております。

次に、議案乙第 9 号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入、歳出とも76億5,883万7,000円となっております、前年度比11.3%の減となっております。

次に、議案乙第10号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入、歳出とも8億6,083万4,000円となっており、前年度比10.3%の増となっております。

次に、議案甲第 3 号 鳥栖市地域環境整備基金条例につきましては、新たな広域ごみ処理施設の周辺地域を中心とした地域の活性化と生活環境の保全及び増進に関する事業推進のための財源として基金を設けるものでございます。

次に、議案甲第 4 号 鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年度が 3 年に 1 度の固定資産税の評価替えによる課税年度であり、土地、家屋等の評価額の見直しを行ったことから、事務処理の適正性を確保するため、固定資産税及び都市計画税の第 1 期納期を変更するものでございます。

次に、議案甲第5号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年度から運用されます国民健康保険の都道府県化に伴い改正するもので、国民健康保険運営協議会の名称変更、国保被保険者としのないものの明文化、課税額規定の条文整理及び平成30年度国民健康保険税率等の改正を行うものでございます。

最後に、議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療被保険者となった場合における住所地特例を継続するための改正でございます。

以上、議案の概要とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、関係課長より説明をいたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

では、これより市民環境部関係議案の審査を行います。

ただいま部長から説明ありましたように、市民環境部関係の議案は、議案乙第8号から10号及び議案甲第3号から6までの7議案でございます。

まず、議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

なお、お手元にお配りしております厚生常任委員会資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年度課税分につきましては、平成28年度の実績及び平成29年度の実績から、納税義務者の増加による増額を推計した額を計上しております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、平成28年度の実績及び業績、並びに平成29年度の実績から推計した額を計上しております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、平成30年度は3年ごとの固定資産の評価替えの年となっておりますので、評価替えによる見込みから推定した額を計上いたしております。土地につきましては、地価下落のげどまりにより増額を、償却資産につきましても、平成29年度の決算見込みによる増額を、家屋につきましては、評価替えによる在来家屋の価格の下落による減額を見込んでおります。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込み額を計上いたしております。

項3軽自動車税、目1軽自動車、節1現年課税分につきましては、平成29年度の実績から税収増を見込んで計上いたしております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、平成29年度の収入状況をもとに推計いたしました額を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税額からの見込み額を計上いたしております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、平成29年度の実績から推定した額を計上いたしております。

なお、市税のうち、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の節2滞納繰越分につきましては、平成28年度の実績及び平成29年度の収納状況から、滞納整理に伴い、調定額が減少するため、減額で見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料を計上いたしております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料で、1件7万5,000円で24件分を計上しております。

以上です。

村山一成市民課長

項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、主なものとして印鑑証明書等の発行に係る手数料の収入見込み額を計上しております。

以上でございます。

青木博美税務課長

同じく、節2徴税手数料といたしまして、税務関係証明手数料等の見込み額を計上いたしております。個人番号制度の情報連携の運用により、所得証明等の交付減少を見込んでおります。

村山一成市民課長

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の収入見込み額を計上しております。

以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、新規の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済み票交付手数料でございます。

続きまして、節3清掃手数料のうち主なものは、指定ごみ袋の販売収入でありますごみ処理手数料でございます。

また、廃棄物処理依頼手数料は、家庭から出る一時多量ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料と、動物死骸持ち込みの処理手数料でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、国から後期高齢者医療制度システムの改修にかかる費用につきまして交付されるものでございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金につきましては、し尿等下水道投入施設建設に伴う国庫補助金でございます。

なお、この後、し尿等下水道投入施設関連予算を、歳入、歳出のいずれにも計上しておりますので、後の歳出予算説明時に詳細については御説明をさせていただきます。

以上です。

村山一成市民課長

項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、入国管

理法上の在留資格を得て、国内に滞在する外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金を計上しております。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金につきましては、年金生活者支援給付金支給時に運用するシステムの改修に係る経費が国から交付されるものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその4分の3を負担するものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員2名中1名分の人件費相当額及び研修費等の助成を受ける消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金につきましては、監視カメラ設置や不法投棄の処理費用など、不法投棄防止対策事業に対する県補助金で、補助率は10分の10で上限125万円となっております。

以上です。

青木博美税務課長

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金につきましては、県民税徴収委託金を計上いたしております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、轟木町にあります鳥栖市の不燃物処理場跡地4,731.45平方メートルの貸し付けによるものでございます。

目2 利子及び配当金、節1 利子及び配当金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴う佐賀県東部環境施設組合を構成いたします神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみみやき町の1市3町から受け入れる建設協力金を積み立てるために、今回設置いたします地域環境整備基金の利子となっております。

続きまして、款19繰入金、項1 基金繰入金、目1、地域環境整備基金繰入金、節1 地域環境整備基金繰入金につきましては、今、申しあげました同基金を一部取り崩し、繰り入れるものでございます。

なお、この基金関連の予算につきましても、歳入、歳出いずれも計上しておりますので、この後の歳出予算説明時に詳細について御説明をさせていただきます。

以上です。

青木博美税務課長

項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収納対策経費としての国民健康保険特別会計からの繰入金を見込みにより計上いたしております。

款21諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 延滞金、節1 延滞金につきましては、見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

項4 受託事業収入の後期高齢者健康診査事業委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る経費につきまして、広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

村山一成市民課長

項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の情報案内版広告収入につきましては、昨年10月の広告付き番号案内システムの導入に伴い、市民ホールに設置いたしました映像パネルで放映いたします有料広告に関する広告料収入を計上しております。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターのコピー機、印刷機及び電話の使用料並びにまつり推進センターに設置されております自動販売機の電気使用料を計上いたしております。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

同じく節4雑入のうち、3行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、広域連合への派遣職員の人件費相当分が広域連合から交付されるものでございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料で1枠20万円の4社分を計上しております。

また、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費分を戻し入れるものでございます。

また、佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費分を戻し入れるものでございます。次期ごみ処理施設建設協力金は、次期ごみ処理施設建設に伴い、構成市町から鳥栖市に対して支払われるものでございます。

続きまして、款22市債、項1市債、目2衛生債、節1清掃債につきましては、し尿等下水道投入施設を整備するために借り入れるものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会、男女共同参画懇話会の委員の謝金、法律相談を行うための司法書士及び弁護士の謝金などでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料でございます。

節18備品購入費の主なものにつきましては、消費生活に関する書籍等の購入費でございませぬ。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対します自治会活動費補助金及びまちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

続きまして、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。節7賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員35人分の賃金でございます。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座の講師謝金及び放課後子ども教室指導員の謝金でございます。

節11需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理にかかる消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

なお、まちづくり推進センターの施設管理等に必要な消耗品につきましては、平成29年度は施設管理委託料から支出しておりましたが、平成30年度につきましては、市民協働推進課で調達することといたしましたので、こちらに計上をいたしております。

節12役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビインターネット利用料、電話料、公民館行事傷害保険料でございます。

節13委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料及び空調改修工事などの設計に係る委託料でございます。

節15工事請負費の主なものにつきましては、旭まちづくり推進センターの本館と分館の行き来を円滑に行うために、通路を設置するための工事に係るものでございます。

以上です。

青木博美税務課長

項2徴税费、目1税務総務費、節2給料から節4共済費までにつきましては、税務課職員30名のうち、28名分の人件費でございます。

目2賦課徴収費、節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬でございます。

節7賃金につきましては、繁忙期の市民税係及び管理収納係の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費の主なものにつきましては、証明用紙やインクカートリッジ、窓あき封筒などの消耗品でございます。

節12役務費につきましては、賦課徴収のための郵送料及びコンビニ収納業務委託手数料などでございます。

節13委託料につきましては、固定資産評価業務委託料、システム保守委託料等でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムの賃借料及び国保税連携のための地方税電子申告支援サービス使用料などでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会の運営のための負担金、これは、平成28年度のたばこ税収入額に応じた鳥栖市の負担額でございます。

また、地方税電子化協議会負担金につきましては、国税連携のための負担金でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、税額変更等による市税の還付金でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明申し上げます。節2 給料から節4 共済費につきましては、市民課職員18人分の人件費でございます。

節12 役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要する郵送料、また、住民票の写しや印鑑登録証明書などのコンビニ交付事務に係る手数料でございます。

節14 使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムや、パスポートの発行業務に使用するIC 旅券用交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所、氏名の変更の際に使用するプリンターの借上料でございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費のうち、節2 給料から節4 共済費につきましては、広域連合に派遣しております職員の人件費でございます。

節11 需用費から節13 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費の見込み額に対する公費負担分であり、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

その下、後期高齢者はり・きゅう助成費につきましては、はり・きゅう施術料として、後期高齢者1人当たり、1回につき1,000円を助成するものでございます。

節28 繰り出しにつきましては、後期高齢者医療特別会計に繰り出すもので、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金につきまして、繰り出しを行うものでございます。

後期高齢者医療特別会計事務費は、一般管理費や賦課徴収費などの事務費につきまして繰り出しを行うものでございます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金は、広域連合が業務運営をしていく事務経費等の負担金につきまして繰り出しを行うものでございます。

次に、項4 国民年金取扱費、目1 国民年金費のうち、節2 給料から節4 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員3名分の人件費でございます。

節7 賃金につきましては、臨時職員の人件費でございます。

節9 旅費から節12 役務費につきましては、国民年金の事務処理等に要する経費でございます。

節13 委託料につきましては、年金生活者支援費給付金支給時に運用するシステムの改修に係る委託料でございます。なお、この経費につきましては、全額国から交付されることとな

っております。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節13委託料のうち、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃作業等で発生いたしますしゅんせつ土の運搬処理に係る委託料でございます。

次に、目2斎場費、節11需用費のうち、燃料費につきましては、主に火葬の際に使用する灯油代でございます。

また、修繕料の主なものにつきましては、火葬台車耐火物打ちかえ修繕でございます。

続きまして、節13委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受け付け及び火葬業務全般に係る委託料で、コスモ株式会社と平成28年10月1日から3年間の長期委託契約を結んでおります。

なお、このコスモ株式会社につきましては、ことし4月1日付で、JAセレモニー佐賀と合併が予定されておまして、新たに名称が、株式会社JAセレモニー佐賀、鳥栖事業所となり、事業を継続されることとございまして、本市と結んでおります委託契約については期間満了まで現状のまま継続されることとなっております。

続きまして、工事請負費につきましては、昨年度の2号炉の改修工事につきまして、今回、3号火葬炉内の耐火煉瓦等の全面張りかえ工事に係る経費でございます。

次に、項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、環境対策課15名分の人件費でございます。

同じく、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現施設の建設負担金及び所在地交付金管理運営費のうち鳥栖市負担分でございます。負担割合は全体の約64%となっております。

佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期施設の建設に係る事業費のうち、鳥栖市負担分でございます。負担割合は全体の約44%となっております。

続きまして、款25積立金につきましては、先ほどの基金関連予算でございます。歳入に計上しております次期ごみ処理施設建設に伴い、構成市町から支払われる建設協力金とその利子を積立金として基金に積み立てるものでございます。

そして、一旦この積み立てた基金の中から、今回、1,370万円を取り崩しまして、先ほどの繰入金に計上しているところでございますが、1,000万円につきましては、今回轟木・衛生処理場線道路改良事業の関連事業として、款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費のうち、用地購入費及び県道中原鳥栖市線改良事業負担金の一部に充当しております。

また、残りの370万円につきましては、款6農林水産業費、項1農林業費、目5農業生産基盤整備費の測量設計委託料に充当をしております。具体的には、老朽化した真木町内の轟木川若宮井堰の改良事業のための測量設計業務でございます。

それでは、当初予算説明に戻って、14ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3清掃費、目2塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。節11需用費のうち、消耗品の主なものにつきましては、指定ごみ袋作成費及びコンテナ収集のペットボトル用ネット購入費でございます。

節12役務費の手数料につきましては、主に指定販売店に対する指定ごみ袋等販売手数料で、販売価格の10%を支払うものでございます。

次に、節13委託料3億1,402万2,000円のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集運搬に係る経費で、前年度比で147万7,000円増となっております。

続きまして、粗大ごみ収集運搬委託料は、粗大ごみシールによる収集で町区別に、定期収集に伴う委託料となっております。

次の災害廃棄物処理計画策定委託料は、震度7クラスの大地震等が起こった場合の災害廃棄物の迅速適正な処理と早期の復興を目指した計画の策定に係る委託料で、次期ごみ処理施設建設に伴う国の循環型社会形成推進交付金を受けるための要件になっているものでございます。

次に、資源回収指導等業務委託料及び資源物分別コンテナ収集委託料、並びに節19負担金、補助及び交付金に計上しておりますコンテナ収集美化活動奨励金は、生ごみ処理機購入費補助金、資源回収奨励金につきましては、主要事項説明書の12ページをお願いいたします。

これにつきましては、ごみ減量化、リサイクルの推進を図るための経費として、5つの事業に対して昨年と同額の1億997万円を計上しております。

まず、一番上のコンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する町区に対して、1世帯当たり240円を交付するものでございます。

次の生ごみ処理機購入補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に対して電動で2万円、コンポストなどの非電動で1万円を上限として購入費の2分の1を補助するものでございます。

次の資源物回収奨励補助金は、古紙等の資源物の回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会など市登録の各種団体に対して、回収量に応じまして、古紙類1キロ当たり8円の補助金を交付するもので、現在登録団体数は94団体となっております。

資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町衛生処理場内にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物のみやき町にありますリサイクルプラザまでの運搬に係る経費でございます。

最後の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配付や資源物のリサイクルプラザまでの収集、運搬に係る経費でございます。

それでは、説明資料に戻っていただきまして15ページをお願いいたします。

節14使用料及び賃借料につきましては、昨年度導入いたしました移動式監視カメラのリース料でございます。

続きまして、目3し尿処理費、節2給料から節4共済費までは、従事職員の人件費でございます。

次の節7賃金につきましては、管理事務所及び処理等に配置しております嘱託職員3人分の賃金でございます。

節11需用費のうち、光熱水費の主なものは、施設内機械類の電気料でございます。

また、医薬材料費は、処理工程に必要な苛性ソーダ及び硫酸バンドの薬品代でございます。

続きまして、節13委託料のうち、し尿等下水道投入施設整備委託料につきましては、別に配付しております委員会参考資料3、し尿等投入施設の概要をごらんください。

し尿等下水道投入施設整備につきましては、現在の施設が昭和60年建設で32年が経過し、老朽化が著しいことと、下水道の普及に伴いまして、し尿及び浄化槽汚泥の量が大きく減少する中、処理量に比べて施設が過大で非効率であることから、平成27年度に基本計画を策定、平成28年度に実施設計を策定し、その後、県、国との協議を経て、今回、建設に着手することになったところでございます。

1の施設概要についてでございます。資料右上の位置図のとおり、現在のし尿処理場の北側の浄化センター敷地内の空き地部分に建設する予定でございまして、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建てで、建設面積341.56平米、延べ面積755.62平米ということになっております。処理能力は、1日20キロリットルで、現在の施設の能力が100キロリットルでございますので、これと比べますと5分の1ということになっております。

処理方法でございますが、右のフロー図をごらんください。バキューム車が施設の受け入れ室に入り、収集したし尿は沈砂層で砂類を取り除き、受入槽に入った後、し尿の中の大きな異物を破碎ポンプで破碎します。その後、し渣分離脱水機で、主にトイレットペーパーや毛髪類といったし渣をこして、残ったし尿は、流量調整槽に入り、圧送管を通して浄化センター側の汚泥濃縮分配等へと送られ、その後は下水道と同様に処理することとなっております。

す。

今回の整備に当たりましては、国の社会資本整備総合交付金の中の下水道関係の補助メニューであります汚水処理施設共同整備事業——ミックス事業と申しますけれども、を活用することとしておりまして、今回整備する施設や設備のうち、し尿の受入室からと流量調整槽へ送るまでの整備は効果促進事業というものに分類されまして、環境対策課補助対象部分ということになっております。

また、中段になります流量調整槽から浄化センター側に送る圧送管までの整備は、基幹事業というものに分類され、下水道事業補助対象分ということになっております。

これを踏まえまして、左側の2の事業費をごらんください。

全体の事業費といたしましては、7億6,000万円を見込んでおります。このうち、先ほどの環境対策補助対象部分が7億700万円、下水道事業補助対象部分が5,300万円というふうになっております。

平成30年度の環境対策課分に限った事業費で申し上げますと、2億3,800万円で、今御説明しております委託料として計上している部分でございます。

また、国交付金2,800万円につきましては、先ほど歳入で申し上げました清掃費国庫補助金に計上いたしております。

そして、平成31年度分の事業費4億6,900万円につきましては、予算説明資料の17ページに記載をしておりますけれども、同額の4億6,900万円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

なお、下水道事業分につきましては、下水道事業会計予算に計上をいたしております。

また、し尿下水道等投入施設につきましては、通常の建設事業と異なりまして、専門性が高く、特殊な工事であることや、浄化センター側の既存施設へ接続して確実に処理することが求められることから、今回、浄化センターの工事全般を受託している地方共同法人日本下水道事業団へ下水道事業分と合わせて一括して業務委託することとしたものでございます。

それでは、3の財源内訳についてでございますけれども、環境対策課分の7億700万円につきましては、国交付金が全体では8,900万円、市債が4億7,685万円、一般財源が1億4,115万円となっております。

4の工事内容についてでございますけれども、平成30年度につきましては、主にくい打ち工事及び基礎工事で、平成31年度に建屋及び各種の機械設備、電気工事、並びに外構工事を行う予定となっております。

最後に5の今後のスケジュールについてでございますけれども、国の正式な交付決定が7月の予定で、9月議会におきまして議決をいただきますと、10月に工事着手、それから、約

1年半の工事期間で、平成32年4月の稼働を予定しております。

以上で、し尿等下水道投入施設の概要説明を終わらせていただきます。

それでは、委員会説明資料に戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、現在のし尿等の下水道浄化センターでの最終処理に係る下水道事業会計の負担金でございます。

昨年と同額を計上いたしております。

続きまして、項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料のうち、水質汚濁測定委託料は、市内主要9河川等の水質検査に係る委託料でございます。

次の大気汚染測定委託料は、市役所、田代小、勤労青少年ホーム、市内3カ所の二酸化窒素及び降下ばいじんの測定に係る委託料でございます。

次の自動車騒音測定委託料は、県道鳥栖朝倉線ほか、主要国県道間の自動車騒音測定に係る委託料でございます。

以上をもちまして、平成30年度一般会計当初予算市民環境部関係について説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

まず、項目多いんで、できましたら歳入の分で質問を先に向けたいと思います。予算説明書の6ページまでですね。1ページから6ページまでで御質問等がありましたら、さきにお受けをしようと思います。

藤田昌隆委員

1ページ、今、市民税として個人と法人、分けられていますが、個人で当初、前年度から見たらね、6,100万円、個人の市民税がアップ。法人税が1億4,900万円、前年と比べたら。個人、法人合わせた2億1,000万円アップになるわけですね、税収が。

それで、ここまで上がる、例えば法人税が1億4,900万円、大体何社ぐらい、要するにアップするか、どれぐらい見込んでおるわけ。会社の数は変わらんとか、そういう考えでいいんですか。どうですかね。

青木博美税務課長

まず、個人につきましては、平成29年度当初、納税義務者3万5,500人で計算しております。

それで、情報政策課の統計資料等により——人口推計からですね——平成30年度は3万5,900人に増加するということから税収を計算しております。

法人につきましては、毎年——ちょっと今、数字は持っておりませんが——法人と

しては、鳥栖市内の営業者っていうのはふえております。

それと、もう一つは、インターネット等で、経営状況を分析して公表してあります大企業等の経営状況等を見ながら全体的なもの、何社が幾らということではなくて、全体的な伸びということで計算をして出しております。

藤田昌隆委員

いやいや、何社が幾らっち、ある程度の大まかな数字なんでしょうけど、要するに個人、法人合わせて2億1,000万円の税収が上がるっちゅうのは、これ、かなり大きいんですよ。当初予算が、ちょっと逆に上げ過ぎやないかなっち、心配するぐらい。ちょっと、そういう感じを受けたからですね。大体、これ鳥栖市ならではの数字のアップだと思うんですけどね。

だって、すごいですよ、2億1,000万円、個人と法人合わせして、税収だけがアップっちゅうのはですね。日ごろ皆さんがおっしゃっている、金がない金がない、とんでもないことですよ、ここまで税収が上がるんだったらね。

間違いじゃ……、もう組んでしもうとるけん、間違いじゃないでしょうけど。

橋本有功市民環境部長

今、藤田委員おっしゃるように、昨年度と比較いたしますと、税収で大体約2%、二億ちょっと増になっております。

これ、今課長申し上げましたように、人口が増加しておるということと、やはり、今、春闘で定昇の報道もなされておりますが、経済状況も好転しているというところでの企業の業績等々含めて、今回その増加分を見込んでおるということでございます。

藤田昌隆委員

いやね、今、企業が景気が良くなったって言っているけど、数社ですよ、実際、税収が上がっているのは。要するに、利益上がっているのはね。

だから、今言われたような、ちょっと言うのはもろに、あんまり当てはまらんじゃないかなあという気はしますけどね。

私も勘でしかものを言っていないんですけど、そちらも勘で出しているわけですからね。

青木博美税務課長

この予算書の中で、前年度当初と比較しますと、確かに法人市民税1億4,000万円ぐらい上がっておりますけれども、平成29年度の法人市民税、また3月補正で、一応16億3,600万円へ上方修正しておりますので、それからも考えて妥当な金額であると思っております。

藤田昌隆委員

いやいや、前年度当初で、この数字から、さきに言ってくださいよ、それを。そういう根拠があって、こういうふうになりましたっちゅうことでしょう。

わかりました。じゃあ次、3ページ、狂犬病予防注射済み、これ手数料なんですけど、これだけペットブームで、これ犬だけですかね、狂犬病のあれは。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

犬だけのものがございます。

藤田昌隆委員

そうですね、狂犬病ですからね。

いやいや、私が言いたいのは、こっだけ動物がふえているのに、これ登録とか、それから予防接種っちゃうのは、リコールっていうか、例えば登録してない人がいるとかね、登録しとるけど注射をしない、何%とかわかるんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

登録の分と注射済みの分はかなり開きがございます。全体でいきますと、今年度は今のところ63%ぐらいの接種率といたしますか、注射済み率となっております。

藤田昌隆委員

今、63%。これかなりの開きがありますよね。登録したけど——その注射を打ってね——今度4月ありますよね。それでいいのかな、そんなに格差があつて。

要するに、ある人、隣は注射打った、私は登録しとるけど打たんやった。これ、もう少し執行率を、登録したらね、きちんと注射をするような広報なり、それか、もしくは、あれ3,500円ぐらいするんですよね、1匹。1匹するのに、それを下げてでも狂犬病の予防接種をさせる、そういうお考えはないんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

確かに、登録に比べて接種率が悪いというのがありますけど、私どもとして、注射する前に、登録はがきの中に1回お出しをします。

その後、接種をしなかった方については、再度、秋にまたはがきを出して、接種のお願いをしております。

六十数%の接種率ということで、そのうち、実際手続を、死亡した犬とかをしていない方もおられますんで、そうした死亡している犬についての廃止といたしますか、登録の抹消とかのお願いも一緒に、あわせて現在して、できるだけ注射済みといたしますか、接種率を上げるような取り組みをさせていただいているというところがございます。

藤田昌隆委員

いやいや、そのはがきを出して、春先にしなくて、ほんじゃ秋口にした、それでも60%でしょう。

だから、さっき言った3,500円とかね、その辺がどう獣医さんに流れているのか、何かわか

りませんが、金額の見直しもしないと、これ上がりませんよ、恐らく。だって、大型犬と小型犬とその辺の種類、金額の差はあるんですかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

接種は1回につきでございます。

それと、接種については、接種をされた注射代は獣医師のほうに行くということで、私どもがもらっておりますのは、登録の鑑札交付手数料ですね。

一生涯に1回の登録の分と注射済み票の交付の550円ということになっていまして、実際の注射の費用っていうのは、当然、獣医師さんのほうが取られるということになっております。

藤田昌隆委員

今の説明、わかりましたけど、要するに注射を打ったら、何かこう、もらいますよね、打ちましたっち。ああいうのじゃなくて、もうシールでもいいけん、家にぺたって貼って、うちの犬はもう打ちましたよとわかる、もうわざわざ、ああいうやつを首につけてしませんよ、もう。

だから、シール対応とかで、何とかその経費を下げ、それで予防接種料を下げる努力をしたほうが——狂犬病を少なくしようとする目的からいけばよ、ところが実際6割しか打ってないと。

じゃあ、原因が何かっち。広報の仕方が悪いのか、それから接種料3,500円が高いのか。その辺じゃないと、問題は。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

接種率については、私どもも上げようということで、非常に努力はさせていただいております。

それで、接種の金額については実際の注射代は2,600円、その分については獣医師さんのほうに行くということになっております。

今の取り組みといたしましては、先ほど申し上げたはがきとポスター掲示と、インターネット、ホームページへの掲載と、あと獣医師会等をお願いをいたしまして、そうした呼びかけを、接種をしてくださいという呼びかけをお願いしておるような状況でございます。

委員御指摘のように、その辺の告知なり、そこら辺の周知については、今後も引き続き強化をしていきたいというふうに今のところ思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

藤田昌隆委員

ぜひ、接種率を上げる努力、今、情報源ちゅうのはいろいろ言われましたけど、市報で何月何日、田代まちづくり推進センターでありますとか、弥生が丘でありますって、それぐらいなんですよね、目に飛び込んでくるのは。

だから、本気で狂犬病を、狂犬病の発病率は非常に少ないかとは思いますが、しかし、市が打とうと、打ちなさいということやっているわけですから、それなりの、もう少し告知の仕方を、もう少し値段とか考えたほうがいいんじゃないでしょうか。これ提案です。

以上です。

中川原豊志委員長

意見、要望ということですね。

ほか、ございますか。歳入につきまして。

成富牧男委員

もともと、登録しとらん犬もおるっちゃないと。どげんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

室内で飼われている犬で登録してない犬というのもおられるものと思います。

ただ、それについてが、うちのほうでも把握がもうなかなかできない部分でございますんで、じゃあ、それがどれぐらい潜在的にいるのかというのは、把握はちょっと今のところ市ではできておりません。

成富牧男委員

室外犬も登録してないともあるかもしれんたいね。難しかね。その中の6割っちゅう話やろうけんね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

逆に、私どもやなくて、いろんな動物病院がありまして、ほかのところで打たれて、ただ済証を鳥栖市の窓口のほうで取らていないという部分については、注射済みというのがうちのほうで確認できてない分というのものもある部分はあります。

ですから、実際はもうちょっと高くはなると思いますがけれども、私どものほうで登録をされて、済証をもらっておられる方がそれぐらいというふうなことでございます。

成富牧男委員

さっき、藤田議員が言われた後に、まずは登録をしまししょうも含めてね、広報をするということやろうね。

古賀和仁委員

登録している犬の頭数っていうのはどのぐらいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

約3,380頭でございます。

古賀和仁委員

千頭近くはやってないということですよ。

それで、その万が一、かまれたり何かするときに、それで病気が発生する、今までそういうふうな事例があったのかどうかですね。

中川原豊志委員長

狂犬病にかかれたということですか。かまれることはあっても。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

狂犬病の発生っていうのは、日本では昭和32年以降は発生しておりません。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

狂犬病になったあれば、発症はないですけども、かまれることは、いろんな、年に数回は、やはりかまれたということで連絡があることがありますんで、うちの場合は、市の職員と県の保健所の職員でその対応をさせていただくということになっております。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、歳入のところでは、ございませんか。

古賀和仁委員

4ページの、県の衛生補助金、不法投棄に対してカメラ等の設置の場所、これで125万円上がっているんですけど、これ監視カメラっていうのは何か所ぐらい設置されているのか、今後またふやされるとかそういうふうな考えあるのか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

監視カメラにつきましては、以前もリースで、借り上げて使っていた分で、固定式が2台稼働している分がございます。それと、今のリースで借り上げておるのが稼働式のカメラが1台と、ダミーカメラ1台と、そのほかにダミーのカメラを2台、固定を置いております。それを高速道路沿いとかの側道沿いと、不法投棄が多い場所に設置をしておるといいう状況でございます。

今後については、現状では今の可動式の監視カメラを所有しておりますんで、それを、そうした不法投棄が多い場所に場所を移すなどして、不法投棄防止に努めていきたいというふ

うに思っております。

古賀和仁委員

随時、なんかあちこち移動させていらっしゃるってことですね。何カ所かに固定されて、調べられて、今までそれで不法投棄がわかったとか、そういうふうなところはあるんですかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

証拠として、わかった分が1件、江島町のほうであったというのと、あと、たまに警察のほうからそうした不法投棄事件とかあった場合にカメラの画像の提供を、お願いを受ける場合があるということでございます。

実際に、映るといふかどっちかっていうと抑止効果というのを狙っておりまして、実際に動いている移動式のカメラについては、現在旭地区のほうで設置しておると。それについては、ほかのところであれば、またそちらのほうに移したいというふうに考えております。

古賀和仁委員

恐らく、投棄するということは、山の中とか比較的人目のないところが多いと思うんですけど、これから、この場所はぜひ設置すべきとか地元から要望あっているとか、それとも一つ、わかった場合の後の処理というのはどういうふうにされて、結果としてどういうふうになっているんですか、じゃあ。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

不法投棄物については、そうした証拠といいますか、出どころがわかるような場合を見ますけれども、全く見てわからないものについては、市のほうで回収をする、そして処分するということになります。

それで、ある程度わかりそうなものについては、警察のほうに通報、まず1回、警察に通報して、わからない場合は市で回収して処分すると。

わかる分については、警察のほうでその後捜査をして、犯人を特定するというような作業をさせていただいているということございまして、そうしたものが、実績として江島町のほうで1件あったということでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか。

牧瀬昭子委員

2ページの、市たばこ税についてなんですけれども、平成30年度が6億7,300万円、前年当初が6億8,000万円。

それで、平成29年度の補正が6億6,300万円で、なっていたんですけども、この差額が1,000万円ほどあるのですが、なぜこの補正と比べるとまた額が、また幅が広がったのかなと思うんですけど、それはなんででしょうか。

青木博美税務課長

確かに、平成29年度は当初に比べて減額補正をいたしております。

数等がわからないところはありますけれども、この影響というのは、やっぱり加熱式たばこの影響があると思っております。それと、若干販売本数も減ってはおります。

ただ、加熱式たばこにつきましては、今かなり税額が抑えられた状況になっております。その点について、平成30年10月1日から徐々にではありますけれども加熱式たばこについても増税になりますし、一般の紙巻きたばこについても1箱について平成30年度20円、平成32年度20円、平成33年度20円というふうに値上げが予定されておりますので、その点も考慮して若干増収になるものと見込んで計上いたしております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

伊藤議員さんの一般質問の中でも、このたばこ税のことが上がっていて、これはすごい、いい提案だなと思ったのでぜひここでもう一度、と思うんですけども。

この、たばこ税って、この全体の、普通に払われている、法人の課税分と比べてもすごい額だと思うんですけど、これだけの金額を、たばこを吸っている方は、吸っていらっしゃるし払っていらっしゃると思うんですけど、役所の外で、寒空のもと吸ってある姿を見ると、ああ、なんかすごい肩身が狭いだろうなと思う部分があります。

なおかつ、その方たちもかわいそうだなと思いますし、それを吸い込む吸ってない人からしても、ううん、ちょっとって思う部分が両方あるので、それがうまくいくような方法をぜひとっていただいて、二重扉にした建物を公的なところにはちゃんと建てるとか、そういうのにこの差額が出てくるとかがあったり、パーセンテージとして1%とかでもすごい金額が上がってくると思うので、それをぜひ市の中で実現していただくことができないでしょうかという。

橋本有功市民環境部長

税務課のほうでは、あくまで税収の部分での今回の予算化ですので、今、牧瀬議員おっしゃられるような受動喫煙ですとか、あと喫煙者にとっての対応というか、対策につきましては、また総務部門なりのほうに、そのような発言があったことについてお伝えはさせていただきたいと思います。

牧瀬昭子委員

ぜひ、お願いしたいと思います。早急に提案したいのが、4階にたばこの喫煙場があるんですけど、そこから漏れてくる煙が、傍聴者の方々が思いっきり吸い込んで、弱い方、本当に息苦しくなったとおっしゃられる方がいらっしゃったので、本当に0.000パーセントでできる対策が何かないかなと思います。ぜひ、早急によろしくお願いしたいと思います。

中川原豊志委員長

要望ということでよろしいですね。

ほか、歳入のところにつきまして。

樋口伸一郎委員

すいません歳入です。

まちづくり推進センターのコピー代とか電気代のところだったんですけど、6ページですね。

説明では上から2段目、まちづくり推進センター雑入で、ちょっと現状確認から入らせてもらって、2回質問させていただきたいんですけど、今、白黒の対応でコピーを使っているか、使っている状態かと思うんですけど、その確認と、家庭用プリンターから、今、複合機っていうか、コンビニとかにあるような複合機が入っているってところで——一部除いて、その現状を教えてください。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、まちづくり推進センターを御利用いただいている利用者の方々からの依頼に応じましてコピーをさせていただいている分につきましては、白黒のコピーということで対応しております。

それと、8カ所ございますまちづくり推進センター本館の中で、先ほど副委員長、言われました複合機を入れておりますのが7カ所ございますけれども、1カ所、弥生が丘まちづくり推進センターにつきましては、複合機でございますけれども、カラーができないコピー機を導入しているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、意見も含めてなんですけど、まちづくり推進センターには、まち協とか、またほかの組織とかもいろいろ集まって会議等々をやっているかと思うんですけど、時々でもないんですけど、聞くのが、書面上、カラーコピーにどうしてもしたい分が、分厚い冊子の中に1枚だけやるとかいうのはあると思うんですけど、それも白黒でしか対応できないので、できればカラーにさせていただきたいというお声も、ちょっと地域からはありますので。

円しか組んでいませんが、ことしは日本に来られるということで、何名ですか、予定は。

宮原信市民協働推進課長

中高生が7名、それと随行の方が2名、計9名ということで、今、計画を進めているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員

それじゃ、滞在期間は。

宮原信市民協働推進課長

滞在期間につきましては、本年7月22日から8月5日までを予定しているところでございます。

藤田昌隆委員

ということは、31日まであつとかな、約2週間。私が言いたいのは、9名で2週間滞在して、それで、当然、向こうの旅費だけ、日本での移動とか宿泊とかいろいろあるでしょうけど、当然、こっちの子供たちにも参加してもらう。そういう中で、たった60万2,000円で満足する交流事業ができるのかなと。

当然、いろんな地元の、企業の方の援助もあつたり、そういうことがあるでしょうけど、もう少し、本当にドイツの子供たちが日本に来てよかったと。できたら富士山とかね、そういうところまで、日本で本当に記憶に残るような交流事業をしてあげたほうがいいんじゃないかと。

60万2,000円じゃ少な過ぎらんかっていうことで、ちょっと今、質問しているんですが。どう思われますか、この60万2,000円で十分だということですか。

中川原豊志委員長

交流事業の内容等について御説明できましたら。

下川有美市民協働推進課男女参画国際交流係長

ただいま御質問いただいた件でございますけれども、この使用料につきましては、バスの借上料とか、そういったものを計上いたしております。

通常は、市内とか県内につきましては、職員が2人おりますので、職員が2人で、車を2台分乗して、いろんなところに移動をしております。

それから、ここに上げさせていただいているのが、長崎市のほうで平和学習ということで、原爆資料館であつたり平和公園に行つたりとか、そういう長崎の文化とかにもちょっと触れるようなところで1日出かけますのと、あとは熊本市のほうに行く予定にしております。熊本城自体は、まだ復興中ではございますけれども、そのあたりであつたり、熊本市近辺のと

ころで1日過ごすようにしているのが予算に上げさせていただいている分になります。

あとは、地元の鳥栖市内のほうで交流をしたり、佐賀市内のほうまで出かけて行って、いろんな体験をしたりとか、そういったところに計画をしております。

藤田昌隆委員

いや、目玉っていうかね、今、確かにその長崎市でいろんな資料館を見たり、熊本市行ってどうのこうの言われましたけど、本当のね、日本に来てよかったっち、私のイメージではね、例えば博多座に行ってね、いろんなものを見せるとか、少し目玉商品をつくるべき、少々金かかっても、やっぱり一生に残るものをしてあげたほうがいいんじゃないかなっち。どっちみち、ドイツから来るわけですからね。

それから、地元の方といろんな交流ももちろん大事やけど、せっかく来るなら、もう少し金をかけてでもしたほうがいいんじゃないかなということで質問申し上げましたが、どうも今の答弁ですと、これでいいんじゃないかというふうな答弁と捉えましたが、いかがでしょうか。目玉は要りませんか。

宮原信市民協働推進課長

これまで、もう6回ほどこちらのほうで受け入れをしてきておりますけれども、前回受け入れをさせていただいた際にも、十分日本の文化に親しんでいただいて、満足してお帰りいただいたと考えておりますので、今回、先ほど御答弁申し上げましたような体験と、あと太宰府市のほうにも、太宰府天満宮等の参拝等も考えておりますし、日本の文化に十分親しんでいただけるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員

ちゅうことは、今の答弁だと満足しているからいいよということですね。

了解しました、次いきます。

次の、11ページ、固定資産評価業務委託料、これは業者委託してるわけですから、業者は当然、不動産鑑定士か、その辺ですか。答弁お願いします。

青木博美税務課長

これは、佐賀県不動産鑑定士協会に委託しております。

藤田昌隆委員

この人たちは1軒1軒回られると思うんですよね。違いますか、その業務内容は。

青木博美税務課長

これは、路線価を出していただくものですので、1軒1軒を見るものではなくて、道路の評価をずっとしていただきます。

特に、これは、ことしが3年に1回の評価をしておりますが、これは毎年やっていくものですので、詳細じゃなく、全体の路線価を引いていただくものとなっております。

藤田昌隆委員

ちゅうことは、この固定資産評価業務委託料としては、路線価だけを決めるもの。

ちゅうことは、路線価だと、これ県全体で路線価出しますよね。それ、新聞にも載るやないですか、佐賀県のどこどこが一番路線価が高いとか。

ちゅうことは、じゃあ私たちが、固定資産税、家屋で幾らって、あれは路線価で決まっているわけ、そうじゃないでしょうもん。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

この固定資産評価業務の部分については、土地の評価に係るものでございまして、家のほうについては職員のほうが1軒1軒、新築の分について調査して評価いたしております。(「すいません、もう一回お願いします」と呼ぶ者あり)

家の分については、職員のほうが1軒1軒訪問して、調査して、毎年新築の分だけ进行评估しているという形になります。

それと、あと、こちらの評価委託業務につきましては、まず、ことしの分については新規に路線が引かれたときに路線価を引いてもらう。

それと、あと、時点修正ということで、地価が下落することによって、国の公示価格とかが下がりますと、土地のほうでも下がったりしますので、それを反映させるために、どれだけ市内の土地が下がっているとか、上がっているとかそういうのを調査していただく委託料になります。

藤田昌隆委員

いやいや、固定資産税っちゃあ高いんですよ、正直言って、納税する中では。

だから、いや、これ道路の路線価、だけですよっち。

それじゃあ、1軒1軒のあれは、職員がされているちゅうふうに言ったんやけど、じゃあ評価の仕方、例えば土地は路線価で大体出ますよね。路線価からちょっと外れた中だとどんと落ちたりしますよね。ところが、家屋に至っては、市の職員の方がされているわけでしょう。そういう意味、答弁やったですね。

ほんじゃ、果たして、市の職員が、そういう鑑定士なんかが資格を持って評価しているわけですか。違うでしょう。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

家屋の場合、国が定めました評価基準書というのがございます。それによって、家屋の場合、家屋の評価については部材とか家屋の構造とかによって点数表が決まっておりますので、

それをもとに家全体を評価するという形になっております。

藤田昌隆委員

例えば、家进行评估の場合には、普通だと、その辺の不動産屋、この家は1,000万円ですと。本当に固定資産として評価するんやったら、畳1枚からふすま1枚からね、これ全部入っているのが本当は固定資産の評価のベースになるべきなんですよ。

ところが、今聞くと、いや、市の職員がやっています。土地については、ただ路線価だけでやっていますって。そんな曖昧なんですか、評価の仕方は。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後5時4分休憩



午後5時7分開議

中川原豊志委員長

再開します。

青木博美税務課長

この固定資産税評価業務委託料につきましては、毎年路線価を出しまして、基準地価格、基準地となるところだけの評価をいたします。

それによって、土地の値上がり値下がりを確認いたしまして、値下がりの分については、翌年の固定資産税を減額するというような対処を行っております。

藤田昌隆委員

じゃあ、お願いするのは、県、例えば何名とか、どこのあれとかは決まっているんですか。例えば1人、その人に頼んだらずっとその人がやるとか、そういう考えはないんですか。

中川原豊志委員長

委託先と人数と。

藤田昌隆委員

委託先が1社なのか2社なのか、ずっとその人がやっていくのか。そこだけ。

青木博美税務課長

委託業者は、佐賀県不動産鑑定士協会1社でやっていただいております。

それで、鑑定士協会の中で人数がいっぱいいますので、その中で担当者を決めていただいで対応していただくという形をとっております。

藤田昌隆委員

要するに、県の不動産鑑定士会金に頼んで、ある業者を選んでもらって、その人が、鳥栖市の路線価を決めているということですか。そうじゃないの。

青木博美税務課長

おっしゃるとおりでございまして、人数にして大体5人から6人ぐらいで担当していただいでおります。

藤田昌隆委員

5、6人。わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますが、

成富牧男委員

まず、8ページですね。まちづくり推進センター職員賃金ってありますけど、センター長はここじゃなくて別ところですか。

宮原信市民協働推進課長

センター長もこの中に含まれております。

成富牧男委員

ということは、センター長もこの賃金で扱っているっちゃうことですが。ことし、例えば、来年どこか……、任期ってあったですかね。センター長が変わるような予定のところ、どっかありますか。年度で切れると仮定して。

宮原信市民協働推進課長

センター長につきましては、8センター中、2センターがセンター長が交代する（「どこ」と呼ぶ者あり）2センターが（「どことどこですか」と呼ぶ者あり）鳥栖北まちづくり推進センターと旭まちづくり推進センターが、センター長が変わる日程になってございます。

成富牧男委員

私、これ一般質問しましたよね。鳥栖市は公募を推進しようっていう、まず条例ができていますよね、条例やっつろう、あれ。

条例ができていますよねっていう前提で、なんで公募せんとですかって言うたら、地域のことがよくわかってある方がいいけんて言われましたけれども、よう考えたら、本当にそうかなと思うこともあったんですけど、ある意味広く人材を、限られた、自分たちではいい人材と思えるかもしれんけど、もっと広く人材を集めるためには、やっぱり私、公募っちゃう

うのはいいんじゃないかと思うんですよね。そして、そういうことから、ああいう公募を進めるための条例なんかもできていると思うんです。

これは、もうとにかく、何においても、例えば、委員さんを選ぶ場合でもそうですが、基本の考え方として公募をするべきだと思いますが、今回公募はされたんでしょうか。

宮原信市民協働推進課長

今回、まちづくり推進センターのセンター長につきましては、公募を行っておりません。

成富牧男委員

公募しなかった理由は。念のため聞いておきます。

宮原信市民協働推進課長

まちづくり推進センターのセンター長につきましては、先ほど委員のほうからもお話がありましたけど、地域のことにつきまして、その地域で活動を行っていただくということが重要な役割になってまいりますので、地区の区長会のほうに推薦依頼をいたしまして、それで推薦をいただいた方をお願いをしているということになります。

以上です。

成富牧男委員

それも1つの方法だとは思いますが、せっかくその地域に、特に必ずしも、いわゆる地の人じゃない、例えば弥生が丘なんかはかなりよそから来られている方がありますよね。その方は、いろいろな分野で、民間企業におられたいろいろな才能を持たれた人材もいらっしゃるでしょうし、公務員でもそうですよね、いろいろおられると思うんですよ。

ですから、そういう意味で、例えばこれって思う人があれば、これって思う人もどうぞ公募してください、応募してくださいって言えばいいやないですか、と私は思いますので、引き続き検討を――今回は終わったろうけん、また検討をしていただきたいなと思います。

以上です。もう要りません、回答は。

中川原豊志委員長

じゃあ、ほかの御質問ございましたら。

牧瀬昭子委員

市民活動に対する予算に関してお伺いしたいんですけれども、市民活動の全体に関する予算っていうのは全体では幾らになっていますでしょうか。

宮原信市民協働推進課長

市民活動全体と申しますと、今、御質問いただきました、目でいきますと市民協働推進費とまちづくり推進センター費の合計ということでしょうか、それとも……。

中川原豊志委員長

質問、もう少し詳しく。

牧瀬昭子委員

市民活動ボランティアにかかわるところなんですけど、フレスポの上のクローバーさんたちがされている事業などですね。8ページの、市民活動センター補助金がメインになるのでしょうか。

宮原信市民協働推進課長

市民活動センター補助金ということで、8ページの節19の、上から3段目に661万1,000円を計上しておりますのがフレスポにございます市民活動センター、クローバーへの補助金になります。

その下にございます、市民活動支援補助金ということで110万円を上げさせていただいておりますのが、市民活動団体が行われます活動につきまして補助させていただくものでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

現在、登録されている団体数は何件になりますか。

それに対して、この分のお金っていうのが見合っているのかっていうのが気になるのと、その団体数はふえていますか。

ですから、ふやすために、何か市としての働きかけっていうのは。

助成金もそうなんだろうけど、ふだん活動する方々に対しての何か支援などは行われますでしょうか。

宮原信市民協働推進課長

登録団体数につきましては、現在の数字を私は持ち合わせておりませんが、ここ数年度、毎年登録団体、市のほうでも市民活動団体のガイドブック等をつくっておりますけれども、数はふえてきております。

それと、市民活動、その登録団体に対して補助金の金額が適正かということでございますけれども、市民活動センター補助金といいますのは、今、フレスポにございます市民活動センターのほうを運営していただいております人件費ですとか、そこでのいろんな消耗品ですとか、そういったものを補助ということになっておりますので、その団体数イコールということではなくて、そこで必要な運用経費のほうを補助をさせていただいているということでございます。

それと、市民活動支援補助金110万円につきましては、その予算の範囲内ということにはなるんですけれども、ちょうど今、募集をいたしているところでございまして、3月20日ま

ででございますけれども、さまざまな活動をされておられる団体、それと補助金の種類が3種類ほどございまして、立ち上がり支援、新しい団体の活動をスタートしていただく団体に対するもの。

それと、ある程度の活動をされておられるところの活性化支援。

それと、ほかの市民団体等とのコラボといいますか、共同での事業を行う共同事業支援ということで、3種類のメニューをつくっております、そちらのほうの事業、もちろん予算の範囲内でございますので、皆さんへということにはなりませんけれども、そういった事業活動に対して補助をするものでございます。

牧瀬昭子委員

ふだん活動されている団体さんに対してのっていうことで、隣の久留米市とかはその団体自体が何か事故にあったときに、保険として各団体に支援をしますよっていうことを伝え、支援しますということを市が支援をしていて、その支援をしますということによって、各団体さんたちも登録をするっていう、そういう登録のシステムをつくっているっていうのを聞きまして、鳥栖市の中ではそういうのはないのかって伺いましたら、それは、今、ないということなので、ぜひ予算の中でそういうことができないかと思って。それは要望です。

ぜひ、お願いしたいということと、あと資料の7ページの節9旅費のところ、当初予算が70万1,000円、前年が599万2,000円ということで、これ、前年度見たら市民活動協働活性化シンポジウム事業ということ、委託が202万円ついていたんですけど、これがないっていうのは、もう今回はしないってことは、なんか例年やっているものではなくて、何かの、十周年みたいなのでされた分がついていたということでしょうか。

宮原信市民協働推進課長

旅費の（「旅費。ああ、ごめんなさい。これ歳出だ。歳入でしたね」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

7ページの9番の旅費。（発言する者あり）

牧瀬昭子委員

ごめんなさい。間違えました。

委託料、13番委託料の599万円が当初予算で、前年度が815万3,000円のところに、市民協働活性化シンポジウムが前年がついていたんですが、今回はないので、それはどうしてですか。

宮原信市民協働推進課長

こちらにつきましては、昨年度、自治総合センターのほうの助成金を受けまして実施しております。

そして、実行委員会形式ということで、その契機といたしましては、市民協働の指針がで

きて10年、市民活動センターも10年、ちょうどそういった契機を区切りということで、今後の新たな市民活動に向けての見直しといたしますか、これからの展望を図るために行ったところでございますので、今年度につきましては、この分の予算につきましては、計上させていただいていないところでございます。

牧瀬昭子委員

先ほど保険の件を申し上げたんですけれども、それを、ぜひ今後、研究というか検討をしていただけませんか。質問です。

宮原信市民協働推進課長

今、委員から御提案いただいておりますボランティアに対する保険というのは、本市ではそういった制度を持っておりませんが、他市町がどういった対応をされておられるのかというのはちょっと検討、研究をしていきたいとは思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、ございますか、

成富牧男委員

質問したいことをまとめて言ましようかね。

まず、1点目は8ページ、報償費に放課後子ども教室指導員謝金というのがあって、そしてまた、委託料に放課後子ども教室事業委託料つちゅうのがありますよね。その中身、当然、中身が違うから別々にしてあると思いますけど、中身とその性格について、これが1点目ですね。

それから、2点目は、節19負担金、補助及び交付金で6万4,000円。県公民館連合会負担金、出席負担金、これ、関連なんでしょうけど、ここは実際は、どこが出席されているんでしょうか。そのまま、この市民協働推進課なんでしょう。生涯学習課じゃないんでしょうかという質問です。

それと、あと、これはいつになるのか、いろいろ文句ばかり言いよるから、多分、これはすばらしいんだろうと思って質問したいのは、10ページ、款2、項3、目1の戸籍住民基本台帳費。ここの中を見ますと、賃金つちゅうのがないんですね。だから、基本的に市民課窓口つちゅうのは、正規の職員さんでやっておられるということでしょうか。非常に、この付近では珍しいんじゃないかなと思って。この時点では非常に感心しておりますが、いかがでしょうか。

それと、もう一つで終わります。ちょっと固有名詞出して恐縮ですけども、下川係長が

やっておられるところの業務ですね、国際交流とか男女共同とか。これ、前に飛松議員が業務と人員と業務の関係で、大丈夫かっていう趣旨の質問をされたと思うんですけど、とりあえず知りたいのは、どういう業務を持ってあるのか、それを何人でしてあるのか。そこんところを教えてください。

以上です。

宮原信市民協働推進課長

まず、1点目でございます。

放課後子ども教室指導員謝金と放課後子ども教室運営委託料ということで、まず報償費につきましては、各センターで行っております放課後子ども教室の指導員、教えていただく方等も含めて指導員ということにしておりますけれども、そちらのほうの各センターで行います分の謝金ということになります。

それで、教室のもう一つ、運営委託料につきましては、まちづくり推進センターのほうでこの教室を運営しておるんですけれども、その中で支出しております、その運営教室を運営していく上で必要な経費等をそこの中から支出していくということになってございまして、それで、謝金のほうにつきましては、税の源泉等もございまして市民協働推進課のほうで支出をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

続けてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、2つ目でございます。

節19の県公民館連合会の負担金、それと出席負担金ということで、県公民館連合会等でさまざまな研修会ですとか総会等もそうなんですけれども、会議を開いていただいております、そちらのほうに出席をさせていただいております。

出席しておりますのは、市民協働推進課の職員及びまちづくり推進センターの職員でございます。

もう一つ、最後の御質問でございます。

先ほど、男女協働参画国際交流の会議でございますけど、どういった業務を行っているかという、（「何人で」と呼ぶ者あり）職員は2名でございます。係長ともう1人、（「名前はよかよ」と呼ぶ者あり）すいません、2名で業務を行っております。

まず、国際交流ということで、先ほども予算の中でも話が出てまいりましたけれども、ツァイツ市との交流、あと国際カフェ等の、鳥栖市にいらっしゃる外国人の方と地域の方々の交流等を行います国際カフェ等を行っております。

あと、男女共同参画につきましても、男女共同参画社会の推進ということで施策を進めて

おりまして、セミナーですとか講演会等を開かせていただいているということでございます。

あと、鳥栖市にいらっしゃる外国人の方で、生活者として鳥栖市にいらっしゃる外国人の方に対しまして、日本語教室というようなものも、今、試行という形なんですけど進めているところでございます。

以上でございます。(発言する者あり)

すいません、申しわけございません。あと、婚活の事業を行っております、そちらにつきましては、直接事業を行っているということではなく、事業者の方で、そういった婚活、例えば婚活パーティを開いていただけるような事業者の方を募集いたしまして、そちらのほうをそういった事業者ということで認証いたしまして、婚活の推進を図っているというふうなものもでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

あと1点は。

村山一成市民課長

3点目の御質問でございますが、市民課の職員につきましては、正規職員のみでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

そうしたら、ちょっと質問。まず、センター講師謝金のことで、指導員謝金のことで再度お尋ねしますけれども、これ、まち協それぞれに枠か何かあるんですか。ないのかあるのか。

それとか1,000円とか。ああ、なら枠と一緒に。それ、教えてください。

宮原信市民協働推進課長

こちらにつきまして、それぞれ8カ所につきましては、均等に金額の設定をいたしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございました。

ちょっと負担金のところで言いますと、県公民館連合会負担金ですね。本来、あるべき姿が生涯学習課だと思っておりますけど、それを、何とか事務委託とか、委託っちゅう形でそちらに来とるんでしょう。

だけど、全部投げて、実際されている方に、まち協なんかのセンター長さんとか、それか

ら職員さんとかが、多分役に立つような研修とか、そういうやつも結構あるから、実質的にはこれでいいと思いますけど、市民協働推進課から言えば、生涯学習課が自分たちの仕事ば忘れんごと、本来は生涯学習課の社会教育——社会教育法ちやまだありますよね。いろいろ言われていますけど、社会教育法ちゅうのはありますから、そういう視点もしっかり踏まえて、言うべきことは言う、言うて現場からの声を向こうに上げるとかね。いろいろあると思いますけど、そこら辺をお願いしておきます。

それから、やはり、さっき市民課の窓口は全部正規の職員でやっておられるっちゅうことを聞いて、特別方針か何かあるんですか。

村山一成市民課長

特別な方針はございませんが、これまで正規職員で業務を行ってまいりましたので、現時点では正規職員で業務を行うこととしております。

成富牧男委員

よその自治体が、委託とか派遣とか、安上がりにしていっている中で素晴らしいことだと思います。それを申し上げておきます。

それから、2名でって言うたら、多分申しわけないけど、その範囲でもっと、多分係長さんなんか、やりたいことがあると思うんですけど、2名ではちょっと厳しいかなと。

それとか、いろいろなんかがあったらね、もう、あと1名でやらんといかんしっていうような状況も出てくるし。これにつきましては、もう少し私自身も状況をお聞きして、さらに、また機会があったらいろいろ質問なりさせていただきたいと思っております。

終わりです。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

すいません、8ページのまちづくり推進センター講師謝礼ということなんですけど、これ、先ほど聞いてたら8まちセンあって、それぞれ、これも平等割っちゅうか、もう均等割でそれぞれお願いをされているということなんですか。

8ページの報償費、まちづくり推進センター、8番、まちづくり推進センター講師謝礼金のところなんですけど、これは、まちセンそれぞれに同じ金額で出されているのか。

まちセンから出てきて、そういうお願いがあった場合については、枠は関係なく出されているのかどうか。

宮原信市民協働推進課長

計画につきましては、均等に予算配分をしまして、ただ中身につきましては、それぞれの

まちづくり推進センターのほうで計画をさせていただいております。

金額につきましては、それぞれ均等に配分をしているところでございます。

古賀和仁委員

それで、この講師謝礼ということで、それぞれ何かの形で上限とかあるのか。1回につき幾らとか、何回までとか、そういうふうな規定はあるのかどうかですね。

それと、内容について、役所のほうからこれだけはやっていったらどうですかというふうな呼びかけとかされているのかどうか。

宮原信市民協働推進課長

上限は設けておりませんが、金額が決まっておりますので、その中で開催の回数ですとか種類ですとかっていうのの計画自体は、それぞれまちづくり推進センターのほうで計画をさせていただいておりますけれども、それぞれパソコン教室等につきましては、行っていただくようにはしているところでございます。

以上です。

あと、人権に関する講座につきましても実施をさせていただくようにしているところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

おおよそでいいんですけど、講師を呼ばれた場合、どのくらい参加されて、参加された方に対してアンケートとかいろいろされていると思うんですけど、そういうふうな中でどういう意見が出てきているのか、お尋ねをいたします。

宮原信市民協働推進課長

まず、開催の回数につきましては、平成29年度が770回、8カ所のまちセンで、開催回数といたしましては770回を計画しております。今年度30年度につきましては、さらにちょっと多くなりますが、1,000回ほどの計画をしているところでございます。

それと、参加していただいた人数につきましては……。

中川原豊志委員長

わかりますか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

参加の人数につきましては、まだ平成29年度が年度の途中でございますので、最終的な集計ができておりません。

すいません、ちょっとデータが古くなりますけれども、平成28年度の実績で申し上げますと、まちづくり推進センターのほうで主催しています講座教室の開催で、参加していただい

た人数は1万2,929人となっております。

以上でございます。

古賀和仁委員

ほかにいろいろ、まだやりたいと、まちセンのほうからも、講師を呼んで。それで、ぜひ予算等をお願いできないかというふうな要望等は上がっているのかどうかですね。お尋ねします。

宮原信市民協働推進課長

今は、ある程度の予算の枠がありまして、その中で計画を立てて実施をしていただいているところでございます。

中川原豊志委員長

要望的に上がっているかというのは。

宮原信市民協働推進課長

その枠を超えてということにつきましては、特に目玉といいますか、こうやりたいということでの交渉といいますか、要望につきましては、今のところこちらのほうには上がってきていない状況でございます。

古賀和仁委員

なぜかという、ちょっと講師を呼ぶ場合があんまり高いと呼べないのも事実で、ぜひこういう人を呼びたいとかちゅう意見というのが当然出てくると思う。

ただ、講師呼んで1人で来られればいいですけど、もう何人も連れてこられているっっちゃう場合は、結構費用がかかりますから、まちセンの中でもほかのメニューの中で、講師呼んでやられたまちセンもありますけれども。その中で、パソコン教室とかそういうの、結構回数が長いというか、5回とか6回とか、3カ月とか6カ月なんですけど、これ期間限定なんですよね、結構。

ずっと継続やなくて、ぼんとね、年間何カ月とか、その先っていうのはあんまり、特にパソコン教室というのは、お年寄りの方にも指先使うから、いろんなボケ封じも含めて、非常にいいというお話聞いていますので、これは、ぜひ継続的にできるならば、やれる状態をつくった方がいいんじゃないかと私思っていますので。ぜひそういうふうな形でできるところはやっていただきたいと。これは要望ですので、よろしくお願いします。

成富牧男委員

もう、終わろうと思ったんですけど、答弁の中でちょっと確認したいことがあったんで。

さっきの話では、講師謝金は、まち協それぞれに任せとるって、何か市の基準はないんですか。報償費だけかな、基準は。基準がないんでしょう、大体こういう人はこれだけぐらい

と。もちろん、例外もあっていいかもしれませんが。

宮原信市民協働推進課長

市の基準といえますか、こちらの予算を立てる上で、例えば大学教授だと幾らとか、そういった基準はございますので、そういったものを提示しながら、それぞれ計画を立てるときにその単価といえますか、ということで設定をしてはいただいているところがございますけれども、講師の方、地元の方等でお安く来ていただいているというようなこともあるところがございます。

以上です。

成富牧男委員

いずれにせよ、これさっきの話では、決裁のようなのは、役所のほうでされるんでしょう。そうじゃなかったかいな、さっきの話やったら。

宮原信市民協働推進課長

講師謝金につきましては、センターからこういった講座を実施したのでということでこちらのほうに連絡がございますので、こちらから、それぞれの講師の方にはお振り込みをさせていただきますというようにしてございます。

成富牧男委員

いや、私が言いたかったのは――違っとなら、違うですよって言ってくださいね。

さっき古賀議員への答弁で、基準は、なんかまちづくりセンターのほうに任せとるように聞こえたんで、そうじゃないですよ。報償費の基準とか、さっきちょっと言われた大学教授やったら何とかとかいうので決まっている。一応基準があるんじゃないですかという質問です。

宮原信市民協働推進課長

その目安につきましては、こちらから各センターのほうに話を、指示をしているところがございます。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

2つだけ質問させてください。

ちょっと、まちづくり推進センターの件が絡んでいるんで、8ページから、順不同ですけど行かせてもらいます。節13の委託料で、設計委託料の説明をされたと思うんですけど、すいません、これ早くてわからなかったんで、設計委託料の御説明をもう一回。ちょっと確認

を、説明をお願いします。

宮原信市民協働推進課長

こちらの設計委託料につきましては、若葉まちづくり推進センターと麓まちづくり推進センターの空調設備の改修が必要でございますので、その分の実施設計をさせていただきたいと考えておまして計上しております。

それと、田代まちづくり推進センター分館と基里まちづくり推進センター分館の放送設備を設置する必要がございますので、そちらのほうの工事の実施設計をするために委託料をこちらのほうに上げさせていただいているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ちょっと質問していいですか。この件なんですけど、これセンターの数で言えば4つありますよね。これは、まず、たまたまそういう必要に応じて出てきて、4つ重なったのか。それともため込んだのを一気に処理するのか。

例えば、今、センターの大規模改修とかもあった流れで、もうこの際全部やっしまおうかとか。その根拠を教えてください。

宮原信市民協働推進課長

まず、空調設備の改修工事につきましては、まだ稼働はやってはおりますけれども、ふぐあいが出る頻度が若干高くなってまいりましたので、そういったところが若葉及び麓ということで、今回2カ所出させていただいているところでございます。

あと、放送設備につきましても、こちらのほうが旧老人福祉センターということでの2つなんですけれども。

中の放送設備、館内放送の設備が必要ですよということで消防のほうからも指導があつておまして、その設置工事をするための、まず設計をさせていただきたいと考えておまして、こちらのほうに計上させていただいているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

これ設計、委託者っていうか設計される方はもう1カ所っていうか、お一人っていうか、どういう委託をされるんですか、これ。複数箇所あるんで。

宮原信市民協働推進課長

空調のほうと放送設備のほうは、それぞれ分けて委託のほうは出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

要は、古くなっているところも多いけん、多分がたがきているところもいろいろあって、それがたまっとるような状況で、今回それを必要に応じて直すということで受け取ったんですけど。

この流れがあって、9ページのちょっと上のほうを見ていただきたいんですけど、鳥栖まちづくり推進センターの通路工事に関しては工事請負費で上がってきているじゃないですか。ですから、これもそうした必要に応じた部分の中の1つから今回工事費に、もともとそういう必要性があるというのはわかっというて、まずは鳥栖まちづくり推進センターからっていうところになったんですか。工事費ですね、今度は。

宮原信市民協働推進課長

こちらにつきましては、昨年度の鳥栖地区からの地区要望等で、鳥栖のまちづくり推進センターの本館と分館の行き来をスムーズに、円滑にするための通路の設置ということで要望がございまして、その要望に対応するための工事ということで、今回予算を計上させていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、多分、この流れで昨年度にその必要性があったと。

それで、今年度直しますという流れで、さっき聞いた8ページの4カ所については、今年度その必要性を酌み取って、その次の段階では工事に入っていくという流れになるかと思うんですよね。

そうしたらこれ、今、設計委託料としては110万円上がってきているんですけど、流れとしては、この工事をしていく費用をかけていくという考え方になると思うんですよ。

それで、これ、工事は4つ一遍にがぁんってやる感じですか。今後の流れといたしますか。

宮原信市民協働推進課長

今後のスケジュール、今後の工事につきましては、この設計等を見ながら、できるだけ早い時期には工事に着手したいと思っておりますけど、ちょっと時期については未定でございます。（「一気に、計画を立てて」と呼ぶ者あり）いや、そちらも、これからということになってまいります。

樋口伸一郎委員

ここは、当初予算には絡まないんですけど、例えば、ちょっと質問させてもらった経緯が、一気にやっ飛ばせば多分それなりに金額もかかるので、計画性を立てて順番にやっていくという方法が1つあると思うんですよね。

でも、それだと、本当に緊急性というか必要性があるところだと、対応ができるまでに時

間がかかっちゃうんで、結果、もう一つの選択肢としては、もう必要性はわかっとなるんで4つ一遍に金額をかけてやるっていう、2つの方法があると思うんですよ。計画的にやるか、一気にやるかですね。

ただ、質問させてもらったのは、なんか一遍に出てきているんで、大規模改修等が1回行われてそのあとに部分的に、なんかこごこごこごこ出てきても、そこに対応ができないというのはわかるんですけど、もう古い建物じゃないですか、センターそのものが。だから、この4つを一気にやったから、その後もまた都度都度壊れてくる場所とかあると思うんですよ。だから、これが足かせとかになって、もう、この前したじゃないですかと。

だから、もう今度、新しく改修が必要な場所は、ちょっと当面できませんとかいうふうにならないように、計画を立ててやるとか、これを一気にやるとかいうところを考えていただければなと思ひまして、とりあえず4つ上がった件についてはわかったんですけど、上げたからには多分工事絡めて考えていくことにはなると思うんで、そのあたりはもう今後、古い建物だということを想定しながらちょっと計画を立てていただければなと思っております。そこまででいいです。

それで、もう一点あるんです。

同じ8ページで——センターについては以上です、上のほうです。節19の、8ページの節19は1個しかないですね。負担金、補助及び交付金の中の、下から2番目の自治会活動費補助金、これ75町区分で合っていますかね。

75町区分のこの1,199万円の配分の仕方といいますか、例えば人口とか活動内容とかあると思うんですけど、75町分の、この分け方というか、そこを教えてくださいんですけど。

考え方もいいです。

宮原信市民協働推進課長

こちらの自治会活動費補助金につきましては、均等割といたしまして1町区当たり1万6,800円。それと、世帯割といたしまして1世帯当たり415円。それを合計した額がそれぞれの町区に対します補助金の額ということで算定をしております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

固定額と変動額があるということですね。

固定額であって、あと人口に対する四百幾らでしたかね、それがあって、結果、各町がいただける補助金は町ごとに違うということですね。そうしたら、これ、活動費の補助金になっているじゃないですか。だから、今の固定の分と人口割に対する金額はわかったんですけど

ど、活動そのもの、町々の活動そのものの状況把握とかはなされているのかなと思ひまして、そこ、いかがでしょうか。

宮原信市民協働推進課長

活動そのものの把握といいますか、それぞれどういった行事をつぶさにされておられるかというのは、こちらのほうで詳細までは把握をしていないところでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。

これが自治会補助金とか、仮に活動がなければ、さっきの御答弁でよかったんですけど、活動補助金ってせっかくついているので、なんで聞いているかという、今の分け方でいうと人口が多いところのほうが補助金の金額としては大きくなるわけですよ。

ただ、今、町そのものの人口だけで見れば、減っているところとか高齢者率がぐんと上がっているところとかいっぱいあって、実際、活動そのもので見たときは、人口は少ないんだけれども、負担がかかっているとか、すごい大変とか、もう渋々やっているとか、汗かきながらやっているとか、いろいろあると思うんですよ。

ただ、75町区分の活動の状況、全部一気に把握するのはほぼ不可能に近いと思うんで、要は町の声を少しでも拾い上げて、必要に応じて、本当に苦しい町とかがわかれば、その辺を検討要素に入れるっていうところも必要じゃないかなと思っているんですけど。そのあたりの考えはいかがでしょう。

宮原信市民協働推進課長

こちらの補助金につきましては、自治会の中での活動の一部を補助させていただくということで、会議費ですとか保険料ですとか、事務費というのを対象にいたしているところでございます。

それで、それぞれの自治会の活動、今のところ個別に市民協働推進課のほうで把握するところところはちょっと難しいかとは考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

最後です。

これなんか、使途としては国でいう交付金に近いような、補助をしたところの町区に大体判断を任せて、活用されているっていうところかと思うんですよ。

ただ、やっぱり、人口が多いところもそれなりに、大変な活動とかをされていると思うんですけど、減少しとる町とか、苦しんでいるような町とかがわかれば、そこをまず検討されてみるっていうところもあっていいのかなと思ひまして、ここは意見でとどめさせていただきます。

以上で終わります。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

答弁はよろしいですね。(「もういいです。これは意見で大丈夫です」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。何か話したいことありますか。ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本日の日程は、まだ終了はしておりません。

引き続きいきますか、と思いましたが、本日はこの程度にとどめ、残余については19日に続行したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、本日の委員会はこの程度にとどめて、残りは19日に続行します。よろしくお願いいたします。



中川原豊志委員長

本日はこれで散会します。

午後 5 時56分散会

平成30年 3 月 19 日 (月)

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

市 民 環 境 部 長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 下川 有美

市 民 課 長 村山 一成

市 民 課 整 備 係 長 原 隆士

市 民 課 市 民 係 長 大石 昌平

国 保 年 金 課 長 吉田 秀利

国保年金課長補佐兼健康保険係長 古賀 友子

国保年金課年金保険係長 山内 一哲

税 務 課 長 青木 博美

税 務 課 管 理 収 納 係 長 豊増 裕規

税 務 課 市 民 税 係 長 榎 浩喜

税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長 佐々木利博

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 榎原 聖二

環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 竹下 徹

環 境 対 策 課 担 当 係 長 野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

市民環境部関係議案審査

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第10号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第3号 鳥栖市地域環境整備基金条例

議案甲第5号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第4号 鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

陳 情

陳 情第4号 「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本政策の策定および固定資産税の特例措置に関する要望書

[説明、質疑]

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時 58 分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

本日は、16日に引き続き市民環境部関係の議案の質疑を行います。

議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算、市民環境部関係の委員会資料11ページ、款 3 民生費以降のところから質疑をお願いします。11ページの上から、款 3 社会福祉費の項目から以降、引き続き款 4 の衛生費も含めて、お願いをします。

成富牧男委員

衛生費の分ですね。

15ページの目 3 し尿処理費の13委託料のところの一番下。し尿等下水道投入施設整備委託料、主要事項、ページ13と書いてあるけど。これ、別な資料もいただきましたけれども、幾つかお尋ねをします。

まとめてお尋ねをしますが、いただいた資料 3 の①の施設概要のところの処理人口にし尿 4,485人、浄化槽2,810人、平成28年度一般廃棄物処理実態調査によるというふうに書いてありますけれども、お尋ねしたいのは、下水道ができれば3年以内につながらないかんになっていきますよね。

しかし、実態としては、こんなに4,485人あるわけですね。それから浄化槽もあるわけですね。

それで、この処理人口がこれまでどういうふうに推移してきているのか、これまで、そしてこれから。このし尿と浄化槽の推移ですね、これを教えてください。

そして、これ人数だけじゃなくて、例えば世帯数となるとまた異なるのかなと思って。世帯数、それから、量でもわかれば。

まず今後の推移。これまで、これから、推移をお答えください。

それと、2つ目の質問は、これをやることによって、し尿くみ取りの人とか、浄化槽の人とか、新たな負担増にならないのかというのが2つ目。

それと、そもそもし尿くみ取り料金の設定は、私の理解では、鳥栖市の場合は環境開発総合センターが許可業者としてやっているの、市が直接料金に関与できないふうになっていると思いますが、料金の設定のところもあわせて教えてください。

以上 3 点です。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

し尿と浄化槽汚泥の収集量の推移なんですけれども、今持っているのが平成24年度からの

実績なんですけれども、平成24年度で言いますと、1日当たりの収集量が、浄化槽汚泥が11.8キロリットル、それからし尿くみ取り量が15.1キロリットルということで、26.9キロリットルですね、1リットル当たり。

それで、これが平成35年度、10年後の平成35年度には、浄化槽汚泥の数量が6.6キロリットル、それからし尿くみ取り数量が10.4キロリットルということで、合わせて17キロリットル程度ということで、下水道の普及がかなり進んでいますので、今後し尿のくみ取りっていうのは減る傾向にはありますけど、一定程度は下水道の普及が進んでいるということで、減少率っていういますか、減り方としては若干緩やかになってくるのではないかと考えております。

それから、下水道の普及率なんですけれども、これは下水道局のほうからいただいた資料で、平成28年度末の普及人口が7万932人ということで、人口普及率としては97.8%。それから、水洗化率としては91.4%ということをお伺っております。

こちらのほうの推計としては、ちょっといただいておりませんが、下水道の普及率もわずかながらですけど、徐々にふえていくものと考えております。

普及のこれまでの経過と将来の推計については以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

2番目の、新たな負担ということでございますけれども、これについては、利用者の方に対する負担はございません。

それと、3点目の手数料の関係でございます。これについては、鳥栖市の手数料条例にもし尿くみ取り料としてキロリットル当たりということで載せさせていただいておりますけれども、一応これは目安になっておまして、実際には、鳥栖環境開発総合センター1社が許可業者としてくみ取りの処理をしておるということでございます。

それについては、ある程度、県内の手数料関係も参考にしながら、鳥栖環境開発総合センターの方のほうで決められておるという状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

3番目のほうに関心が移っていきそうな話ですけど、それはちょっと議案外になります、だんだんやってきますので。

今、聞きますと、ちょっとわからなかったのが、下水道の普及によりし尿の人口なり、その量が、くみ取り量が緩やかになっていくうちゅうに言いんしゃったかいな。それ、どういう意味ですかね。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

下水道が普及することによって、し尿及び浄化槽汚泥の減少はこれまでどんどん進んできたんですけども、今、90%を超える水洗化率っちゅうことで、今後接続されていく世帯が今までのようにはふえていかないということで、今までのようなし尿の減り方はしないというふうに考えていまして、徐々に減っていくというふうに推計をしているということでございます。

成富牧男委員

今までのようには、ある意味そうだと思いますが、実際これ、本来下水道に聞く話かもしれませんが、もし聞いてあったら——当然聞いていないと、話にならないと私は思いますけど——大体、し尿を本来つながないかんにつないでおられない方というのは、どういう世帯のイメージなんですかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

3年以内ということで委員おっしゃられましたけれども、つないでいただくというのが本来でございます。

しかしながら、やはり老夫婦であったりとか、ひとり暮らしのお年寄りだったりとか、やはり次の世代のときにそうした水洗化をやるということで、まだ自分の時代についてなかなかやれないという方。

あと、やはり生活困窮といいますか、そういう方たちっていうのは、水洗化工事というものがなかなかできないということで、そうした方については、今のところまだし尿のくみ取りというふうなことで処理をしておるのが状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

高齢世帯が多いとですかね。その次の世代という意味がよくわからん。そこんところの意味を。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

もう、建物が古いとか、だから次の建てかえのときとかに、水洗化も含めて工事を行うというような意味でございます。

成富牧男委員

ということは、やはり、必ずしもさっき答弁では余り、絶対的にはふえんのでしょけれども、減らない、率的にはそうかもしれませんが、結局今までし尿だったところが、もうし尿でなくなるっていう部分ですよ、今言われたのは。世代交代してやるとかいうのはね。

それから、中には、もうそれこそ空き家になる、そういうところも出てくるんじゃないかと思うんですけど、今回の、いわゆる費用対効果については、さっきちょっと始まる前に聞

いていましたけど、この施設が大体どれぐらいまで耐用年数を考えてあるのか。費用対効果みたいところはどういうふうな計算してあるのか。

細かい数字を言えということではないんで。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

これを建設するに当たりましては、現施設を建てかえる場合、現施設を補修しながら行く場合と、あとはほかの町とかの、ほかがやっている施設にお願いする場合とか、幾つかパターンを決めて、実際シミュレーションして大体経費とかのコストの部分での比較をしております。

そうした中で、今回し尿と下水道浄化センターが隣接しているということもありまして、そちらにそうしたし尿投入施設というのを建設してするのがベストだというふうなことになりました。

し尿投入施設自体の耐用年数というのは、ちょっとわかりませんが、し尿処理施設については、全国的な例は、20年ぐらいから建てかえ更新が始まっております。古いものであれば、40年ぐらいもありますけれども、やはりそうした場合には補修費がかなりかかっておるといのが状況でございます。うちの場合が、33年ほどかかりまして、機能精密検査というのを、これを検討する前にやっております。

それで、各機械について詳細に委託をして調べてもらっておりまして、それでもやはり、もう、いつ故障してもおかしくないような設備が多くあるというようなことで、私どもとしては、次の処理の仕方として、今回の浄化センターの処理をするような施設を考えたということでございます。

以上です。

成富牧男委員

私、今のそのまま使えんかっていう意味で質問したというよりも、今度できるやつが、やはり今後の量、浄化槽のくみ取り量なり、そこら辺の数字をぜひ再度精査していただいて、再度っちゅうか、設計に入るときには精査していただいて、量に見合った適正な規模になるように再度やっていただきたいなど。

こんぐらいしかないのに、こんぐらいの大きな規模の施設ってということにならないようにっていう意味で申し上げました。

よろしく……、もし、ちょっと答弁があれば。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、私どもそのあたりについては、十分注意をしながらということでは思っております。

しかしながら、2年後に今のところ建設、稼働するというようなことではございまして、現

実的には今出ている、日量当たり20キロリットルという数字的なものはやはり処理をしていかななくてはいけないということがございますので、それに見合った分の、今回はもう一番それに見合った分での施設だというふうに理解をしております。

以上です。

成富牧男委員

それで、最後の料金の問題については、ぜひ、しっかり監視っていうか、意思疎通をしていっていただきたいなと思います。

以上です。

古賀和仁委員

下水化率97.8%って、あと2%はまだ本管通ってないと。それで、対象となる世帯ってどのくらいあるんですか。まだ下水の本管が通ってない地域の世帯数、わかりますか。

中川原豊志委員長

環境のほうでわかりますか。下水道のほうに確認せんと。(「それはちょっとわからんです」と呼ぶ者あり)

古賀和仁委員

そういうところは、いわゆる合併浄化槽とか、そういうのを全て設置するということであるのかどうかですね。現状としてどうなのか。そのまま、くみ取りとして対応されているのかとか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、合併処理浄化槽をつけられているところもありますし、くみ取りというところもあるということで、私どものところも、今、くみ取りが1,400とか、そういう数字で、1,200とか。毎月のくみ取りは1,200ぐらいということで、実績が上がっております、1,200世帯と。そのうちの、合併処理浄化槽が300世帯ぐらいですね。それぐらいが合併処理浄化槽をつけられているところというようなことで、それが、下水道の通ってないところと通っているところとあるということでございます。

古賀和仁委員

基本的には、つけてもつけなくても構わないという感じで対応されているのか、ぜひつけてくださいとか合併浄化槽を積極的にやってくださいとか、そういうふうなお勧めはやられているのかどうかですね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

合併処理浄化槽をつけてくださいというのは、ちょっと下水道のほうでされていますので、その辺のあたりは、詳しいところはわかりませんが、下水道への接続については働き

かけをされておると思います。

以上です。

中川原豊志委員長

環境対策課のほうでわかる範囲で質問をお願いします。下水道は。

古賀和仁委員

それで、市の施設の中で、実際につなげない部分もあるんですよね。そういうところは、今後どういうふうな対応ということになるんですか。

中川原豊志委員長

下水道事業に対する分であれば、下水道のほうで。だから、環境対策課のほうでお答えできる範囲であれば。できますか。（「できないかな。できない」と呼ぶ者あり）

し尿施設を下水道につないでくださいっていう。（発言する者あり）

休憩します。

午前10時16分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前10時25分開議

中川原豊志委員長

再開します。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今、市の施設については、こちらも資料がございませんので、それは今後お調べして、また御説明をしたいと思っております。

中川原豊志委員長

ほかの項目でございましたら。

藤田昌隆委員

13ページの斎場費、委託料2,004万1,000円、この施設運營業務委託料、これJAコスモだと思んですが、3月31日をもってコスモが、合併っていうか、違う会社になりますよね。

それで、例えば契約の見直しをするのか。基本的に違う会社なるわけですからね。社名が変わるということは違う会社になると。しかも、合併ですから。

それで、契約をそのまま継続してするのか、もう一回契約の見直し、それから再見積もり

を取るのか、それについて答弁をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今、契約関係のほうで確認を、庁内のほうでいたしまして、今の3年契約というのは、そのまま継続してできるということで考えております。

それで、その後となりますと、今度新しい条件といいますか、今まで本店があったということで随契をやっておりますけれども、今度は支店ということになりますので、次、3年後の更新というときには、そこら辺の指名の関係の条件とかは変わってくるかと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員

いやいや、私が言っているのは、違う会社になるから、コスモじゃなくて違う会社でしょう、今度合併するわけですから。だから、いや、今まで3年間してましたけどって、だからそのまま継続でいいんですか。そういう事例ありますか、ほかに。

例えば、きのうまでは藤田会社やったところがね、違う社名になった。業務内容とかね、全て変わるわけですよ、変わるでしょう。

資本金だって従業員の数だって、それから事業体系・形態、いろんなものが変わってくるわけですから、いや、3年間いままでしてましたから、それでいいですか。

じゃなくて、きちんとその辺を一回精査した上で、継続するならば、きちんとしたもう一回契約書の取り交わしはすべきだと思うんですけどね。いかがですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

新しい会社のほうで定款上、そういうふうな業務といいますか、斎場の管理業務とか、そういうものがついておれば、そのまま承継企業というふうなことで、コスモが今度継承されたのが、新しくJAセレモニーさがということで考えていいというふうに理解をしております。

藤田昌隆委員

ということは、そのまま継続してやるということですね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

そのとおりでございます。

藤田昌隆委員

次、14ページ。これも委託料、一番下の塵芥収集運搬委託料、これ五、六年前に今1社でされてたという中で、これ陳情もたしかあったと思うんですが、鳥栖市内を1社で対応するのはいかなものかということで手を挙げられたところありましたよね。

ちょっと私すいません、勉強不足で申しわけないんですが、現在は1社なのかどうか。それからあと、今後2社とか3社でやっていくつもりがあるのか。そこをちょっとお尋ねします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

塵芥収集につきましては、鳥栖環境開発総合センター1社でお願いをしております。鳥栖市からの委託業者ということで1社で随契をしておるのが状況でございます。

じゃあ、それを分けるかというふうなお話、そちらについては、現在もちょっと検討させていただいております。

状況といたしましては、なかなか、今の1社体制を分けるということは、ちょっと今のところ難しいのではないかとこのように思っております。

1つは、今の会社が適正に、円滑に処理を実際やっておると。そういう状況の中で、違う会社まで参入させるかという問題とか、人員的な体制が今の会社でとっておられる中で、新たに入れることによってその競争をわざわざ生む必要があるのかとか。

私どもとしては、安定かつ円滑にごみの収集ができるような体制であることが最善といたしますか、そこを目指さなくちゃいけないということでございまして、そうしたことによって不適正なごみ処理がされるとか、競争によってそうしたものが発生するとか、そういうふうなことになってはいけないということで、現在のところでは、今特に問題なく、支障なくやっておりますので、今の体制自体は今後も継続してやっていただきたいというふうに思っております。

それについての整理もさせていただいて、どういうことで位置づけるかというのは、また今後、調査、研究をさせていただきまして、そのあとまたいろんな意味ではお答えをできるような形でもっていきたいというふうに思っております。

以上です。

藤田昌隆委員

いや、私が言っているのは、その1社独占でいいのかというのが1つと、それから、こういう経費ですよね、委託料の見直しとか。その辺は、1社独占だと、もう何年続けているんですか、これ、ずっとここで。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ほぼ市制始まって、ずっとでございます。市制施行以来ということで思っております。

最初から塵芥についてはこちらの――合併とかもあったと思いますけれども、その中で最終的に鳥栖環境開発総合センターのほうでずっとやっていただいていると。（「何年ですか」と呼ぶ者あり）50年以上だというふうに思っております。

藤田昌隆委員

いや、安定したごみの収集は当然せないかん。これはもちろんですけどね。

しかし、安定しているからといって、例えば人件費が上がったり下がったりね、こういう経費、当然、人口もふえているんで経費が上がってきていると思うんですが、しかし、ずっと随意契約で、更新、更新でされていたら、ふぐあいも出てきやせんかなって。

だから、特に委託料の部分も、きちんとね、きっちりとやっていただかないと1社独占のマイナス面が大きく出るんじゃないかという心配をしております。

そういうことで、5年前ぐらいにあるところが手を挙げられて、1社独占はおかしいという声もありましたね、たしか。そういう中で、ちょっと私も久しぶりに来られましたんで、今どうなっているのかなという疑問で質問をいたしました。

ぜひ、これはお願いします。長ければ長いほど、やっぱりきちんと、お互いなあなあ関係にならんように、一つよろしくお願いします。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと関連で質問しますけど、今、言われた分の委託料の推移っていうか、どういうふうにこの数年なっているのか。

それからあとは、それこそ、私が質問したころにはなかなか正規の社員じゃなくて、アルバイトとかそういう方たちが結構車に乗ってあって、その人たちの分の人件費の取り扱いは、委託料を考えられるときにどうなっているのかとかいう質問もしたことありますけど、実態としては、今どんな感じで委託料は決められているんですか。

さっき言った、最近の金額の推移と委託料の決め方を改めてお尋ねします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

委託料につきましては、見積もりを取りまして、うちのほうで設計書を作成するというところでございます。

中身は、人件費とか車両費であったりとか、燃料費であったりとか福利厚生費とかそういうものを積み上げた中での現在、委託料設計をしております。

そうした設計のやり方でやっておりまして、「推移」と呼ぶ者あり）推移については、ここ数年は変わっておりません。

今年度になって、100万円ほど人件費の分ということでふえておるということでございます。「下がった」と呼ぶ者あり）147万円は、平成30年度から、当初でふやさせていただいておるということでございます。

成富牧男委員

その人件費のふえた理由は、全体……。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

収集箇所が、やはり現在アパート等でふえておるということでございまして、そういったことで、当然、その分負担がかかるといいますか、回るところが多くなるというようなことでふやしておるということでございます。

成富牧男委員

どげんですかね、数年前は、私たちにもさせてくれっていう声があったって言われていますけど、現在は、もう全くそういう声はないのですか。

それとも、いや、それに値するような業者さんがおらんもんねっちゅう話なのか、そこんところ。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今は、直接的に私どものほうに、そうしたお声をいただくのは、今はあっておりません。

しかし、潜在的には、そういうのは耳に入っておるということでございます。

以上です。

成富牧男委員

藤田議員が言われたように、やっぱりずっと随契でっていうのは本来いかなものかと、私もそう思います。

それで、ぜひこれについては、あれでしょう、もう今は積み上げじゃなくて、今までのうちの、今まで……、前年どおりとか前年度比、0.何%増とか、減とかそんな感じ。積み上げでやっておられるんでしょうか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

本来であれば、人件費のベースアップとか、いろんな問題があろうかと思えます。

しかしながら、今のところはそうした前年並みの人件費であったりとか、車両費であったりとかっていうことでお願いをしておる状態でございます。

以上です。

成富牧男委員

お願いしとるっちゅうか、今のはあれですか、本当はもうちよっとかかるばってん、抑えでもろうとっとかいう意味ですか。

いや、積み上げをやればね、具体的に出てこうし、それとあと1つは、さっき言ったハローワークのやつ。最近は、ごめんばってん見とらんとばってん、結構募集がかかっとなったっちゃんね、ハローワークに。その環境開発さんの、運搬車に乗る、何時間ぐらいんとで。

だから、私は、もともとはそういう短時間のアルバイトみたいなのが、学生アルバイトも

含めてね、そういうのが実態としてあるんじゃないかって今でも思っているんですけど、そういうやつを、どういうふうに単価計算、人件費の中で計算してあるかっていうことなんですけど。

それで、さっき言った積み上げ方式で今やられているんですかっちゅう話をしたんですけどね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

最初のお願いというのは、委託をお願いしているということでございます。

それと、人件費といいますか、人員については、基本的には正社員の方で行っておられるというのはお聞きをしております。

ただ、スポット的に、やはりいろんなお休みがあったりとか、病気だったりとかっていうことがありますんで、そうした場合には、例えば経験がある方とか、そういう方をお願いする場合はあろうかと思えますけれども、基本的には社員の方でお願いしておると。

うちとしては、全体的な考え方としては、積算はそういうふうなことでやりますけれども、最終的な委託料ってというのは、当然、その業務を委託しているということでございまして、業務を適正に、安定的にやっていただければ、私どもとしては、その委託料としてはそれに見合った額であろうというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

だから、今、最後のほうに言われたのは基本的な考え方として、私もわかります、委託料っちゅうのはそういうもんだってというのは。

だけど、やはり積算そのものが、正社員というふうになっとるけれども、実はそうじゃなかったとかありやせんかっていう疑念があるのでお尋ねしましたけど、また別の機会に。

それと、もう続けて要望を申し上げますと、このごろなんか、ちょっとおくらせていませんか、ごみの収集が。

8時半までにとか、例えば、うちの近くやったら、8時半までにとかいうのが、ちょっとおくれとるようですので、そこら辺を、帰って、もう違うよっていうなら時間を、8時半を9時にしてもらおうとか、今の全体の総点検っちゅうか、時間がちゃんと予告どおりなっとるのかどうか、最近ごみのあれが回りよったよね。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ごみ収集に当たりましては、私どもが御案内を申し上げているのは、もう午前8時に出してくださいと。それで、8時半とかっていうのは、自分の経験則としてその家庭が置いて

おられるだけであって。

うちとしては、8時までに出していただいてそれを、いろんな交通事情とか天候であったりとか、事故であったりとかありますんで、私どもは、8時までに出していただいた分については責任を持って回収、午前中の間に回収するというだけであります。

それぞれの地区で何時というのは決めていないということでございますんで、午前8時までに出していただくというふうにお願いをしております。

以上です。

成富牧男委員

すいません、そうしたら私の勘違いですので、その回収時間があるっていうふうに、ちょっと勘違いしとったね。

牧瀬昭子委員

先ほどの、ごみの件なんですけれども、資源物の分別コンテナ収集運搬委託費にかかわることなのかなと思うんですが、ちょっと弥生が丘の方に言われたのが、月に1回しか土曜日に収集の日がなくて、すごく困っているということで、一度お話があったそうなんですよね。

そしたら、予算がないからできませんということで、断られたということで、今月だったと思うんですけど、ごみの収集が来ていたので月に2回、うちの地域では月に2回あったんですけど、弥生が丘では月に1回やったように見まして、またことしもそうなのかなというのがあって。

ぜひ、ふやしていただけないかということをおっしゃったんですが、そのあたりどうでしょうか。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

資源物のコンテナ収集につきましては、地元の自治会のほうとお話をさせていただいて、月に1回もしくは2回ということで収集を行っております。

ですから、予算がないからっていうことでお断りしたことはないと思いますけれども、地元のほうから月2回にしてほしいという御要望があればそれに対応することはできます。

以上です。

牧瀬昭子委員

地元の方にそのようにお伝えしといたらいいということでよろしいですか。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

まずは地元の、自分のお住いの地区の区長さんに相談していただいて、その区の中で決定をしていただければ、区長さんを通してうちのほうに御依頼していただければ、月2回ということは可能と思っております。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

収集についてでございますけれども、やはり月2回になると今度立番が2回になるということもございまして、皆さんがそうしたことでいいということであれば、それはいいかと思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、御質問ございますか。

古賀和仁委員

13ページの斎場の予算のところなんですけど、ここの稼働時間というのは何時から何時までで、1日大体どのくらいまで対応できるのか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今、火葬については、一応時間の枠を設けております。午前中でありまして9時、10時、11時、12時。それと、午後が1時、2時、3時、3時半、8枠設けておりまして、その中で御利用いただくように、前日の5時までに申し込みをしていただくようお願いをしております。

以上です。

古賀和仁委員

午前中の火葬というのは、なかなか、葬儀の関係もあって難しいところがあると思うんですよね、業者にとっては。

それで、よくお聞きするのは、同じ時間帯に重なった場合は、なかなかできないと。同じ時間帯で大体幾つぐらいの対応ができるのか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じ時間帯のお申し込みはいただいていないということございまして、その1時間はどうしてもずれずれるような形となっております。

だから、同じ3時の希望をされると、もう3時半か2時のどちらかをお願いをしておるといのが今の状態でございます。

古賀和仁委員

同じ時間帯というのは、もう一つだけということなんですか。例えば、2つも3つもってというのはできないということなんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

そのとおりでございます。時間枠は1つに1体ということで、1件ということになってお

ります。

古賀和仁委員

それ、なんか理由があるわけですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

職員体制と、あとは、前は同じ時間ということでもかなり時間がずれたりとかして、同じ時間帯でずっと集中したりとかしてますんで、ある程度、午後は午後の中で整理をさせていただいたといいますか、効率的にできるようにということでやっております。

古賀和仁委員

炉というのは大体幾つ稼働できるのか、可能なのかですね。

幾つあるのか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

炉については4炉ございます。

そのうちの1つが大型炉と、ちょっと大き目の方が火葬できるような炉になっております。

古賀和仁委員

なんで、こういう質問しているかと申しますと、申し込んでも、同じような時間帯、炉は幾つあっても、なかなか利用できないということで、本来1つ使えば火を入れてね、次出すまで何時間かかかると思うんですけど。その日にできない場合があると、時間帯からして。

例えば、3時、3時半までということで、大体、葬式というのは11時ぐらいから1時、2時までぐらいというのがね、普通のやり方です。

それに合わせてやっていくというならば、やっぱり利用者からするともう少し時間をずらしてでもやってもらえないだろうかというふうな意見が出てまして、それについては、何らかの対応、できるのかできないのか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

基本的には、あいている枠の時間帯を御予約いただくと。

現実的には少しおくれたりとか、少し早まったりとかってというのはありますんで、その分についての御対応はいたしておるということでございます。

だから、原則は原則として、枠としてはどこかに入れていただくというのが、もう基本でございまして。

古賀和仁委員

炉が4つあるということは、4つ稼働するっちゃうのは可能なんですか。時間を少しずらずらせばできるのかできないのか。人員体制が無理だからだめですよというふうなのか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それぞれにつけるような人員がいれば、それは絶対できないというわけじゃないです。そいけん、大幅な増員とかすればできないことはないと思います。

ただ、1日の間の1時間に全部集中するとか、非常に非効率っていうふうな分も、人はその一時期に集中して配置しなくちゃいけないですけども、後の時間は誰も火葬がないとか、そういうふうな非効率な部分があります。

それと、炉については、1回炉を使うと何時間か冷まさなくちゃいけないとか、いろんな問題も、技術的な問題も多少はあろうかと思っております。

以上です。

古賀和仁委員

今後、時間帯も含めて、何らかの対応をしたほうがいいんじゃないかという考えはあるのか。

市民の皆さんからなかなか使いづらいという、使いづらいという言い方はおかしいけど、最終的な火葬をするところですけども。何らかの対応をしてもらえんやろかというふうな意見というのは入ってないんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

年1回、私ども斎場の年度初めに、斎場と私ども環境対策課と、あと市内近隣の葬儀社と連絡協議会というのをして、その中でいろんな御意見を、葬儀社のほうからもいろんな利用者の方の意見とかを、酌み取った分を私どもと一緒に話をする機会を設けております。

その中で、若干の時間的なものもありますけれども、大きく、それじゃだめだというような御意見はちょっといただいておりません。

それで、今のところはそうしたことで、今の体制を続けたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ちょっと、同じ関連で教えてください。

今、さっき8枠っておっしゃったですかね。

それで、ぱっぱぱつと、10時、11時、12時、それで13時、14時みたいに言われてたんですけど、時間ばもう一回教えてもらえませんか。

8時って言うたら入るかなと思ってやったんですけど。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

多分、枠が9時、10時、11時、11時半、そこで11時半なって、次が12時、1時、2時、3時、3時半です。(発言する者あり)

樋口伸一郎委員

ちゅうことは、1時間ずつって説明の中で、おおむね1時間ずつ、準備とか掃除とか、いろいろの絡みで1時間ずつっていうふうに聞いてたんですよ。

それで、効率で言えば、それば仮に効率を上げるという考えたときに、30分ピッチという考え方ができるのかなあと思ってですね、30分のところがあるわけですよ。だけん、マックスで効率ば上げるなら、30分刻みちゅうのが可能なのかなあと思ったんで。ちょっと、そこだけ教えてもらおうかと思ってでした。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

1炉で、1日に焼ける回数というのは2回になってますので、どうしても4炉体制ですの
で、1日8体が限界なんですよ。

それを、1日で平均的に割っていくと、今のような時間割になってくるとい
ことで、これを今以上に詰めたりすると、また効率が悪くなってくるとい
ことが出てくると思います。

樋口伸一郎委員

これ、質問じゃないですけど、その30分のところあるじゃないですか。

11時、11時半とか15時、15時半、結構無理されとるちゅうことですね、逆に。

ゆったり行ければゆったり行きたいですけど、8体燃やさやんとじゃない
ですけど、8体分があるけん、そこ詰め込んだような感じですね。これ、よか
です。間違っと思ったら教えてもらおうかと思うんですけど。

中川原豊志委員長

よろしいですね。

ほか、何か御質問ございましたら。

ほかの項目で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

最後、債務負担行為等もよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

休憩します。

午前10時55分休憩

oo

次に、歳出の変更内容につきまして、その下の表になりますが、左側の平成29年度当初予算費目の中で、款3 後期高齢者支援金、款4 前期高齢者納付金、款5 老人保健拠出金及び款6 介護納付金につきましては、県全体での支出となり、市町の特別会計からは廃止となります。

次の、款7 共同事業拠出金につきましては、平成30年度からは県で統一されることから、高額医療費共同事業及び保険財政共同事業が廃止され、一部その他の共同事業のみが残ることとなります。平成30年度からは、新たに国民健康保険事業費納付金が新設されます。この国民健康保険事業費納付金は、県全体で国保運営に必要な財源を県内の市町が負担するものでございます。

以上で、この部分についての説明を終わります。

引き続き、厚生常任委員会資料の特別会計の分をお願いいたします。

歳入でございます。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税の目1 一般被保険者国民健康保険税及び次の目2 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年分と滞納繰越分につきまして、それぞれ見込み額を計上いたしております。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 総務手数料のうち、節2 督促手数料につきましては、保険税の収納に係る督促手数料を計上いたしております。

款3 国庫支出金、項1 補助金、目1 災害補助特例補助金につきましては、災害等が発生した場合に補助金を受けるものであり、当初1,000円の頭出しをいたしております。

財政調整交付金につきましては、制度改革に伴い、県より交付されることとなっており、廃止となっております。

次に、昨年度まで国庫負担金で計上しておりました療養給付費負担金と、高額医療費共同事業負担金につきましては、制度改革に伴い、廃止となっております。

その下の特定健康診査等負担金につきましては、制度改革に伴い、国の負担分3分の1、県の負担分3分の1を合算した3分の2を県から交付されることとなり、国の負担金は廃止となっております。

次に、款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費など、保険給付費の支給に必要な経費を県から受け入れるものでございます。

節2 特別交付金は、保険者努力支援制度交付金、特別調整交付金、県繰入金（2号分）及び特定健康診査等負担金がそれぞれ実態に応じ交付されるものでございます。

財政調整交付金につきましては、制度改革に伴い廃止となっております。

款4 県支出金の高額医療費共同事業負担金と、特定健康診査等負担金につきましては、制度改革に伴い廃止となっております。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や物件費に係る繰り入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を、県4分の3、市4分の1の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、1子につき42万円を給付する出産育児一時金の費用のうち、3分の2を一般会計から繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者数、病床数、高齢者数などの特別な事情により、国の財政措置が講じられる財政安定化支援事業繰入金の繰り入れでございます。

款8 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料のうち、目1 一般被保険者延滞金及び目3 退職被保険者等延滞金につきましては、当初見込み額を計上いたしております。

項3 雑入のうち、目2 一般被保険者第三者納付金及び目3 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為による保険給付の請求に伴う損賠償の当初見込み額を計上いたしております。

目6 雑入につきましては、特定健康診査に伴う自己負担分などの当初見込み額を計上いたしております。

次の療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び次の共同事業交付金につきましては、制度改革に伴い廃止となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

次、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、節2 給料から節4 共済費につきましては、国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

節9 旅費から節12 役務費につきましては、それぞれ国保業務に係る経費を見込みにより計上いたしております。

節13 委託料のうち、システム改修委託料につきましては、広域化に対応するための改修に要する経費でございます。

第三者行為求償事務委託料及び共同電算処理業務委託料は、第三者行為による求償事務、レセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理など業務を国保連合会に委託しているものでございます。

次に、目2 連合会負担金につきましては、県内の市町が加入する佐賀県国保連合会の運営

経費に対する鳥栖市の負担金でございます。

次に目 3 医療費適正化特別対策事業費のうち、節12役務費につきましては、国保連合会で対応するレセプト点検処理、縦覧点検などの2次点検に係る手数料でございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費のうち、節 4 共済費及び節 7 賃金は、国保税の滞納整理に従事する国保税滞納整理補助員の社会保険料及び賃金でございます。

節 9 旅費から節12役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知などの国保税の賦課徴収に係る事務処理経費でございます。

節28繰出金につきましては、国保税の収納等に係る経費等について、滞納整理システム関連経費を一般会計に繰り出すものでございます。

項 3 運営協議会費につきましては、鳥栖市の国民健康保険運営に関する協議会の運営経費でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費のうち、目 1 一般被保険者療養給付費及び節 2 退職被保険者等療養給付費につきましては、医療費のうち、保険者が支払う現物給付の療養給付費でございます。

目 3 一般被保険者療養給付費及び目 4 退職被保険者等療養費につきましては、市が認めた柔道整復施術や、治療用具の経費などに対し、保険税から支払う現金給付の療養費でございます。

目 5 審査支払い手数料につきましては、レセプト等に対する1次審査や医療機関への支払い事務の代行に対する国保連合会への手数料でございます。

次に、項 2 高額療養費のうち、節 1 一般被保険者高額療養費及び目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては、1カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の額、限度額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。

目 3 一般被保険者高額介護合算療養費及び目 4 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定を超えた場合に、その超えた金額を支給するものでございます。

項 4 出産育児諸費は、1子につき42万円を支給するものでございます。

項 5 葬祭諸費は、被保険者の死亡により、1人につき3万円を葬祭執行者に支給するものでございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金につきましては、制度改革に伴い、各市町は、県全体での国民健康保険運営に必要な経費を国民健康保険事業費納付金として負担することとなっております。

鳥栖市が負担する国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、次のページの後期高齢者支援金分、介護納付金分については、県からの提示額をそれぞれ計上いたしております。

次に、款4共同事業拠出金につきましては、制度改革により、高額医療費共同事業保険財政安定化共同事業が廃止となり、その他共同事業である退職医療費事務拠出金を計上いたしております。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業の実施に要する経費でございます。

節13委託料のうち、特定健康診査委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び集団健診を、県医師会、またはデータ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、年3回発送する医療費通知の経費及び年4回発送する後発医療品差額通知の郵送料及び通知書作成委託料でございます。

目2療養費は、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成するものでございます。

目3健康推進事業費のうち、節12役務費及び節13委託料につきましては、人間ドック等に係る経費を計上いたしております。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金及び目2退職被保険者等保険税還付金につきましては、所得の更正や社会保険加入により、過年度還付が発生した場合の還付金を計上いたしております。

款9予備費につきましては、5,000万円を計上いたしております。

なお、後期高齢者支援金等、その下の前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、その下の介護納付金につきましては、制度改革に伴い廃止となっているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部からの説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

詳しい説明があるほど、何かわかりにくいみたいな感じになってしまうんですけど、まず、再三御説明していただいていますけど、県の一本化になってどう変わったのかっていうところを詳しくじゃなくて、逆に簡単に、説明していただきたいと思います。

中川原豊志委員長

予算の、お金の流れみたいところを。

成富牧男委員

そうそうそう、お金の流れも特に。

例えば、歳入のところで見ますと、さっきの資料4ですけど、歳入が86億2,373万円から76億云々と、こういうふうに少なくなっていますけど、例えば、これは少なくなった分がどこにどういって、それが例えば市の負担になるとかならんとか、そこら辺、ちょっとつけ加えて説明していただくとわかりやすいと思います。

吉田秀利国保年金課長

資料4のほうをごらんいただきたいと思います。

歳入について申し上げますと、左から右のほうに移っているものでございます。

大きくは款の5、6、7の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金と、この3つにつきましては、県全体で一本化して作業をするということから、各市町の特別会計からはなくなっております。

国庫支出金につきましては、これまで17億円ほどありましたものが、全て県のほうに行くこと、県全体のほうの収入ということで、これは廃止になっております。

国庫支出金の整理について、先ほどから申し上げておりますように、災害等が発生したときの臨時的な補助金として頭出しを上げているということで、真ん中の県支出金が3億9,000万円、約4億円のところ、55億6,000万円という形になっております。

ここにつきましては、これまでの県支出金、ほとんどについては県全体で処理をするという形になっておりまして、これまで各市町が行っております保健事業等に関して交付されておりました、これまでは調整交付金、2種交付金と言いますが、そういったものが市町ごとに配れる分だけが残って、後のほとんどの五十数億円の分については、これは保険給付費、鳥栖市が保険給付費を支払うための財源として県から全て交付されるという形になっております。

そういったことから、歳入については一応そういう形で、大きくはもう前期高齢者交付金と共同事業交付金ですね。この分が、県全体になったということで、その分が全体的に下がっているというふうな形になっております。

それから、歳出につきまして申し上げますと、款1、2についてはもうほとんど同じでございます。歳出のほうでいう款2保険給付費、ここに54億2,600万円とありますが、これは先ほど歳入で申し上げました款4の県支出金、ここに55億6,000万円とある、こちらのほうにこの54億円が全て行っているとなっております。

それから、歳出で申し上げますと、款3、4、5、6、7ですね。これが全て、県全体で統一されるということで廃止になっております。

そのかわりとして、新たに国保事業費納付金ということで、県全体の運営を治めるための

経費、各市町が負担する経費として、国保事業費納付金を平成30年当初予算で言えば、総額で約20億円ほどですけれども、県のほうから提示された額でございますけれども、これが新たに追加になっているということで、差し引きますと全体で約10億円程度の予算規模が減少したという形になっております。

実質、ここでまた申し上げますと、歳入、歳出で先ほど申し上げました保険給付費の分、款2の保険給付費、この54億2,000万円というのは、平成30年度の歳入の予算のほうの県支出金、ここに55億6,000万円とありますので、ここがもう同じ額になる。

当然、各市町が支払う保険給付費については、全て県が交付するという形になっておりますので、ここの56億円を差し引いた残りが実質的な国保の特別会計の運営に要する経費という形になります。

以上でございます。

成富牧男委員

それで、もう少し中身を聞いていきたくはありますが、一番関心があるのは、要はこのことによって、私たちの――私も国民健康保険ですけど、国民健康保険税がどう、上がるのか下がるのか。そういうところなんですよね。どれくらい上がるのか、そこら辺をちょっと丁寧に教えてください。

吉田秀利国保年金課長

予算上から見ますと、歳出のほう、先ほどの資料4の歳出のほうを見ていただくと、総額で76億円という歳出の額になっております。

その中の、主なものとしては款2の保険給付費、これは保険給付費を支払うための県から交付される財源になっておりますが、その下の国保事業費納付金、ここに20億円ございます。この2つで全体の90%を超えるような形になっております。

それで、保険給付につきましては、全て県から交付を受けますので、その分については問題ございませんが、下の国保事業費納付金、これを支払うために保険税を徴収させていただくという形になります。

ここで、この事業費納付金を支払うに当たって必要な税率ということで、県のほうから標準保険税率というのが示されております。その標準保険税率、これはまた、甲議案のほうでも申し上げますけれども、若干現行税率よりも引き上げになっているところでございます。

成富牧男委員

若干とかいうと、ちょろっとのような感じがしますので具体的な数字を。例えばっていう、モデル世帯でどれくらいになるとか、上がるとか、そういうやつを、一回丁寧に説明されたかもしれませんが、ちょっとお願いします。

ちょっといいですか。ちょっと質問、もう一回。県が示したその納付金からいうと、納付金とそれから市に示されたその標準税率から言うと、こういうふうになるからこれぐらい、納付金を全部100%賄うためにはこうなりますみたいなやつ。例えば、こういう世帯のこういう人は年間にこれだけ上がりますとか、一例でいいですから、モデルとなるようなやつ、そういうふうな感じで説明していただけないか。

吉田秀利国保年金課長

そうしたら、甲議案のほうの資料でございますけれども、資料5のほうを御参照いただいでよろしいでしょうか。

左側のほうでございますけれども、県が示した標準保険税率を①のところに示しております。

②が現行税率でございます、③が現行の税率と標準保険税率の差となっております。差といたしましては、まず医療分の所得割については10.62%が9.80%ということで0.82%増加いたしまして、均等割については2,046円の増、平等割については3,507円の増となっております。

後期分につきましては、所得割が0.06ポイントの減、均等割については585円の増、平等割については793円の増となっております。

また、介護分につきましては、所得割が0.60%の減、均等割については816円の減、平等割については848円の減となっておりますね。

それで、現行税率との差でございますけれども、この資料5の3ページ目のほうに、県が公表いたしました、県内20市のモデル世帯での年間保険税額が出されております。

これで申し上げますと鳥栖市の場合は、現行税率の場合は3万2,100円で、標準税率で各計算をいたしますと3万4,800円となり、2,700円の増という形になっているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

増になるってということですよ、いずれにしろ。

下がるところってあるんですか。

吉田秀利国保年金課長

この、県内20市の表を見ていただいて、下がっているところもございます。

成富牧男委員

下がっているところちゅうのは、例えば、鳥栖市のところではいずれも上がりでいいんですか。

吉田秀利国保年金課長

鳥栖市の被保険者については、世帯の構成であったりとか、ということで、若干、増減—増減の幅は変わってきますけれども、全体的に引き上げになっているところでございます。

成富牧男委員

上がるということですね。

それで、もうずっと私たち言っていますように、皆さんもほかの議員も思っておられると思いますが、今の鳥栖市の保険料は高いということですよね。高いっていうふうに私は思っています。

それで、本来は引き下げてほしいぐらいですけども、せめて、引き上げをストップできないかっていうのが皆さんの声なんですよね。さっき、何かそういう話ありよったかな。

これだけじゃないですよ、国保だけじゃないんですよ。介護保険も上がるんですよ。

御存じのように、介護保険も上がりますよね。来年、大体、正式に決まるのは、介護保険組合でまたありますけど、介護保険も上がります。

年金は下がっています。そういう中での保険料の話なんですよ、この国民健康保険のね。

まず、ちょっと認識から伺いたいんですけど、今まで一般質問の答弁では、低所得世帯は大変だろなっていう認識を市長自身も示しておられます。

それで、どうなんですかね、せめて、もう上げんごとしょうとか、それはしたらいかんような決まりはあるんですか。

吉田秀利国保年金課長

国民健康保険制度の趣旨といいますか、助け合いの制度ということでございまして、基本的には、制度上は、費用負担につきましては、かかった医療費の3割程度、自己負担分として負担していただいて、その残りの分については半分を公費、半分を被保険者で賄うというのが基本でございまして。

それで、今回、医療費全体の平成30年度、県全体の推計を見た中で算出されたものでございまして、そういったものの中から費用負担として、鳥栖市の被保険者に対する負担として標準税率が示されたものでございます。

現在抱えている医療費を賄うための負担として負担していただくものでございますので、そういったこと等も勘案いたしまして、お願いをしたいというふうに考えております。

また、低所得者に対しましては、国のほうも低所得者に対する負担軽減ということで、軽減枠の拡充等も考えられております。そういったこともありますので、御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

成富牧男委員

いや、ちょっと私がお尋ねしたのは、やおいかんって思わんですかっていう、払うのがやおいかんっていう状況が、今ないですかっていうことです。市長の答弁も踏まえてお答えください。

吉田秀利国保年金課長

確かに、国民健康保険税を引き上げるっちゅう形になっておりまして、保険税の負担といたしましては、確かに低所得者が多いという形の中で負担をしていただくという部分もございます。ですから、非常に厳しい部分もあるとはわかって、わかっているというか、そういうこともございますので、低所得者に対しては、そういう軽減枠の拡充等をして、より負担の軽減になるような形、そういったものも国は検討されておりますので、そういったことで対応させていただきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

少し市長答弁からすると後退するような感じもしましたがけれども、今のは、ちゃんと低所得者にはそれなりの手だてをしておるからってという話でしたけれども、私はそういうもんじやないと思います。

それから、やっぱり根本的には、いや、わかっとなら、市も国、県にどんどん上げよったという話だと思います。でも、この国保の制度、さっき負担金の割合を言われました、財源の割合言われましたけれども、もともとはそうじゃなかったんですよね。もともとは、もっと国の負担分が多かったはずですよ。

それともう一つは、国保っていうのは、いわゆる助け合い制度やなくて社会保障制度だと私は思うんですよ。国が、言うなら国民の最低限の生活を守るための、生存権も含めて生きる権利。そういうのも含めて、しなければならないということであって、助け合いっちゃ、やっぱちょっと違うと思うんですよ。

だから、今、国に対していろいろ物申されているのはよくわかっておりますので、その分を引き続き片一方ではやってもらって、言うべきことは言っていたかと。

そして、ここでは、ある意味、本音を吐いてもらったほうが私はいいのかなと思います。

それで、さっきのお答えで漏れていた、何か一般会計から繰り入れて、その値上げ分を繰り入れて、せめて値上げされんごとはできんのですか、それをしたら法律違反になるのですかという質問です。

吉田秀利国保年金課長

まず、一般会計からの繰り入れについてお答えをいたします。

一般会計から繰り入れるということは、被保険者以外の方の負担という形になりますので、そういった意味も含めて国の方針といたしましても、特別会計をつくって運営をしているも

のでございますので、当然、特別会計は独立して運営していくべきものでございます。

そういった中から法定外の繰り入れをするということは、本来国も認めていないということとございまして、ただ現状といたしまして国民健康保険の場合は、高齢者が多いとか所得が少ないとか、そういった構造的な問題もありますので、これまで国としては、累積赤字を解消するための部分についてやむを得ないというふうなことで黙認をしてきたという現状でございます。

そういった、構造的な問題等を解消して国保制度の基盤を強化するという目的で、平成30年度から改革がございまして、その中には、国が3,400億円の公費を投入するというふうな形にもなっておりまして、そういった中で財政基盤を強化するっていうことを進めることで、一般会計から繰り入れ、そういったものを解消していくというのも1つの目的になっております。

それで、今後、国が今認めているというか、容認しているものにつきましては、これまで税率を抑制するために一般会計から繰り入れてきた自治体がございまして、

こういったところが、今回の改正で、標準税率に合わせることで、急激に保険税が値上がり、引き上げになったりするところについては、被保険者に大きな影響を与えるということから、そういったものを一気にでなく段階的に、標準税率に合わせるという形で、その間不足する財源については、一般会計から入れても仕方がないというふうな、そういった形の容認をしているということとでございます。

本来、国民健康保険特別会計ということで、特別会計の中で、その中で運営していくことが基本でございますので、基本的にはもう一般会計から繰り入れってというのは、法的にはもう絶対だめっていうふうな決まりはございませんけれども、そういった方向で鳥栖市のほうもさせていただいて、平成30年度以降、安定した国保の財政運営を行っていきたいということで、今回税率等も引き上げという形の提案をさせていただいたところでございます。

成富牧男委員

要は、もう結論のところですよ。できないことはないということだったと思います。

それから、ちょっとやっぱ国とか、本当、こすかですね、ここら辺の言葉で言うと、こすか。金は出さんでから、我がたちの都合のよか時には一般会計の繰り入れを認めて、さっき補正で6億円とかあったわけでしょう。ですよ。認めておきながら、そういう一人一人の、市民の被保険者の、本当に、もう払いたくても払えないって人。中には、それで差し押さえされとる人も、全くないわけじゃないわけでしょうから、そういうものもあります。

要は、もう結論の部分ですよ、したらいかんってというのはなかとに、せにやいかんとですかってつちゅうのがあるんです。

もう、同じ答えになってくるでしょうから、あえて聞きませんが。されんことあなかつちゅうことですね、結論は。されんことはなかと。標準税率であって、税率は独自に鳥栖市で決めることは可能だということでしょうからね、税率も。

それと、あと1つ、さっきちょっと触れられましたけど、関連でいいですか。3ページの県支出金県補助金の、目1、節2保険者努力支援制度交付金・特別調整交付金・県繰入金って、これですけど、これさっき言われた3,400億円の話と関係あるんですよね。3,400億円、その半分を市町村を政府が最低……、この保険者努力支援制度って何ですか、教えてください。

吉田秀利国保年金課長

保険者努力支援制度につきましては、医療費適正化に向けた取り組み等に対する国の支援という形になっております。

国の支援ということで、保険者努力支援制度交付金というものが国から交付されること、全国の各市町に交付されることとなっております。

この分につきましては、医療費適正化事業や保健事業等の医療費等を抑制する取り組み、また収納対策事業等を実施する市町に対して、実施をしたものに対して交付をされるっていうものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

3,400億円と言われた分の半分はその分に充てられるんですかね、制度的にはどうなっているんですか。

吉田秀利国保年金課長

平成30年度からの実施ということで、毎年この分で約1,700億円になっております。

成富牧男委員

ですから、さっき3,400億円と言われましたけれども、その半分は、ちゃんと市のほうには独自繰り入れば――さっき私がお願いしたけど、そればやめるように県が指導しておるかとかですよ。

それとか、滞納者への差し押さえ、そういうのを、収納対策をしっかりとやりよるかとか。また、そういうふうには、どっちかちゅうたら、財政面からのやつばかりですよ、適正化とかさっき言われましたけれども。

やっぱりそういうやり方、国の今のやり方ちゅうのはどうにかせないかんのやないかと。

そして、私がいつも言っているんですけど、鳥栖市に出すお金がないぐらい、鳥栖市が財源的にも厳しい市であれば、市であっても言わないかんですけど、鳥栖市の場合はそうじゃ

ないわけですから、十分に全体で6,900万円やったですか、尼寺議員の一般質問に答えられたのは。平成30年度でいうと6,900万円でしょう、足りない分がね。

さっき、いろいろ言われましたけど、決まりはないと。国が言いよるばってん、国自体がこの制度を入れるために、鳥栖市も何億という赤字解消のために一般会計から既に繰り入れてきたとるし、そのままずっと繰り入れてきたわけやないですか。

だから、できないことはないちゅうのはっきりしとるわけで、やっぱりね、今、5つの大型事業がずっと具体的になりつつありますよね。

そういう中で、一方で、こういう6,900万円ぐらいちゅうたら怒られますけど、そういうお金を出さんで、苦しくなるだろうって、わかっとなんとに上げるって、これは、私はいかがなものかというふうに思います。答弁は要りません。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかに、御質問ございますか。

いいですか。

古賀和仁委員

滞納とかでできなかった分は、今後県に移行してから、ここの部分はどういうふうに会計的には処理をされるんですか。

吉田秀利国保年金課長

国民健康保険税の賦課徴収に当たりましては、市町の業務ということで、これまでに引き続き各市町のほうで賦課徴収につきましては実施をいたしますので、これまでどおりの形で行うことになっております。

古賀和仁委員

県へ移行に変わった場合、その分は納めなくてもいいんですか県の分、どうなんですか。ここはどういうふうになっとるんですかね。

吉田秀利国保年金課長

国民健康保険税につきましては、あくまでも鳥栖市として賦課徴収をいたしますので、これまでどおり滞納者については、滞納繰越として徴収を行う形になっております。

古賀和仁委員

県のほうに納めなくていいのかどうかという、そこんところは。

吉田秀利国保年金課長

負担金につきましては、税と関係なく、決められた額を県のほうに納付するような形になっておりますので、滞納者が多くても決められた額を県のほうに納付するような形になって

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料、広域連合共通経費及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。この広域連合納付金は、前年度と比較いたしますと7,724万8,000円増加しております。

増加の要因といたしましては、保険料負担金は、被保険者が増加する見込みであること、広域連合共通経費は、後期高齢者システムが平成30年度に更新されることとなっており、新旧2つのシステムの経費が必要となること、また、保険基盤安定負担金は、被保険者の増加に伴って、軽減対象者も増加する見込みであることなどが理由となっております。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより、過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込み額を計上いたしております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

全然、何も知らんではいかんでしょうから、後期高齢者医療も来年度から上がるような話ですけど、そこんところをちょろっと情報をください。

吉田秀利国保年金課長

後期高齢者の保険料につきましては、2年ごとに見直すという形となっております。平成30年、31年度の保険料について現在、見直しをされているところでございますが、現時点において、後期広域連合から聞いているところによりますと、据え置くような形で進められているということをお話を聞いているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

休憩します。

午前11時59分休憩



午後 1 時19分開議

中川原豊志委員長

再開します。



議案甲第 3 号 鳥栖市地域環境整備基金条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 3 号 鳥栖市地域環境整備基金条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

議題となりました、議案甲第 3 号 鳥栖市地域環境整備基金条例案について御説明を申し上げます。

議案では 3 ページになっておりますけれども、概要について、厚生常任委員会参考資料に基づきまして御説明をいたします。

今回提出しております議案甲第 3 号 鳥栖市地域環境整備基金条例案の目的といたしましては、構成市町であります神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の 1 市 3 町から支払われます建設協力金を基金で管理するために設置するものでございます。

条例案では、設置、積み立て、管理、運用益の処理、繰りかえ運用、処分、委任についてそれぞれ規定をしております。

具体的に基金として積み立てる建設協力金につきましては、こちら、資料にありますけれども、1 の建設協力金の負担割合の表でお示しておりますとおり、平成 27 年国勢調査人口に基づきまして、均等割 10%、人口割 90% で算出された額で、総額 11 億 5,000 万円となっております。

また、この建設協力金の支払いにつきましては、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間で毎年 1 億円で合計 3 億円、平成 33 年度から 42 年度までの 10 年間は 6,500 万円の合計で 6 億 5,000 万円。

それと、平成 43 年度から 47 年度までの 5 年間で、毎年 4,000 万円で合計 2 億円となっております。佐賀県東部環境施設組合を通じまして、18 年間をかけて鳥栖市に対し

て支払われるものとなっております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。

藤田昌隆委員

建設協力金の負担割合で、平成30年から32年はずっと1億円ということやけど、まず均等割で10%、あと人口割となつとるんやけど、排出量は。

例えば、吉野ヶ里町と神崎市は今まで入ってないけん未定やね。その中で、人口が少なくても、その排出量の部分が多い、少ないは出てくるやないですか。そういった場合に、途中に負担金の割合の変更とかは考えられると。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今回の建設協力金の負担割合につきましては、今回決めた負担割合でもう最後までいくというふうになっております。

以上です。

藤田昌隆委員

じゃあ、途中変更はなしということですね。

わかりました。

成富牧男委員

まず、今の藤田議員の質問に関連してですけど、これ人口割と均等割やったら、ごみを減量したっていう、そういう何か動機っちゅうか、そういうことに対する、あんたところは頑張りよるけんって、そういう何とか割っちゅうとは考えられなかったんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

そうした考えにつきましては、今の鳥栖・三養基西部環境施設組合でも一緒でございますけれども、実際に焼却施設を稼働させた場合の分で、その考え方でごみを幾ら処理したかというのは、もうその排出量割でいくというふうになっています。

ただ、今の施設も同じように、建設については人口割と均等割ということで考えられています。

成富牧男委員

よくわかりました。

それで、あと、この条例の3番目、この基金の、地域環境整備基金の使途って書いてありますけど、これって何か今想定されているのがあるんですか。

ここに2項目、地域活性化に関する事業、生活環境の保全及び増進に関する事業って書いてありますけど。まだ詳しくなっていないということでこういう、2項目挙げてあるのか。何か、もうちょっと詳しいことがわからないのかっていう質問です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

最終的には、基金の使い道というのはまだ全部は決まってないということでございます。

今年度について、基本的には、周辺環境の整備ということで、道路整備のほうに平成30年度について予算を上げさせていただいているのと、真木町内を通る井堰ですね。

若宮井堰というところの改修工事のほうで、工事費といいますか、今設計、委託料を上げているということでございます。

今後も、そうした地域環境整備というふうな点、または周辺の地域活性化に関する事業について出していくというふうな、基本的な考え方だけを現在、持っておるということでございます。ということで、具体的にこれの事業ですというのは今のところはまだ言えないという状況です。

成富牧男委員

ごめんなさい、いいです。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

今さっき、ごみの排出量の件、変更がないということで聞いたんで、今度人口ば見たときに、例えばほかの市ですね、鳥栖市以外のみやき町とか上峰町とか、18年のスパンで考えたら減ってくるところもあっかなあと、大分ですね。

それでもこれは、この金額で、もうずっと払っていただけるっっちゃう理解までとれとると思っただけです。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

おっしゃられたとおりに、もう平成27年国調人口によるところを基準といたして計算をさせていただくということで、もうそれは、2市3町確認取れているというふうに思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかは、よろしいですか。

牧瀬昭子委員

先ほど、成富委員さんから地域活性化に関する事業ということで御質問があったと思うん

ですけど、地域からの御要望みたいなことっていうのは、周りの市も含めて、久留米市の小森野町とかですね。真木町、高田町、安楽寺町、下野町とかその周辺の方々からの御要望というのは今のところ何か出てますでしょうか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、周辺真木町を含めまして、周辺の町区からいろんなお話をされる中で、いろんな御要望いただいておりますけれども、そうした中で、今後こうしたものを活用して、できるものについてはしていかなければならない部分もあろうかと思っております。

それと、久留米市側につきましては、現在のところ久留米市側のほうに何らかのものをするというふうには考えておりませんが、近くに施設が建つということで、施設内のそうした、例えば多目的広場を使えばそうしたものにも、久留米市の小森野町の方についても御利用、市民と同じようにしていただけるようなことでは、何らかの地域振興策はあるかというふうに思っております。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと1つだけ、これは我々からもちょっと聞きたいと思うんですが、この名称が建設協力金っていう名称ですよ。これって、なんかちょっと違和感。

例えば、さっきの道路整備と井堰改修やったら、なんか建設協力金かいなと思うんですけど、これの考え方。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

名称につきましては、2市3町の首長の協議会を開いております、開催しておりましたけど、その中で決められたと。

どちらかと言いますと、鳥栖市側と言いますよりも、支払われる1市3町側のお考えでこうした名称に、計画となったということでございます。

それで、いろんな言い方は、いろんな建設協力金以外の言い方もありますけれども、今回についてはこういう名称で、ほかの1市3町が支出をしたいということでございます。

以上です。

成富牧男委員

なんだかわかるようなわからんような、その協力金ってある意味、協力じゃなくてみんなでしましよー——鳥栖市も含めてね。みんなでしましよーっていうことじゃないかいなど、もともとね。

そいけん、なんかもうちょっと的確な名称がないかなあというような感じがします。もう、答弁は要りません。

に改正され、国民健康保険運営協議会を、国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。

次に、(2)国民健康保険の被保険者とししないものであることの明記(第3条)につきましては、児童福祉施設に入所している児童等で扶養義務者のいない者を国民健康保険の被保険者とししない規定を定めるものでございます。

具体的な理由といたしましては、児童福祉施設に入所している児童等で扶養義務者がいない者については、医療に要する費用は全額県が負担することとなっているにもかかわらず、国民健康保険上は、国民健康保険の被保険者となり、保険税が賦課されることとなります。

鳥栖市におきましては、これまでこのような事例はございませんが、県内では、佐賀市、武雄市、鹿島市、嬉野市の4市が、条例によって国民健康保険の被保険者とししない規定を定めております。

平成30年度からの国民健康保険制度の改革に向けて、県内統一して、児童福祉施設に入所している児童等で扶養義務者のないものは、国民健康保険の被保険者とししないこととなったことから、条例の改正を行うものでございます。

次に、(3)課税額についての規定の改正(第7条)につきましては、国民健康保険税の課税の規定につきまして、これまで、保険給付費後期高齢者支援金等及び介護納付金等に充てる費用となっております。

今回の制度改正により、地方税法が一部改正され、国民健康保険税の課税額の規定について、国民健康保険事業費納付金に充てる費用となったことに伴い、条文を改めるものでございます。

(4)平成30年度国民健康保険税率等の改正については、平成30年度からの制度改革に伴い、国民健康保険の財政の運営が県単位で行われることとなります。県全体での必要な経費を国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなります。

この国民健康保険事業費納付金は、各市町の医療費水準や所得水準等を勘案し算出されております。県は、この事業費納付金を賄うために必要な保険税率を、標準保険税率として各市町に提示し、各市町は標準保険税率を参考に、国民健康保険税率を定めることとなります。

本市といたしましては、平成30年度以降の国保財政運営の健全化のために、国民健康保険税率を、県が示す標準保険税率に合わせる必要があると考え、平成30年度の国民健康保険税率を下記のとおり改定したいと考えております。

①の平成30年度国民健康保険税率改定案は、県が示した標準保険税率となっております。

改定案では、医療費分を所得割10.62%、均等割を2万6,046円、平等割3万9,507円。

後期分の所得割2.74%、均等割7,585円、平等割9,793円。介護分を所得割2.30%、均等割

9,184円、平等割5,152円。

医療分、後期分、介護分を合計いたしますと、所得割15.66%、均等割4万2,815円、平等割5万4,452円となります。

②現行税率、③に現行税率と改定案の差を記載しております。

医療分は所得割が0.82の増加、均等割が2,046円の増加、平等割が3,507円の増加。

後期分につきましては、所得割が0.06の減少、均等割が585円の増加、平等割が793円の増加。

介護分につきましては、所得割が0.60の減少、均等割が816円の減少、平等割が848円の減少となっており、医療分、後期分、介護分を合計いたしますと、所得割が0.16の増加、均等割が1,815円の増加、平等割が3,452円の増加となります。

3番目の施行日につきましては平成30年4月1日といたしております。

なお、保険税率改定の資料といたしまして、先日議会勉強会で御説明した資料を資料5としてつけさせていただいております。説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上、御説明といたします。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑をお願いします。

成富牧男委員

すいません、さっきフライングして大分聞いているので、重複しないように聞きたいと思っております。

尼寺議員の一般質問の中であつたんですが、この税率は毎年変わるってようなことを言っていたと思うんですけど、そこをちょっと確認したいと思っております。

吉田秀利国保年金課長

県が示す標準税率、これが毎年示されることとなりますので、それを参考に本市では標準税率に合わせるという方針でございますので、県から示された標準税率に合わせるような形で、毎年改正する予定でございます。

成富牧男委員

そしたら、必ずしも上がるっちゃならんけれども、上がるかもしれん、下がるかもしれんけど上がる、要は変動がある。それとも、もうずっと上がるんですか、見込みでは。

吉田秀利国保年金課長

毎年、県のほうが標準税率を示すこととなります。

標準税率の算定の仕方といたしましては、医療費の動向であったり被保険者の動向であったり、所得水準の動向そういったものが勘案されて算出されることとなりますので、標準税率につきましては、そういう状況に応じて変動するものと見込んでおるところでございます。

成富牧男委員

だから、変動するので上がる、下がるかもしれんけど上がるかもしれんということで、一概には言えないという意味ですか、今のは。その最後のところ。

吉田秀利国保年金課長

そうです。上がることも想定できますし、下がることも想定できる、両方とも可能性はあるということでございます。

成富牧男委員

毎年変動する、今までは、税率上げますよって言って、例の平成24年度から3カ年に分けて、最初はどんと上げようとしたのを、激変緩和つちゅうことで3カ年に分けて上げられましたよね、引き上げ。そういうふうには、今までは一定、毎年つちゅうのはなかったんですけど、今度はそういう毎年つちゅうのが、毎年何らかの変更があるということですね。

吉田秀利国保年金課長

そのとおりでございます。

中川原豊志委員長

ほかは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕よろしいですか。

では、質疑を終わります。



議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

議題となりました、議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

厚生常任委員会参考資料の4ページをお願いいたします。

1番目の改正の理由でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

次に、改正の内容について御説明をさせていただきます。

これまで、住所地特例によって本市の国民健康保険の被保険者となっているものであって、75歳到達により後期高齢者医療保険に移行する場合は、住所地特例の適用は除外をされておりました。

今回の改正により、住所地特例によって、本市の国民健康保険の被保険者となっている者は、65歳到達により、後期高齢者医療保険に移行する場合、住所地特例の適用が継続され、佐賀県の後期高齢者医療保険に加入することとなります。

下の例で見ますと、本市の国民健康保険被保険者が久留米市の住所地特例施設に入所した場合、住所地特例が適用され、鳥栖市の被保険者の資格を引き継ぐこととなっております。この被保険者が75歳到達により後期高齢者医療保険に移行するとき、これまで、改正前は住所地のある福岡県の後期高齢者医療保険の被保険者となっております。

これから、改定後につきましては、佐賀県の後期高齢者医療保険の被保険者になるということになります。

施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。

成富牧男委員

もうちょっと、この変更に至った理由。法律がこういうふうになっ理由。

吉田秀利国保年金課長

本来、住所地特例ということで、施設のあるところに住所を移されたときは、移される前の居住地の被保険者であるというのが住所地特例の考え方でございます。

そういった中で、後期高齢者の部分につきましては、75歳になって医療保険が変わって、国保から後期に移られるっていうときには、この住所地特例の適用が受けてなかったということで、平成20年度の当初から、この部分についてはおかしいという形で言われておりましたので、その分について今回の広域化を契機に改定するっていう形になったというふうに聞いておるところでございます。

成富牧男委員

産税の特例措置に関する要望書

中川原豊志委員長

それでは、陳情第4号に関しまして、所管事務調査ということで行います。

陳情に関しまして、現在の対応状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

この陳情については、先ほど申しましたように、さきの一般質問の中で、飛松議員のほうから一般質問されました内容でもございますし、同時に、建設経済常任委員会でも調査をされていると思いますので、当厚生常任委員会として、税務課所管、固定資産税関係の考え方ということで、対応状況を教えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

青木博美税務課長

税務課でございます。

陳情内容が固定資産税に関係しますことから、若干ではございますが、事業の主な内容と税務課の取り組みについて御説明をさせていただきたいと思います。

国は、厳しい事業環境にある中小企業を支援するために、平成28年7月からものづくりサービス補助金等により、中小企業の設備投資に補助金を交付しております。さらに、平成30年度から32年度の3年間は、予算措置を拡充し、重点支援することとなっております。

その背景としまして、中小企業の業況は回復傾向にありますけれども、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差が拡大する傾向にあります。

また、中小企業が所有する設備が、特に老朽化が進んでおり、生産性向上の足かせとなっております。

新制度の目的としましては、中小企業が今後、少子高齢化、人手不足、働き方改革などの対応として、厳しい事業環境を乗り越えるために、老朽化の進む設備を生産性の高い設備へと更新することで、中小企業の事業者自身も労働生産性の飛躍的向上を図ることを目的とするものでございます。

制度の内容としまして、現行制度では、経済産業大臣が認定する計画に基づき実施される設備投資に対して、事業費の2分の1が補助され、設備に対する固定資産税が2分の1に減免されるものです。

新制度におきましては、市が導入促進基本計画を策定し、市が事業認定することとなります。

補助の採択は、実際には国が行いますが、この事業を優先的に採択される要件として、1つは市が導入促進基本計画を策定し、事業者は、市の導入促進基本計画に沿った先端設備等導入計画を策定すること。

2つ目として、市はこの事業により導入された設備の償却資産の固定資産税の特例率を3年間ゼロとすることとなっております。また、重点支援の期間は、ものづくりサービス補助金の補助率が2分の1から3分の2に引き上げられることとなっております。

市としましては、中小企業支援のために、ものづくりサービス補助金等を優先的に採択される条件を整えるべく、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、固定資産税の特例率を定める市税条例改正の根拠となる地方税法は、この3月末の国会で改正される見込みですが、補助事業の根拠となる生産性向上特別措置法が国会で5月に成立、公布され、6月に施行される見通しですので、市税条例の改正は、6月議会において御審議をお願いいたしたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、説明が終わりましたけれども、何か御質問等ありましたら。

藤田昌隆委員

これについては、例えば、中小企業が商工会議所等と一緒に計画をつくり、そして、それを市に持ってきて、市が、これでよしと。例えば、生産性1%が3%になりますと。そうした場合に、枠がゼロから2分の1までですよね。ゼロの場合、どうしたときにゼロになるわけ。

青木博美税務課長

事業者の計画が、今後、市が準備いたします導入促進基本計画として認定されれば、固定資産税は、市の条例可決が前提でございますけれども、条例をゼロとすれば、この導入基本計画に認められたものは、固定資産税がゼロとなります。

藤田昌隆委員

要するに、枠がゼロから2分の1にあって、ゼロなるための縛りは、生産性が3%以上、そういうのを満たしておけば、ゼロになるっっちゃうわけ。

青木博美税務課長

ここにありますが、生産性が旧モデル比1%向上と、労働生産性が平均3%向上する設備、これを事業者さんが商工会議所等のアドバイスを受けながら、書類を作成されます。その中に、こういった証明というものが求められますので、そういったものを提出していただいて、市が、市の計画に沿っていますよという認証すれば、固定資産税がゼロになると。

藤田昌隆委員

3%とかね、そういうのは、ある程度長い期間じゃないとなかなか判断できないですよ。計画的には、いや、もうきちんと、生産性も3%以上、上がりますって言っても、実際に

その新しい機械、先端技術の機械を入れてもね、いや、やっぱしそこまで生産性は上がらんやったとか。

後で実績を検証する場合に、その目標値にいかなかった場合はどうなるわけ。

青木博美税務課長

もう一度確認ですけれども、これは前提が、市の条例を6月議会で通していただいた上での条件となりますけれども、この労働生産性等については、商工振興課のほうに聞いておりますところでは、中小企業診断協会とか、ほかの機械類の証明の時点で、機械そのものがその能力があるという証明をもって、市が導入促進基本計画に沿っていると認証すれば、もうそれで対象となるというふうにっております。

橋本有功市民環境部長

今、申しあげましたように、商工振興課のほうからの聞き取りの答弁ですので、内容の細かい部分については、商工振興課のほうで詳しくはわかりますので、うちのほうからは、「わかった」と呼ぶ者あり）こんなふうな形ということで、御了解いただければと。（「税金の部分だけね。了解しました」と呼ぶ者あり）

以上です。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 1 時 49 分 休憩



午後 2 時 7 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

改めて、今回、陳情が出ておりました、設備投資に係る固定資産税の特例についてということで、所管としての考え方をお伺いいたします。

橋本有功市民環境部長

今回、陳情が出ております生産性向上特別措置法に基づく特例措置に関しましては、中小企業に対する償却資産設備投資の促進等々でございます。

市としても、この方向性については、進めていくというふうなことで考えられております

平成30年 3 月 20 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
社会福祉課長	吉田 忠典
社会福祉課地域福祉係長	庄山 裕一
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	松隈 義和
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也

市民環境部長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	村山 一成
国保年金課長	吉田 秀利
税務課長	青木 博美
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 審査日程

陳 情

陳 情第3号 産前産後サポート事業実施について（要望）

陳 情第4号 「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定および
固定資産税の特例措置に関する要望書

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第10号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第3号 鳥栖市地域環境整備基金条例

議案甲第4号 鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第5号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報 告（市民環境部税務課、国保年金課、健康福祉みらい部社会福祉課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

障害児通所事業所の国庫負担金等返還金対応について

6 傍聴者

な し

7 その他

なし

このようなことから、施工実績が大きな企業への発注になるものと考えておりますけれども、近年の他自治体等における、入札の不調等もございますけれども、そういうことがないよう配慮しながら、今回の企業版ふるさと寄附金という寄附のもとでの改修工事となりますので、地元企業への協力について、配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、執行部の考え方がありましたけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ぜひ、地元の企業に、企業育成という観点からも、発注機会、仕事の機会を設けていただきたいとお願いをしておきます。



総 括

中川原豊志委員長

それでは、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通しまして総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

では、成富議員からありましたら。

成富牧男委員

言いたいこといろいろありますが、ちょっと絞って、同和団体への補助金について申し上げます。

大分、審査の中でも言いましたけれども、そもそも同和対策事業つちゅうのは終了しているわけですね。平成13年度をもって終了しています。そのときの理由は、特別対策は本来時限的なものであり、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化したこと。

それから2番目に、特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないと。

3番目に、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難、そういうふうな理由で国のほうは見直しをしたんですね。

ところが、鳥栖市のほうは、もうその以前、その以前はそれなりとしても、さっき、今読み上げた、申し上げた中の同和地区っていう指定地区はないにもかかわらず、あるかのよう

な実態調査とか何とか調査とかいうのも事業報告書の中に挙がっておりますが、そういうのにかこつけたような感じで——これは私のとり方ですね——500万円、そして数年前からは100万円削って400万円というふうになっています。

やはり言いたいのは、例えばいろいろな団体への補助金ありますよね、それと同じようなレベルでの、例えば決算報告については同じように精査していくと。それから、おかしいところについてはきちっと言っていくと。それは、もう申請の段階についてもそうですね。

私は、どうもそこら辺が、この同和団体の400万円については甘いんじゃないかと。

それで、私自身も改めて気づいたのが、今回あったのは、決算書に1円も繰越額がないということですね。歳入と歳出、同じ。

例えば、普通余ったとか赤字とか、そういうやつがありますけど、1円単位で同じ額になっているんです。これ、ずっと今まで、多分そうになっていると思うんですね。

こういう状況っちゃうのは、多分同じ補助金の団体、いっぱい持っておられますので、ほかのところでは多分ないんじゃないですかね、そういうのは。やっぱ、そういう例、一つとって見ても、とても特異な団体、同和団体への補助金だというふうに私は思っております。

それで、さっき言ったように、一般施策のほうでやんなさいというのが国の考え方ですから、やはりその方向にやっていただく。

そして、やるならば、ここですよ。私が、最初に言ったように、やるならば、ほかの団体へのいろいろな福祉関係の団体への補助金の申請のさせ方と、それから、決算書についても同じように、同じように言って、指導していくべきだと。相談し合って——ちょっと言葉が違うって言われそうですけど。相談しながらつくったとか、相談しながらこういう決算書とか報告書をつくったというのは言語道断だと思います。

やはり、こちらのほうが指導せんといかんわけですよ。ほかは、そうされていると思うんですよ。相談して幾らにしましょうかっちゃう話じゃないと思いますので、ぜひ、そういうところを、今度また決算の際に見ていきたいと思います。

以上です。長くなりましたけど終わります。

中川原豊志委員長

藤田議員、ございましたら。

藤田昌隆委員

最初、ちょっと申しましたけど、全体の市の財政の中で、大きなウエートを占めているのが民生費と。

そういう中で、私、今回初めて厚生常任委員会というように入らせてもらいましたが、本当にびっくりするぐらい、例えばひとり親の補助金に関しても、物すごい、いろんな形で

の補助金がついていますし。それで、決算額というか、決算を見てみると、その減額がかなり多い。

当然、国の補助金の増減もあって、出てくるのは当たり前なんですが、そういう中で、やはりウェイトが高いからそのまま減額が残るということは、大きくなるということ、やっぱりほかの部署、部門に大きく影響をしてくるんですよ、大きいがゆえに。

よその部門が、予算が取れないという形にもなってきますので、ぜひ、補助金を出したところに関しては、きちんとした実績報告とか、途中経過なりを取るべきだと思うんですよ。

そういうことで、ぜひ、予算を組んで、皆さん方の要望にたくさん応えられるという気持ちはわかりますが、限られた財政の中で割り振りするわけですから、ぜひ、慎重の上、予算を組んで欲しいというふうに強く思います。

以上です。

中川原豊志委員長

牧瀬議員、ございましたら。

牧瀬昭子委員

まず、児童虐待、DV対策等総合支援事業費ということで予算が組まれていたところなんですけど、この対策ということで、来られた方がもう困った状態とか何か犠牲が起こってしまった状態っていうことでの対策っていうふうになっているかと思うんですが、未然に防ぐ、防げるための講座ですとか、その子供たちに対する対応ですとか、教育っていうことができるような仕組みっていうののために、ぜひ、予算の拡充をしていただきたい、内容をもっと充実させていただきたいなと思いました。

あわせて、産前産後ケアを、もう何度も出てきているかと思うんですけれども、もう一度、来られる方に対するケアと相談に行かれるっていうこともあったと思うんですが、デイケアという形で、どなたが来ても心安らげる場所っていうのをぜひ今後も検討してくださるということだったので、この分も内容の拡充と、それから予算も手厚くっていうことで、ぜひ要望していきたいと思います。

中川原豊志委員長

古賀議員、ございましたら。森山議員は、よかですか。（「ございません」と呼ぶ者あり）

樋口議員は。

樋口伸一郎委員

2点ございます。

まず、1点目が教育費についてですけど、保健体育費の体育施設費の工事請負費、営繕工事費の中に競馬場南グラウンドのトイレが含まれてございました。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、本案は原案とおり可決いたしました。

oo

議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第6号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案とおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oo

報 告（市民環境部税務課、国保年金課、健康福祉みらい部社会福祉課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

障害児通所事業所の国庫負担金等返還金対応について

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨、申し入れがあつております。

資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

それでは、まず税務課からの報告をお願いします。

青木博美税務課長

税務課です。

議案外ではございますが、鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決について御説明いたします。議案外の参考資料の1ページをお願いします。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部改正が、国会において3月末成立となる予定であり、平成30年4月1日施行のものについて専決が必要となるものでございます。

改正の主な内容としましては、法人市民税と固定資産税、都市計画税に関するものでございます。

法人市民税につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の、延滞金の計算期間について除外する期間を定めるものでございます。

法人の確定申告書の提出期限を延長した法人が、申告した後に減額補正され、その後に増額補正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がなされていた間については、延滞金は発生しないことを規定するものでございます。

次に、固定資産税関係につきましては、固定資産税及び都市計画税の土地に係る価格の特例と税負担の調整措置を3年間延長するものでございます。

固定資産税は、土地や家屋の試算の価格に対し課税されるものですが、その価格は3年ごとに見直しをして3年間は据え置くこととなっています。

しかし、毎年地価の下落が進み、次の評価替えまで価格を据え置くことが固定資産税の課税上著しく均衡を失することとなったため、平成9年に評価替え年以外でも地価が下落した場合には、土地の価格を修正することができる特例が創設されたものです。

また、負担調整措置につきましては、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の急増を緩和するための措置でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

この際ですので御意見、何か、御質問がありましたらお受けしますが。

成富牧男委員

いつ出すとですか。これ、専決で、きょうは議案外やろう。報告でもないっちゃろう。

青木博美税務課長

国会で、地方税法が改正されましたら専決で承認を得たと思います。

なお、施行日は平成30年4月1日でございます。

橋本有功市民環境部長

専決をさせていただきました後、6月議会において報告をさせていただきます。

成富牧男委員

わかりました。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

専決をした場合は、条例としては出さないっていうこと、議案としては出さないってことですね。

もう既に決定したちゅうこと。どういうことですか。

橋本有功市民環境部長

専決でも条例の改正はさせていただきますので、その旨の報告について6月、次の議会でさせていただくということでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

今議会では間に合わないんで、4月1日から施行するんで、その施行したことに對して6月で報告しますと。（「よかです」と呼ぶ者あり）

いいですか。

では、次に国保年金課から説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

国保年金課でございます。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要、専決予定について御説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が3月末成立となる予定でございます。まして、平成30年4月1日施行のものにつきまして、専決が必要となるためでございます。

改正の内容については2件ございます。

まず、1点目につきましては、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で、それぞれ限度額の上限が地方税法施行令で規定されておりますが、今回、医療給付費分54万円を58万円に引き上げが予定されております。

なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分については据え置きとなっているところでございます。

次に、改正の2点目でございます。

国民健康保険の軽減措置の改正について御説明いたします。これは、国民健康保険の低所

得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため軽減対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回、軽減判定所得の改正は、5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正が予定されております。

5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では基礎控除額33万円に加え、27万円に国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、改正により国保加入者数に乗ずるべき金額27万円を27万5,000円に引き上げる予定でございます。

次に、2割軽減の判定では、これまで基礎控除額33万円に加え、49万円に国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、国保加入者数に乗ずべき金額49万円を50万円に引き上げる予定でございます。

このことによりまして、5割、2割軽減の軽減判定所得がそれぞれ引き上げられまして、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の、おのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたけれども、御意見や御要望等ございましたら。

成富牧男委員

ひょっとしたら、今まで説明いただいたとるかもしれませんけれども、単純な質問ですけど、例えば1の賦課限度額の改正では、医療給付分だけが4万円上がっていますよね。あと、増減なし、増減なしってなっていますけど、国のそういう考え方ですね。

2番目も同じ理由で、7割軽減については、改正はありませんとなっていますが、そこら辺の考え方を教えてください。

吉田秀利国保年金課長

賦課限度額について申し上げますと、国の賦課限度額に対する考え方が被用者保険の超過世帯という、超過に当たる世帯が1%から1.5%ということで、これは法で定めがされております。

それに合わせるように、国民健康保険の超過世帯の割合も、その1.5%に近づけようということで段階的に引き上げが予定されてあるということの中で、平成30年度の見込み、国民健康保険の超過世帯の見込みといたしまして、医療給付費分につきましては改正以前の場合は2.69%、後期高齢者支援金分が2.05%、介護納付金が2.35%ということで、医療給付費分が後期高齢者支援金分、介護納付金分に比べ超過世帯の割合が高いということから、今回は、医療給付費分について4万円を引き上げるという形になっております。

国の試算ではございますが、医療給付費分だけを引き上げた場合、改正後の超過世帯の見込みといたしましては、医療給付費分が2.36%、後期高齢者支援金分が2.05%——一緒ですけれども。

介護納付金分が2.35%ということで、比較的3つとも同じような割合になるということから、今回、医療給付費分の引き上げだけになっているということでございます。

また、軽減世帯分の拡充につきましては、7割軽減につきましては33万円を所得から引くということで、この33万円が基礎控除額でございますので、所得割がかからない世帯ということが7割世帯ということで、その部分についてはそのまま、現行どおり進めていくということで、形になってございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、次に社会福祉課のほうから報告をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

社会福祉課でございます。

12月議会で、障害児通所事業所の不正請求に係る国、県への返還金について予算のほうを御審議いただいておりますけれども、その後の通所事業者への対応等について経過報告をいたしたいと思っております。

12月以降でございますが、12月から1月にかけて1市3町、関係のある1市3町のほうで協議を行い、今後の対応のほうを協議いたしております。

そして、2月の月上旬に、催告状を再度、送付をいたしております。

納期限を2月28日としておりましたけれども、2月28日まで納付のほうはございませんでした。

そこで、私どもといたしましては1市3町で、強制執行という形であることを、強制執行するというので、実は本日、預金のほうの差し押さえをするようにしておるところでございます。事業所への対応としては、そういった形のほうで今進めていると、債権の回収は、そのようにして進めているところでございます。

それとは別に、九州市長会のほうに私たちのほうでも議題としていただけるように、現在、関係部署と協議をして、九州市長会のほうへ提案ができるように、関係機関と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、御説明ありましたけれども、何かお聞きしたいことございましたら。

樋口伸一郎委員

すいません、説明の中の関係部署、関係機関っていうところは、九州市長会に議題として上げるためのっていうところはどこなんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

九州市長会に上げるためには、まず県内の市長会等と中身を協議する必要がございますので、まず県内の市長会等で協議をする形にしております。

樋口伸一郎委員

ということは、さっき言われた、その1市3町の範囲の市長会よりももっと広い範囲の、県内の市長会でっていうことでいいんですかね。

吉田忠典社会福祉課長

そのとおりでございます。

古賀和仁委員

市長会もですけど、町のほうはどうなっているんですか。それは聞いてらっしゃいますか。

吉田忠典社会福祉課長

1市3町のうち、3町は町村会のほうの形になりますけれども、具体的な動きのほうは私どもまで、ちょっと聞いておりませんが、3町との協議の中では、やはり上のほうには上げていきたいというふうな意向は持っているということはお聞きはしております。

中川原豊志委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

その関係部署の方と協議している内容というか、どういうことを市長会の中でお話しされる予定ですか。

吉田忠典社会福祉課長

まず、障害福祉サービス事業者に、最近指定取り消しとか不正請求とかが多いということがございます。その点について、有効な手だてがなされてないのではないかということの意見を。

そして、さらに、不正利得の金額に応じた国庫金、県費の負担金につきまして、返還金が確保されない場合には市町の負担となっていることが非常に問題があるというようなところを市長会のほうに上げていきたいというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

それは、県の監督責任のこととか、今後県とどういうふうに負担を分けるかとかそういう問題になってきますか。

吉田忠典社会福祉課長

もちろん、監督権限は県のほうに今ございまして、そして負担金の返還については、国、県に返還する形になっておりますので、そういったところで、国あるいは県のほうに対する私たちのほうの要望という形になるかと思えます。

牧瀬昭子委員

要望っていうのは、要するにどういう内容ですか。

吉田忠典社会福祉課長

要望は、例えばその不正利得があった場合には、まず市が国、県の負担金等を返還しなきゃなりません。その財源として、不正を行った事業者のほうから返還金を市のほうに払ってもらおうというような前提があるんですけども、事業者のほうで返還金を負担できないと、返還できないといった場合には、それにかかわらず、市のほうは、国、県のほうには返還金を返さなければならないと。

こういう形で、もし、事業者のほうで返還金を市のほうに支払えない場合には、市の負担で払わなきゃいけないというところの制度をどうにかしてほしいというような内容になると考えております。

牧瀬昭子委員

それは、県に対して、県の分は県で支払ってくださいよっていうことも要望に入るということですか。

吉田忠典社会福祉課長

県に支払うのは市のほうが支払います。

ですから、市が支払うに当たっては、事業者からいただく返還金に応じた額のほうを国、県等に支払うべきではないのかというような考えを表明したいというふうに思っています。

牧瀬昭子委員

最後です、この資料、きょうが債権回収の日ということなんですけど、これがどのぐらい回収できるかっていうのがこれからわかっていくことだと思うんですけど、今の段階のこれからの予定というのを教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

本日、強制執行という形で差し押さえをする予定にしております。

その後は、差し押さえの金額があれば、その部分を収入のほうに上げるという形にしております。

その後も、私たちのほうとしては資産調査等を続けていって、できるだけ債権の回収に努めていきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

すいません、これで最後です。

先ほど、県の監督の問題が出たと思うんですけど、要望として、今回問題になったのがこのお金の返し方もそもそもですけど、県が監督をしてきたことによる流れってということで、ここに至った経緯があると思うんです。そのあたりも含めて、事業者と県との監督責任の問題とか、どういうふうにして監督をしていくのかってということも含めて、ぜひ県のほうにも要望をしていただけないかなと思います。いかがでしょうか。

中川原豊志委員長

県への要望の中に……、（発言する者多数あり）休憩します。

午後 1 時46分休憩



午後 1 時47分開議

中川原豊志委員長

再開します。

詫間聡健康福祉みらい部長

まず、県への要望についてでございますけれども、昨年2月からプレスリリース等がありました指定取り消しの関係について、その後、県に対してはずっと引き続き要望を行ってきたところでございます。

まず、12月の補正予算の中で、補助金返還の予算計上を行ってまいっておりますし、それ以降の経緯について、また本日、資産調査を行った差し押さえに、強制執行に入るといふ

うな手続を待っております。

それとあわせて、県の市長会を通じ、九州市長会についての要望について、全国の市長会までやっていく経緯で考えております。

過去にも、川内市が全国市長会への要望と、この制度についての要望を行った経緯がありまして、それに見合ったところでの要望等を引き続き行ってまいりたいと、県に対しても行っていきたいというふうに思っておるところです。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

忘れんうちに、今の要望の中身を、何か箇条書的に。

例えばね、そのお金の話もやけど、そもそもの制度自体、ここら辺をこう変えてもらいたいか、そういうのも具体的に挙げてあるんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

市長会の要望につきましては、現在、文面を調整中ございまして、そういったところで、私たちの意図としましては、適正な、不正防止につながるような施策をお願いしたいというのと、あと返還金については、事業者が返還できない場合には市町の負担になるので、そこを何とかしてほしいというような、大きく言えば2点について、要望をしていきたいと考えております。

成富牧男委員

大体わかりましたけど、この間、関係者の方と話しよったら、えらい、今度はもう県と市から来たもんね、とかっていう話があっていました。非難してやなくて、厳しくしよんしゃっていう意味で、私もちよっと今、紹介しているんですけど。

国とか県への要望、結果待ちやなくて、実際はそういうふうにしてやられているわけですよ、既に。どうでしょうか。

中川原豊志委員長

質問の意図を、もう少し。

成富牧男委員

実際は、もう既にできることはされているわけですよ。

中川原豊志委員長

という質問です。

吉田忠典社会福祉課長

そうです。

成富牧男委員

それで、最後に要望だけしときますと、前、12月にも申し上げたと思いますけど、まさにこの業界っちゅうのは玉石混合だと思うんですよ。よかところもあれば、もうとんでもないところも、極端な言い方すると、金もうけのためにやっているところもあるし。

だから、真面目なところを萎縮させるようなことはしてはならないというふうに、私は思っております。

非常に真面目に、放課後の障害児、子供たちをどう育てるのか、発達を保障していくのかという観点で、真面目にやっておられるところがありますので、そういうところに、もちろん同じような指導はしていかにやいかんけど、そこら辺が萎縮して、いらん心配せにやいかんごたつこと、そこだけはね、ぜひ避けてほしいなというふうに思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

債権についてです。

さっき資産調査等も含めて、今度されていくってということやったんで、債権回収のできる可能性を秘めたものは多分わかってくるかなと思うんですよ。

ただ、2月までの経緯とかを含めると、実際払うべきものとか、払うべきタイミングのときに払えてないこととか、その経緯を踏まえると、多分、預金とかの差し押さえをしても、恐らくは——これは予測ですけど——ほぼ現金がないような状態であるんじゃないかなって、個人的には推測してしまうんですよ。

それで、その回収においてはですよ、債権の——こちらが負担すべき金額ですね、鳥栖市が負担して、県とかに立てかえて払うべき金額は、もうわかっているじゃないですか、幾らってというのが。

だから、少ない多いじゃないですけど、債権によって回収できた金額とかそういう資産とか、いうのはこちらでもちょっと知りたいかなと思ったもので、その大小にかかわらず、そういう報告はまた受けることが可能でしょうかという質問なんですけど。

吉田忠典社会福祉課長

機会があるときには、その旨を御説明はしていきたいと思います。

中川原豊志委員長

改めて、休憩します。

午後 1 時 53 分 休憩

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 印

